

第6章 無形文化財の保護

第1節 無形文化財保護の歩み

1 無形文化財の誕生

昭和25年に制定された文化財保護法で、芸能や工芸技術など人々が身に付けている各種の価値の高い「わざ」が、無形文化財として、文化財の中に位置付けられた。建造物や絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書などの具体的な「物」、つまり有形文化財については、古社寺保存法や国宝保存法等の明治以来の法制度で、また史跡や名勝、天然記念物については大正時代制定の史蹟名勝天然記念物保存法で、その保護が行われてきた。文化財保護法では、これら有形文化財や史蹟名勝天然記念物と同様に、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の「わざ」を、我が国の歴史と伝統の上に形成された貴重な無形の文化的所産、つまり「無形文化財」として、初めて法律上位置付けて、その保護を図ることとされた。

このような「わざ」は、かつて、例えば、雅楽が宮廷や幕府、寺社等での儀式の芸能として、また、能楽が武士の教養として、それぞれ尊重され、その実演家も関係の各機関に専従して伝承されてきたような例もあるが、多くは一般の人々の生活と結び付き、各時代の生活様式の中で育まれ磨かれてきたものである。人形浄瑠璃文楽や歌舞伎などは、江戸あるいは上方で、多くの人々によって生まれ支持されてきたもので、無形文化財の伝統的な在り方を示している。

これら無形文化財は、時代の変遷に応じて、時には衰え、時には盛大になって、今日に至っているが、特に第2次世界大戦後の社会経済の急激な変動と社会様式や慣習の変化によって、急速に衰退する状況が見られた。文部省では、昭和21年3月、社会教育局に芸術課を設けて、各種の演劇や音楽、舞踊などの振興を図ることになり、初代芸術課長であった今日出海の創意によって、同年9月と10月に第1回「芸術祭」を実施した。この芸術祭は開催趣旨にあるように「惨憺たる焼跡の町にあって、様々な災難が我々を取り囲むなかで芸能文化を一堂に集め、古き文化を保存し、新しき文化を昂揚し国民を鼓舞し明日の建築のための力を養う」ことが目的であった。

第1回の芸術祭では、歌舞伎は、その本拠地とも言える東京の歌舞伎座が戦災で焼失したままだったので、東京劇場での2か月間の歌舞伎公演が芸術祭公演として位置付けられた。また帝国劇場では能楽や新劇、オペラ、義太夫節、日本舞踊、雅楽、洋楽、バレエが次々と上演された。これらの芸術祭公演は、戦後、我が国の芸能文化にとって、再出発の大きなきっかけの一つとなった。

さらに文部省は、野上豊一郎（能楽研究家、法政大学学長）、小宮豊隆（東京音楽学校長）、久保田万太郎（劇作家、演出家）、河竹繁俊（演劇研究家、早稲田大学教授）などと協議し、昭和24年度から雅楽演奏の五線譜記録など保存事業を実施していったが、このような施策を踏まえて、25年の文化財保護法に無形文化財が位置付けられることになったのである。

その原則的な考え方は、「文化財要覧（昭和26年版）」によると「文化国家建設の根本は芸術を振興し（中略）普及することであり、我が国の無形文化財である古典芸術は実生活及び現実社会から遊離して経済的基盤を弱めているが、それが古典芸術の価値の喪失を意味するものでないことは言うをまたない（中略）、そこで無形文化財保存についての国の特別の保護対策が必要であり、直接又は補助事業としての記録保存、公開、後継者養成等の保護施策により無形文化財を保護育成すると共に、その文化的活用に努め、世界文化の進展に貢献せしめる」ことである。

無形文化財の保護は、このような考え方を踏まえて以下のように、まず昭和25年に無形文化財のうち価値が高く、国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものへの援助が規定され、同29年の法改正によって重要無形文化財の指定制度が新設され、また50年の法改正により重要無形文化財の保持団体制度が導入されて現在に至っている。

2 文化財保護法の施行

(1) 助成の措置を講ずべき無形文化財の選定

昭和25年の制定当初の文化財保護法では、無形文化財が「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）」と定義され、文化財の類型の一つとされた（同法第2条）。しかし、その保護施策の具体的な規定は、「無形文化財のうち特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡する虞のあるものについては（中略）適当な助成の措置を講じなければならない」とされ、その措置を受けた者に「無形文化財の公開を命ずることができ」、また公開を命じた場合や公開の申出があった場合は経費を補助することができるとするわずか2条であった（同法第67条・第68条）。

有形文化財や史蹟名勝天然記念物に関しては、価値の高いものを重要文化財、史跡等に指定し、その管理や保護、公開、調査等についても規定するという周到な制度になっていたが、それと比較して無形文化財に関しては、指定という保護対象を法的に特定する制度がなく、さらにどのように価値が高く重要な無形文化財であっても、それが衰亡の危機にあると認められない限りは保護の対象にできない仕組みとされていた点で、まだ十分とは言えないものであった。

ともあれ文化財保護委員会（昭和43年6月からは文化庁。以下、この章において「委員会」という。）では、無形文化財関係事務を総務部管理課及び記念物課が担当することとし、諮問機関として文化財専門審議会第4分科会を設け、その専門委員として、芸能関係15名、工芸技術関係8名の学識経験者を委嘱し、無形文化財の保存と活用に関する専門的な意見を求めることとした。

委員会は、まず昭和25年12月に、助成の具体的内容として、①補助金の交付、②資料の調査整理保存、③資材のあっ旋、④公開のあっ旋、⑤入場税の減免等を定めた。なお資材あっ旋とは、物資不足という戦後の社会情勢を反映したもので、例えば箆金用の金や能楽堂建設用の檜材などの入手が想定されていた。その後、委員会は、昭和26年5月に「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」を定めた。

この基準では、助成の対象とすべき無形文化財を、我が国の古典的文化財として芸術的価値が高

いもの、又は歴史的意義を持つものと明示し、さらに芸能関係と工芸技術関係について分野と具体例を示している。

それによると、芸能関係では「音楽、舞踊、演劇、その他のうち、例えば雅楽、舞楽、^{しやうめい}能楽、狂言（中略）、民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承、行事等」とあり、舞台芸能に加えて、神楽などの民俗芸能や民間伝承、行事等を含み、また工芸技術関係では「漆工、金工、木竹工、染織、陶磁器、建築その他のうち、例えば蒔絵、髹飾象嵌、銅鏡、甲冑、日本刀（中略）、規矩術等」とあるように、漆工や金工などとともに建築を含み、その例に建築の規矩術が示されているように、対象を比較的幅広くとらえるものであった。

この基準に従って、委員会は「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定」及び各年度ごとに実施すべき無形文化財関係の保護事業などについて、まず昭和27年3月に、助成すべき無形文化財として、芸能では、郷土芸能の「山伏神楽」（岩手県）ほか97件、工芸技術では「漆芸」（東京都）ほか24件を選定し、また各年度事業では、芸能で雅楽の「神楽歌の記録」など10件、工芸技術で「白石紙布の技術記録」など11件のそれぞれの記録作成事業を行った。以上の選定は、第2次（27年11月）、第3次（28年3月）、第4次（28年11月）、第5次（29年3月）と続き、助成の措置を講ずべきものとして選定された無形文化財は、芸能は「文楽」（大阪府）など113件、工芸技術は「植物染・藍染」（京都府）など42件の合計155件となった。

その間、委員会では、無形文化財保護の体制を充実させていった。芸能関係では、昭和27年4月に文化財保護委員会附属美術研究所が東京文化財研究所に改められ、新たに演劇研究室、音楽舞踊研究室、郷土芸能研究室を持つ芸能部が設置された。さらに昭和27年8月には、委員会事務局に無形文化財に関する事務を所掌する無形文化課が新設され、関係事務が管理課及び記念物課から同課へ移された。

また委員会は、無形文化財の保護事業として、文部省が昭和24年度から行っていた事業を継承する形で、同25～26年度にかけて雅楽の五線譜記録等の文書・写真記録、能楽の狂言小謡等の録音記録、文楽の記録映画作成を行った。昭和27年度からは国庫補助金として「無形文化財助成金」と「文化財公開費交付金」を設け、選定した無形文化財の衣装補修、記録映画作成事業や工芸技術展などの公開事業に対して、保存会等を補助し、文楽については昭和28年度から後継者養成等事業補助を開始した。

しかし無形文化財の保護は、法律上飽くまで「^{せいか}衰亡の虞のあるもの」を対象とするものであったため、助成すべき無形文化財として選定された無形文化財は、例えば芸能関係では、舞台芸能は「文楽」（大阪府）1件だけで、他の112件は、衰亡する可能性が高いとされた郷土芸能であった。つまり、選定基準に具体例として示された雅楽や能・狂言、歌舞伎、三曲や長唄等の伝統音楽など、我が国の代表的な舞台芸能については、保護対象としての選定を行わないままになっていた。

このような状況の中で文化財専門審議会第4分科会から、昭和28年11月に無形文化財及び民俗資料に関する保護規定の整備等について建議があり、委員会でも積極的に文化財の価値に重点を置く指定制度を研究し法改正に向かうこととなった。

（2）重要無形文化財の指定及び保持者の認定

昭和29年の法改正によって「無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる」（文化財保護法第56条の3）ことになった。つまり、この時から無形文化財についても有形文化財等と同様に価値の観点から保護の対象とするものを特定して重要無形文化財に指定する制度が採られることになったのである。

重要無形文化財として指定されるものは、無形の「わざ」そのものであるが、「わざ」は、それを現に体现あるいは体得している人がいて、初めて現実的で具体的な存在となるものであることから、重要無形文化財の指定に当たっては、その「わざ」の体现者又は体得者を保持者として認定しなければならないこととされた（同法第56条の3）。保持者については、死亡した場合は保持者としての認定は解除されたものとされ、保持者として適当でなくなった場合等には認定を解除すること、また、保持者の全員が死亡した場合は重要無形文化財の指定そのものが解除されたものとされることとされている（同法第56条の4）。

保護の内容も、従前からの公開補助の規定に加えて、委員会が直接記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができること、また、その事業を行う保持者や地方公共団体、その他保存に当たるのが適当な者に補助することができる（第56条の6）ことが規定された。

さらに、無形文化財の中には指定してそのままの形での存続措置を講ずることは社会情勢その他の関係で到底実効をあげ得ないが、資料的価値の高いもの等があるので、これらについては、重要無形文化財に指定されていないものであっても記録の作成・保存・公開を行うことができ、また無形文化財の公開や記録作成等に補助できる「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択」制度も併せて整備された（同法第56条の9）。

ア 指定・認定基準

委員会は、この法改正を受けて、昭和29年12月に「重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準」及び「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第55号・第56号）を決定した。

この指定基準は、基本的には、従前の「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」の考え方や範囲、分野を継承しており、重要無形文化財に指定すべき無形文化財とは、まず①芸術上の特に高い価値、②芸能史上・工芸史上の特に重要な地位、③芸術上の価値又は歴史上の地位に加えて、地方的・流派的な顕著な特色の、いずれかに該当する芸能あるいは工芸技術とされ、そのような芸能や工芸技術を構成する個々の「わざ」が、芸能の場合技法として優秀であること、工芸技術の場合特に優秀な芸術に資するものであることとされた。この技法等とは、例えば、芸能では歌舞伎音楽の長唄三味線演奏技法、工芸技術では染織の型紙製作技術などである。

さらに、芸能用具等の製作・修理等の技術と有形文化財の修理等や建築技術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの、また芸能関係では、特に芸能や技法の表現に伴う技能で優秀なものが

挙げられている。この芸能における技能とは、例えば舞踊で、出演者の衣装転換の介添え等を舞台上で行う後見^{うしろみ}などの、芸能の表現に伴うがそれ自体は芸能でも演技演奏等の技法でもない「わざ」を指している。

なお、保持者の認定基準では、保持者とは、指定基準に該当する芸能や工芸技術等の高度な体现者（芸能）・体得者（工芸技術）か、それらの正しい体得・精通者であり、自然人に限り、団体ではあり得ないとされた。ただ、認定の手法としては、個々の「わざ」について個人を各個に認定する方法（「各個認定」）に加えて、複数の人々が集合して伝承しており、個人的特色が薄くて多数の保持者が想定される場合は、その集団の代表者を保持者に認定する方法（「総合認定」）、芸能では2名以上の高度な体现者が一体になって体现する場合は、それらを一体として認定する方法を採ることができることとされた。

さらに、既に指定されている重要無形文化財についても、既存の保持者に匹敵する体现者や体得者がいる場合は、当該重要無形文化財の保持者として、追加して認定できることとされた。

イ 指定・選択と保存措置

この指定・認定基準に基づいて、昭和30年1月に委員会は、芸能関係で「能シテ方」（東京都）など10件の重要無形文化財指定と喜多六平太など12名の保持者の認定、工芸技術関係では「鉄釉陶器」（京都府）など15件の指定、石黒宗麿など18名の認定、合計で重要無形文化財25件、保持者30名について指定・認定を行い、同年2月15日付けでこれを官報告示し、同日、委員会から、重要無形文化財保持者認定書を交付した。

なお、この指定・認定の審議結果を報道した当時の新聞の一部は、「人間国宝」という見出しで、技術を持った個人が重要無形文化財に指定されると紹介した。この人間国宝という俗称は、その後、広く一般に知られることになったが、同時に「わざ」ではなく人が指定されるという誤解も広がることにもなった。

ついで委員会は、第2次指定・認定を昭和30年5月に行った。その際は、個人を個々に認定する各個認定（当時は「各個指定」と呼んだ。）7件12名とともに、団体の代表者を認定する総合認定（当時は「総合指定」と呼んだ。）を「雅楽」（東京都）、「人形浄瑠璃文楽」（大阪府）、「越後縮」（新潟県）3件について行った。

また、第2次指定と並行して第1次の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として、芸能では古典芸能の部の「天台声明」（滋賀県）など7件、郷土芸能の部の「しし舞」（青森県、岩手県、秋田県）など8件を、工芸技術では「祥瑞」（神奈川県）など7件を選択した。

このように指定・選択された無形文化財に対する保存措置は、基本的には昭和29年の法改正以前からの措置を引き継いでおり、委員会が直接記録作成事業や記録の購入、公開事業を実施するとともに、以前からの後継者養成事業や公開事業に対する無形文化財助成金を昭和34年度から無形文化財補助金に整備し、従来からの伝承者養成や公開事業を中心に、必要に応じて施設費や団体運営費等にも補助するなど徐々に充実していった。ちなみに、昭和30年度は9件を対象に合計247万円の助成金額であったが、同44年度には対象事業33件に対し補助金額合計が約3,236万円となった。

また昭和39年度から、各個認定保持者が行う伝承者養成と技術錬磨事業支援のため「重要無形文化財保存特別助成金」の交付制度が設けられた。昭和39年度から46年度までは、分野と技術内容に応じて年間交付額が3種に分かれていたが、昭和47年度からは各保持者同額になった。その助成額は、当初の昭和39年度に芸能は各20万円、工芸技術が各35万円と各20万円であったが、その後何度か増額され、昭和63年度から各200万円になって現在に至っている。

この重要無形文化財保存特別助成金は、重要無形文化財の保存伝承に大きな効果があったが、一方で予算額によって保持者数が限定されることになった。保持者の予算上の定数は昭和47年度から平成5年度まで70名であったが、平成6年度以降は徐々に拡充し、平成12年度は108名となっている。

なお、この当時は無形文化財に属するものとされていた民俗芸能についても、舞台芸能と同様に重要無形文化財の指定による保護が検討されたが、結果的には実現しなかった。しかし、それらの検討や都道府県教育委員会の協力を得て、文化庁発足後の昭和45年度から、民俗芸能を「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として積極的に選択することとし、同年度の34件をはじめ、昭和49年度末までに合計180件の民俗芸能を選択した。また昭和45年5月には、昭和29年度から行われてきた重要無形文化財保持者への認定書の交付に準じて、記録作成等の措置を講ずべきものとして選択した民俗芸能の関係芸者等（個人あるいは団体）に対して「選択書」を交付することとし、当該無形文化財の芸者の自覚を促し伝承意欲を高めることとした。さらに具体的な保存措置として、選択した民俗芸能に対しては現地での公開経費を補助することとし、昭和45年度に30件の民俗芸能を対象に合計475万円の国庫補助金を支出したのを皮切りに、以後、昭和50年の法改正で民俗芸能が民俗文化財に属するものとされるまで、無形文化財の芸能として民俗芸能の保護施策を実施した。

また同様に、当時、無形文化財に属するものとされていた有形文化財の修理技術についても、重要無形文化財としての指定は行わなかったが、昭和29年度から仏像修理技術者養成事業を開始したのをはじめ、同29年の法改正以後も建造物修理技術者養成事業等を実施するなど、実質的な保存措置は進行していた。

芸能関係の無形文化財保護施策として特筆すべきことに、国立劇場の設立が挙げられる。国立劇場設立は明治時代から何度か設立に向けての活動があったが、31年に設置が決定され、41年7月に運営主体である特殊法人国立劇場が設置され、同11月に劇場が開場した。以来、施設を充実させながら伝統芸能の公開、伝承者養成、上演記録等の資料収集等の活動を行い、芸能の保存振興に大きな役割を果たしてきた。

（3）昭和50年の文化財保護法改正

昭和50年の法改正における無形文化財関係事項として、まず、それまで無形文化財に属するものとされていた、有形文化財の修理等の技術や芸能用具等の製作・修理等の技術が、無形文化財から切り離され「文化財の保存技術」として独立したことが挙げられる。有形文化財の修理技術など

は、芸術上又は歴史上の価値とは別に、文化財を守るために欠くことができない「わざ」であるという視点で重要なものであり、関係技術者の育成等は緊急の課題であった。そこで、文化財としての貴重性ではなく、文化財を保護していく上で欠くことのできない技術であり、保護の必要性があるという点に着目して「わざ」を選定し、保持者又は保存団体を認定して、保護措置を講ずる「選定保存技術」の制度が創設されたものである（同法第83条の7～第83条の12）。

次に、「民俗資料」の呼称が「民俗文化財」に改められ、また、それまで無形文化財に含まれていた民俗芸能が、無形の民俗資料とされていた風俗慣習とともに、無形の民俗文化財として位置付けられた。さらに、無形の民俗文化財についても「重要無形民俗文化財」としての指定制度が創設され、このことにより民俗芸能は重要無形民俗文化財として保護を受けることとなった。

修理等の技術や民俗芸能の保存については、無形文化財として、昭和50年以前から種々の保護が行われていたことは先に述べたとおりであり、この法改正は、それらの法律上の位置付けを明確にし、さらに保護を充実させようとしたものである。

また、無形文化財の指定・認定関係では、新たに保持団体の認定制度が設けられた。この法改正以前には、保持者は「わざ」の体現者あるいは体得者であるから「自然人に限る」とされ、ある「わざ」が複数人の集団により体現・体得されている場合には、その代表者を1名あるいは状況に応じて複数の構成員を一体として保持者に認定し、代表者が変わった場合は、その都度指定を継続する手続を行ってきた。しかし、昭和46年に重要無形文化財に指定した「色鍋島」（佐賀県）は、その技術集団の代表者1名を保持者に認定していたところ、昭和50年5月に保持者が死亡したため、法の規定により重要無形文化財の指定は解除されたものとされ、他の体得者が存在し、その「わざ」も存続しているにもかかわらず、後継者の養成等の保護措置の法的根拠を失うこととなった。このような事態は、代表者を保持者に認定している分野では常に起こり得ることであるため、それを避けるため、また「わざ」が団体として継承されているという実態に即して、この団体を「保持団体」として認定し、法の本来の目的である無形の「わざ」の保護を継続的に行うことができるようにしたものである。

保持団体は無形文化財を保持する者が主たる構成員となっており、代表者の定めのあるもので、財団法人は該当しないものとされている。なお、主たる構成員以外の団体の構成員とは当該無形文化財について研究、指導する者や協力、保護する者などを想定している。（なお、「色鍋島」（佐賀県）は、改めて昭和51年に重要無形文化財に指定され、保持団体として色鍋島今右衛門技術保存会が認定されて今日に至っている。）

以上の法改正に伴って、文化庁では、文化財保存技術関係の事項を除いて、指定すべきものを、芸能関係では芸能及び芸能の技法とし、工芸技術関係では工芸技術のみとするとともに、保持団体に関する基準を加える「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」と「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」の改正を行った。

文化庁は、この新たな基準に従って、昭和51年4月に、団体の代表者を保持者に認定していた工芸技術5件について、その認定を解除し、同時に、改めてその団体を保持団体に認定した。

また、この法改正に伴って文化庁の組織も、昭和50年10月に、従来の無形文化課が、無形文化財と民俗文化財を扱う無形文化民俗文化課に改組され、また文化財保護審議会の専門調査会についても第4専門調査会に文化財保存技術部会を加えるとともに新たに民俗文化財を担当する第5専門調査会が設けられた。

第2節 無形文化財の調査と指定

無形文化財の保護に当たっては、まずその現状等について十分な調査が前提となることは、他の文化財の場合と同様である。無形文化財の場合は、文化財本体である無形の「わざ」そのものが客観的に存在するわけではなく、常にその体現者を通じて表現されるという特性を有するため、調査もその体現者に対するものが中心となる点で、他の有形の文化財の場合と異なる方法が求められる。また、同じ無形文化財の場合でも、芸能と工芸技術では、その対象となる分野の事情に応じて、行われる調査もおおのずと異なっている。

さらに無形文化財の場合、それが重要無形文化財に指定され保持者が認定された後も、継続的な現状把握のための調査が不可欠である。これは、無形文化財の特性として保持者の加齢や体調によりその体現度が常に変化するためであり、他の文化財とは異なる点である。このため、日常的な情報収集に加え、定期的な全体状況把握が必要とされる。

1 調査

(1) 芸能分野の調査

芸能分野における調査は、芸能の公開を確認し各種「わざ」やその体現者の現状を把握することが中心となる。現在指定されている重要無形文化財及びその保持者の舞台はもちろん、将来の指定・認定の基礎的調査として、常に幅広い芸能分野と実演家の状況把握も重要であるため、国立劇場をはじめとする各劇場での公演情報を常に確認しつつ、日常的に調査活動を行う必要がある。

現在の芸能分野全体の公演数は膨大であり、また地域的にも全国に広がっており、また、同一人の公演であっても、個々の舞台で示される技芸到達度は一様ではないことから、できる限り多くの舞台に接し、その平均的到達度を把握するよう努める必要がある。このため、文化庁では、担当官による直接の舞台確認に加え、毎年調査員を委嘱し広範な情報の収集に努めている。

(2) 工芸技術分野の調査

工芸技術分野における調査は、工芸技術の成果品である作品を基に、それら「わざ」の芸術性・歴史性・地域性を踏まえ、その体得者の制作活動の現状を把握することが中心となる。芸能分野と同様に、現在指定されている重要無形文化財及びその保持者・保持団体が行っている制作活動の状況はもちろんのこと、将来の指定・認定のための基礎的調査として、常に幅広い工芸技術分野と制作者の活動状況の把握も重要であるため、それらの「わざ」が毎年公開される日本伝統工芸展（文

化庁等主催)を中心に、各展覧会での作品発表等の情報を常に確認しつつ、継続的に調査を行っている。

今日の伝統的な工芸技術分野の制作活動及び作品発表は膨大な数に上り、その範囲は全国に及んでいるため、文化庁では、担当官による工房等での現地調査に加え、都道府県や市町村の教育委員会等の協力を得、さらに調査員を委嘱するなどして全体的状況の把握に努めている。

文化庁では、昭和43年度から3か年計画で、伝統的な工芸技術の陶芸・漆芸・木工芸の各部門について、それぞれ専門の調査者を依頼して、それらの現状調査を行ったが、その記録は今日から見れば当時のものとして貴重なものではあるとしても、この調査は飽くまで昭和40年代前半の状況の把握にすぎない。それらの伝承状況も当然ながらその後の社会情勢等の変化に伴い変化しているものと考えられるので、継続的に調査を行っていく必要がある。

2 指定

無形文化財の保護の基本は、重要無形文化財の指定であり、ここから伝承者の養成、公開、記録の作成等の保護方策が発効する。

現在、重要無形文化財の指定対象となっているのは、「音楽、舞踊、演劇などの伝統的な芸能」及び「陶芸、染織、漆芸、金工などの工芸技術」の2分野であり、それぞれの分野に属する数多くの「わざ」の中から、「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」(昭和29年文化財保護委員会告示第55号)に即し、

- ①芸術的に特に価値の高いもの
- ②芸能史上、工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- ③芸術上価値が高く、又は芸能史上・工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの

について指定を行っている。

しかし、重要無形文化財の場合、指定のみでは「わざ」の重要性の宣言に過ぎず、それを保護していくためには、その「わざ」を体現する者を特定する必要がある。これが保持者又は保持団体の認定であり、重要無形文化財を指定するときは必ずその保持者等を認定しなければならない(文化財保護法第56条の3)。

重要無形文化財の保持者等の認定には、

- ①重要無形文化財に指定される芸能を高度に体現できる者又は工芸技術を高度に体得している者を個人として認定する「各個認定」
- ②2人以上の者が一体となって芸能を高度に体現している場合や2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員を保持者として認定する「総合認定」
- ③芸能又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定する「保持団体認定」

定」

の3方式があるが、芸能分野では「各個認定」と「総合認定」を、工芸技術分野では「各個認定」と「保持団体認定」を行っている。

このほか、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で貴重であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形文化財については、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、国自ら記録作成をしたり、地方公共団体等が行う記録作成や公開事業に対して助成を行っている(同法第56条の9)。

なお、平成12年6月15日現在の重要無形文化財の指定・認定及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択状況は、下表のとおりである。

重要無形文化財指定・認定及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財選択状況

(平成12年6月15日現在)

区分	各個認定		総合認定・保持団体認定		選択
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等	件数
芸能	34件	54名	11件	保持者の団体 11団体	30件
工芸技術	44	55(54)	13	保持団体 13	60
計	78	109(107)	24	24	90

(注)工芸技術の各個認定保持者には重複認定があり、()内は実人員である。

(1) 芸能分野の指定

芸能分野の重要無形文化財指定では、各分野の技芸をそれぞれ個別に取り上げて指定し、併せてその技芸のその時点での最高の体現者を保持者に認定する各個認定と、演技と音楽の演奏などの複数の技芸が一体となって成立している芸能については、その全体を重要無形文化財に指定し同時にその芸能を保持する団体の構成員を保持者として認定する総合認定の、二つの方式を採っている。能楽を例に挙げると、「能シテ方」(千葉県、東京都)、「能ワキ方」(東京都)、「能囃子方 笛」(東京都)、「能囃子方太鼓」(東京都)、「能囃子方小鼓」(京都府)、「能囃子方太鼓」(東京都)、「狂言」(京都府、東京都)の7件の技芸の指定に対し、9名の保持者を各個認定し、併せて、これらの各技芸を総合した「能楽」(東京都)を指定し、社団法人日本能楽会会員(約400名)を保持者として総合認定している。

各個認定では、平成12年6月現在、能楽、人形浄瑠璃音楽、歌舞伎、音楽、舞踊、演芸の各分野の中で、特に重要な技芸34件を重要無形文化財に指定し、54名の保持者を認定している。

指定対象となった技芸や芸能は、指定制度発足以来順次増えていったが、昭和40年代に頭打ちとなり、以後ほぼ固定化する状況が続いた。この間は、保持者の死亡による認定解除とこれに対応する新たな体現者の認定が行われてきたが、次第に保持者が高齢となり十分な舞台成果が望めなくなる一方で、各個認定の保持者に交付される特別助成金の予算額が保持者として認定できる者の数を

限定してしまうという状況を生じたこともあって、現役性の高い新たな保持者の認定が滞る状況も生じ、また、新たな技芸に対する指定の必要性にも即座に対応できないという問題も指摘された。そこで、平成6年度から特別助成金予算の拡充に着手し、現役性の高い保持者の認定を進めるとともに、新しい技芸の指定にも積極的に取り組み、現在に至っている。芸能関係では、平成5年度の指定・認定時(平成5年4月15日)には重要無形文化財23件・保持者35名であったが、平成12年度指定・認定時(平成12年6月6日)には重要無形文化財34件・保持者54名となった。この間新たに重要無形文化財に指定された技芸としては、演芸の分野の「古典落語」(東京都・平成7年5月31日指定)が含まれている。

一方、総合認定では、昭和30年代初めに、「雅楽」(東京都)、「人形浄瑠璃文楽」(大阪府)、「能楽」(東京都)を、また昭和40年代に「歌舞伎」(東京都)と「組踊」(沖縄県)が、昭和50年代に「義太夫節」(東京都)、「常磐津節」(東京都)を、平成5年に古曲と総称される「一中節」(東京都)、「河東節」(東京都)、「宮園節」(東京都)、「荻江節」(東京都)をそれぞれ指定し、各保存団体会員を保持者に認定した。総合認定の場合、その芸能の重要性に加え、その芸能全体で保存団体を作ることが指定・認定の前提となる。指定すべき芸能は音楽分野を中心としてまだ幾つか考えられるので、今後も一般的な調査活動に加え、団体結成に向けて適宜関係者への働き掛けを行っていく必要がある。

(2) 工芸技術分野の指定

工芸技術分野では、昭和50年の法改正以降は、芸術上、歴史上特に価値の高い技術を重要無形文化財に指定し、同時にその技術を高度に体得している個人を保持者に認定する各個認定と、その技術を保持する人々の集団を保持団体として認定する保持団体認定の二つの方式を採用している。なお、昭和50年の法改正までは、保持者は自然人に限られていたため、団体の代表者個人を保持者とせざるを得ず(総合認定)、代表者が死亡したときは自動的に指定が解除されたものとされ、保護措置の法的根拠を失うような実情に合わない事態があった。

各個認定は、平成12年6月現在、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、撥鏝、手漉和紙の各分野の工芸技術44件の重要無形文化財について行い、54名(延べ55名)の保持者を認定している。

保持団体認定は、陶芸、染織、漆芸、手漉和紙の各分野の技術13件の重要無形文化財について行い、13の団体を認定している。

指定の対象は、昭和30年2月の第1次指定時が15件であったものが、平成12年6月現在57件(各個認定44件、保持団体認定13件)に順次増加した。各個認定の保持者数で見ると昭和29年度の17名(延べ18名)から平成12年度の54名(延べ55名)になっており、第1次認定以降の保持者認定者数の合計は129名(延べ132名)である。

重要無形文化財の指定が緒についた昭和30年代は、伝統的な工芸技術の全体像を明らかにすることが主な課題であったため、指定は、陶芸、染織、漆芸、金工、人形などの分野についての各個認定を中心として行い、それら保持者の中には、戦前・戦後に既に大きな実績をあげていた斯界の指

導的な立場の人々、名匠と言われる人々等が数多く含まれていた。

保持者の総合認定は、染織分野の「越後縮」(新潟県・昭和30年、同35年に「小千谷縮・越後上布」と改称)、「結城紬」(茨城県・同31年)、「久留米紬」(福岡県・同32年)等、絹糸づくり、染め、織り等の各技術者が分担し協力し合う作業から成る工芸技術として最も典型的なものについて行った。

昭和40年代の指定は、とかく陽の当たらない存在であった木竹工や手漉和紙などの分野を取り上げ、社会の注目を集めた。また、この年代には総合認定の方式による指定を進めた。それらは手漉和紙の分野では同じ品質の紙を漉く特定の地区の技術者で構成される「石州半紙」(島根県・昭和44年)と「本美濃紙」(岐阜県・同年)、陶芸の分野では代表的な一工房の主要な技術者で構成される「柿右衛門(濁手)」(佐賀県・昭和46年)と「色鍋島」(佐賀県・同年)；ただし、昭和50年保持者(代表者)の死亡により指定解除され、同51年改めて指定された)、染織の分野の「喜如嘉の芭蕉布」(沖縄県・昭和49年)等である。

昭和50年代以後同63年までの指定・認定において特徴的な点は、既に指定してある重要無形文化財のうち主要な分野について、当初認定された保持者の死亡により生じている空白を解消するため、その分野の第2世代とも言うべき保持者を数多く認定したこと、「鍍金」(京都府・昭和56年、東京都・同60年)、「撥鏝」(奈良県・昭和60年)など、従事する技術者が少なく、特殊な分野と見られがちであった分野にも配慮して重要無形文化財指定を進めたことなどが挙げられる。

また、昭和50年の法改正により新たに設けられた保持団体の認定を行う重要無形文化財としては、漆芸の分野では各種の木地づくり・漆塗り・蒔絵や沈金などの加飾のうち主要な分野の代表的な技術者で構成される「輪島塗」(石川県・昭和52年)、染織の分野の「宮古上布」(沖縄県・同53年)、手漉和紙の分野の「細川紙」(埼玉県・同年)を続けて指定した。

平成に入ってから顕著な動きとして、平成6年度から重要無形文化財保存特別助成金予算の拡充に伴い、新分野等の指定が進んだことが挙げられる。また、沖縄の染織の分野の調査が進み、その評価が高まったことにより、「紅型」(沖縄県・平成8年)、「首里の織物」(沖縄県・同10年)、「読谷山花織」(沖縄県・同11年)、「芭蕉布」(沖縄県・同12年)の新たな指定が続いたことも特筆される。さらに、第1世代・第2世代に学び、新しい方向を開拓しつつある第3世代の保持者、昭和生まれの保持者がはじめて認定されたのもこの時期のことである。

保持団体認定の方式によるものとしては、平成5年に「伊勢型紙」(三重県)を指定したことが注目される。これは、これまでの伊勢型紙の保存・伝承については、昭和30年に「伊勢型紙突彫」(伊勢型紙錐彫)、「伊勢型紙道具彫」(伊勢型紙錐彫)、「伊勢型紙糸入れ」(以上、三重県)の重要無形文化財指定及び保持者認定を行っていたが、平成4年の重要無形文化財伊勢型紙錐彫の保持者児玉博の死去により、保持者は「伊勢型紙糸入れ」の城ノロみゑただ一人となって、その保存に大きな影響が生じていた。そこで改めて伊勢型紙に係る主要な技法を総合して保存・伝承を図る形態に改めたものである。

3 重要無形文化財以外の無形文化財の記録作成等

次に、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択は、我が国の芸能の変遷を知る上で貴重な芸能として、昭和40年代までに「天台声明」(滋賀県)、「真言声明」(東京都、和歌山県)、「平曲」(愛知県、宮城県)など25件を、昭和50年代に「郁田流箏曲」(青森県)、「明清楽」(長崎県)の2件を選択し、文書記録、録音記録を作成した。その後しばらく選択は途切れるが、平成7年に重要無形文化財の対象を演芸分野に拡大したことや、地方における伝統芸能の伝承状況の把握が進んだことなどから、平成9年に、「鶯流狂言」(山口県)、「講談」(東京都、大阪府)、「和妻」(東京都)の3件を新たに選択した。

また、工芸技術の分野では、これまでに我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上で貴重な分野である陶芸、染織、漆芸、金工、木工、人形、手漉和紙、裁金、その他について60件を選択した。その多くは昭和30年代(35件)と40年代(13件)の選択である。

第3節 無形文化財の保存

無形文化財を保存していくためには、単に保持者の「わざ」の保存を図るだけでは不十分であり、その「わざ」が人から人へと受け継がれていくことが重要である。この意味で伝承者の養成は、無形文化財保護の根幹であり最も基本的な保護施策である。

また一方で、現在伝えられている貴重な「わざ」について、可能な限り詳細な記録を作成し将来へ伝えることも、無形文化財の保存のために重要である。

1 無形文化財の伝承

無形文化財の伝承者の現状は、必ずしも楽観を許さない状況が続いている。無形文化財の対象である芸能、工芸技術の修得には一般の職業に比べても長い期間を要するにもかかわらず、一部の分野を除いて必ずしも経済的に恵まれているとは言えない状況であることや、内弟子制度や徒弟制度など伝統的な養成システムに対する若者の忌避感などが、その背景に存在していると考えられる。

芸能、工芸技術では、保持者や保持団体がそれぞれ独自にこのような状況に対処しつつ伝承者の育成に努めているが、国としてもこれをより積極的に奨励するため、昭和39年度から、重要無形文化財保持者(各個認定)に対して伝承者の養成と自らの「わざ」の錬磨のための重要無形文化財保存特別助成金(現在1人当たり年間200万円)を交付し、また保持団体や地方公共団体等の行う伝承者養成事業に対して、その経費の一部を補助している。

(1) 芸能分野の伝承

芸能分野の伝承事業は、総合認定保持者の団体等が行う伝承者養成事業に対する助成を核としつつ、国立劇場の養成研修事業との連携を取りつつ、次のように進められてきた。

我が国の芸能分野で最も古い歴史を有する「雅楽」(東京都)については、国家公務員である宮内庁式部職楽部部員を保持者として総合認定しており、その伝承者養成事業も宮内庁の事業として実施している。

「人形浄瑠璃文楽」(大阪府)の伝承事業に対する助成は、いち早く昭和28年度から始まり、当初は実演家の団体であった因会と三和会に対し、さらに昭和31年度からは両会をまとめた文楽三業養成会に対し、昭和39年度からは文楽の保存振興等を目的に新たに設立された財団法人文楽協会に対して補助を引続き行い、現在に至っている。また、これらの現役若手技芸員を主たる対象とする事業とは別に、昭和47年度から国立劇場による太夫・三味線・人形の後継者養成のための研修事業がスタートした。昭和59年から国立文楽劇場に場所を移したこの事業は、原則として全くの初心者を対象とした入門研修であり、その修了生は、文楽協会の行う伝承者養成事業の対象となる。このような初級・中級の養成事業システムは、国立劇場研修修了生から重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の総合認定保持者が出るなど、着実な成果をあげている。

「能楽」(東京都)の伝承は、一般の愛好者に謡曲を教えて収入を得ることのできるシテ方が比較的安定した状況であるのに対し、収入の道が舞台活動に限定されるワキ方・囃子方・狂言方のいわゆる三役については、従来から能楽師自身の手で必要な人員を養成することは困難であった。このため、昭和30年度から、東京・京都・大阪の3か所の各能楽養成会の行う三役の後継者養成事業に対し助成を行ってきた。このうち東京能楽養成会の事業については、昭和58年に国立能楽堂が開場したことに伴い、国立能楽堂の事業として引き継がれている。

「歌舞伎」(東京都)の伝承では、昭和40年度から社団法人伝統歌舞伎保存会の行う伝承者養成事業に対し助成を行っている。一方で国立劇場においては、昭和45年度から俳優、同50年度からは歌舞伎音楽竹本(太夫・三味線)、同56年度からは歌舞伎音楽の鳴物の養成研修を実施している。前述の人形浄瑠璃文楽(大阪府)と同様に、初心者を対象とする国立劇場の研修と伝統歌舞伎保存会の伝承者養成事業の連携は順調であり、特に現在の脇役クラスの俳優や竹本の担い手などでは、この養成事業出身者がもはや欠くことのできない大きな存在となっている。

音楽・舞踊分野での伝承は、個々の芸能によりかなり事情が異なる。音楽分野での箏曲、尺八、長唄や、舞踊分野での歌舞伎舞踊、上方舞など、一般の愛好者が比較的多い芸能については、各流、各派が独自に後継者の養成を行っており、国の支援は各分野の各個認定保持者に対する特別助成金の支出にとどまっている。しかし、芸能史的には貴重であるが、一般の嗜好の変化などからそれを支える愛好者の絶対数が減少し、従来の養成方法が十分機能しなくなっている芸能も少なくない。このような芸能については、重要無形文化財に指定するとともに、保持者を総合認定し、その保持者の団体が行う伝承者養成事業に対して助成措置を講じている。まず、昭和55年に「義太夫節」(東京都)を重要無形文化財に指定し、総合認定保持者の団体である義太夫節保存会の行う伝承者養成事業に対し補助を行っている。続いて昭和56年には「常磐津節」(東京都)を重要無形文化財に指定し、総合認定保持者の団体である常磐津節保存会の行う伝承者養成事業に対しても同様の補助を行っている。また特に戦前から伝承者が希少となり古曲と総称されるようになった「一中

節、「河東節」、「宮園節」、「荻江節」(以上、東京都)については、平成5年に、それぞれ重要無形文化財に指定し、一中節保存会、河東節保存会、宮園節保存会、荻江節保存会の会員を認定し、その伝承者養成事業は、以上の各保存会を統括する財団法人古曲会に対して一括して行っている。これらの伝承者養成事業は、現在までに「義太夫節」(東京都)で2回、「常磐津節」(東京都)で3回、「一中節」、「河東節」、「宮園節」(以上、東京都)で1回の保持者の追加認定が行われていることから分かるように、徐々にその成果をあげていると言えよう。

次に、沖縄の芸能では、近世に独自の演劇として成立した「組踊」(沖縄県)が、戦争の影響もあり戦後かなり衰微した状況となり、伝承の世代による断絶が懸念された。そこで、昭和47年の本土復帰時に重要無形文化財に指定するとともに、翌年度から総合認定保持者の団体である伝統組踊保存会の行う伝承者養成事業に対し補助を行っている。この伝承事業の結果、最初の認定時13名であった保存会会員は、2度の追加認定を経て、平成12年6月末現在48名にまで増加している。

演芸分野では、重要無形文化財に指定されている「古典落語」(東京都、大阪府)を筆頭に、師匠から弟子へという伝統的な養成方法が一般的であり、芸能により入門者数の差はあるものの、現在までそれが一応機能していると言える。しかし、寄席でこれらの演芸を支える寄席囃子については、担い手の高齢化と、一般における三味線音楽の衰退による入門者の減少により、一時かなり危機的状況が生じた。これに対しては、昭和54年度から国立劇場において寄席囃子の伝承者養成のための研修事業を実施しており、徐々にその状況は改善されつつある。また平成7年度からは、日本の伝統的な曲芸である太神楽の演技者の後継者養成研修事業も開始されている。

(2) 工芸技術分野の伝承

各個認定の保持者の場合、伝承者養成は重要無形文化財保持者が極めて高度な「わざ」を特定の後進に直接教授するのが普通であるが、「彫漆・蒔繪技術伝承者養成」、「蒔繪、沈金、髹地、髹漆の伝承者養成」、「伝統工芸技術伝承」のように、地方公共団体が主体となって行う事業に保持者が参加して後進の指導に当たる場合もある。

「彫漆・蒔繪技術伝承者養成」の事業は昭和35年度から香川県を補助事業者として開始されているが、「彫漆」(当時は東京都〔保持者の居住地〕で現在は解除中)、「蒔繪」(香川県)等の保持者を主任講師に、香川県漆芸研究所において研究生・研究員に対し伝承者養成事業が行われてきたもので、平成12年度には「蒔繪技術伝承者養成」事業として実施されている。なお、香川県漆芸研究所は、保持者の漆芸技術及び香川県の伝統漆芸である蒔繪、存清、彫漆などの技法を伝承し振興させる人材を育成するとともに、漆芸に関する試作、研究を行い技術の向上を図るという目的で、昭和29年に委員会の指導と助成の下に設置された施設であり、当初は助成の措置を講ずべき無形文化財「蒔繪・存清」の伝承者養成事業を行った。

「蒔繪、沈金、髹地、髹漆の伝承者養成」事業は昭和47年度から石川県を補助事業者として、重要無形文化財技術伝承者養成施設である石川県立輪島漆芸技術研修所において行われている。「蒔繪」(石川県)、「沈金」(石川県)、「髹漆」(石川県)等の保持者が主任講師となり、普通研修課程

(髹地科、髹漆科、蒔繪科、沈金科)及び特別研修課程の研修生を指導している。

「伝統工芸技術伝承」の伝承者養成事業は昭和40年度から社団法人日本工芸会によって、保持者(各個認定)の高度な技術の中堅以上の技術者に伝承するという内容で行われている。社団法人日本工芸会は、無形文化財の保護育成を図るために、伝統工芸作家、技術者相互の連絡を密にしその技術の錬磨に資するとともに、伝統工芸の精髓を極めその技術の保存と活用を図り、かつ、その発展を期し、もって文化の向上に寄与することを目的に、昭和30年に設立された保持者を中心とした文化庁の所管法人である。

保持団体認定の場合は、陶芸関係では「小鹿田焼」(福岡県)、染織関係では「久留米絨」(福岡県)、「小千谷縮」・「越後上布」(新潟県)、「喜如嘉の芭蕉布」(沖縄県)、「宮古上布」(沖縄県)、「伊勢型紙」(三重県)、漆芸関係では「輪島塗」(石川県)、手漉和紙関係では「石州半紙」(島根県)、「本美濃紙」(岐阜県)、「細川紙」(埼玉県)について、保持団体等による伝承事業が国の補助を受けて行われている。工芸技術の場合、補助対象となる事業は伝承者の養成、資料収集整理、指定の要件の品質管理である。その形態は、それぞれの重要無形文化財の地域的特色、技術者を取り巻く環境、伝統的な諸慣習等により様々である。

2 無形文化財の記録作成

無形文化財は、人の保持している「わざ」が対象であり、その保持者の「わざ」は、その保持者がいなくなれば消滅してしまうため、記録を作成し保存することは、伝承者養成等のためにも重要である。また、記録したものを映画・ビデオ・テレビ等で公開することにより、無形文化財を鑑賞する機会を国民に提供することにもなる。

このため、文化庁は、指定した重要無形文化財や選択した記録作成等の措置を講ずべき無形文化財について、自ら記録を作成するとともに、関係団体等が行う記録作成事業に対して助成措置を講じている。

記録の方法には種々あるが、これまで文化庁で行った方法は、映画・ビデオによる映像記録、テープ・レコード等による録音記録、文書・写真・譜・図面等による記録、製作工程見本・材料等の実物による記録などである。

このようにして制作・収集された記録は、文化庁、東京国立文化財研究所、国立劇場等において保管され、研究等にも活用されている。

(1) 芸能分野の記録作成

芸能分野における記録の対象は、人の動作や声、楽器の演奏など、演じられてはその場で消え去る性格のものが中心となるため、それぞれの記録が極めて重要である。このため、一弦琴や新内節などの記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の関係技芸者を中心にテープ録音などを行い、また、演技・演出等に関する口伝を聞き取って文書に記録することなどを行っている。

さらに国立劇場では、自主公演のほとんどをVTR・録音テープ・写真で記録し、実演家・芸能

研究者及び広く一般の利用に供している。

また、民間で作成された映画・VTRの映像資料、CD・録音テープ等の録音資料についても、必要なものの収集に努めている。

(2) 工芸技術分野の記録作成

工芸技術分野における記録は、文書や写真による記録、作品の制作工程を実物によって記録した制作工程見本、完成見本、使用する用具の見本、制作工程の技術を記録した映画等が主なものである。

文書や写真による記録については、昭和27～28年度に無形文化財で助成の措置を講ずべきものを対象として、完成品、工程見本、工具見本等を伴う形で、当該技術保持者及び学識者によって集中的に行われている。昭和30年度以降は重要無形文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択されたものを対象に行われ、昭和40年代前半まで続いた。それらの一部は無形文化財記録・工芸技術編として刊行された（「色絵磁器（富本憲吉）」（京都府・昭和44年3月）等4件）。

工芸技術記録映画の製作は昭和46年度から始められた。これは、重要無形文化財に指定されている技術「わざ」を、文書・写真等ではとらえにくい工程を含めた技法を映像で記録し、重要無形文化財の保存、後継者の養成、技術者の参考、学識者の研究に役立て、無形文化財の保存・伝承及び公開に資する目的で行われているものである。ほぼ毎年1作ずつ、カラー・35ミリフィルムで記録し、16ミリフィルム、ビデオテープも作成しており、平成12年6月末日現在までに各分野から「蒔絵—松田権六のわざ—」等27本が製作されている。これらは、「日本のわざと美」展—重要無形文化財とそれを支える人々—会場での上映や映画祭への貸出等で活用されるとともに、公共図書館、大学図書館等に購入され利用されている。

また、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、その他の工芸等の各分野にわたり、工芸技術に関する資料収集に努めている（買取りは、「国宝、重要文化財等買取基準」（昭和49年12月11日文化庁長官裁定）の7による）。その買取対象となるものは、文化庁等主催の日本伝統工芸展に出品された作品を中心として、重要無形文化財保持者・保持団体の作品のうち、技術見本として伝承者養成事業等の参考となる優秀作品、現在の伝統工芸の高い水準を示す中堅作家の作品、日本伝統工芸展受賞作品等奨励すべき技術による若手作家等の優秀作品、さらに技術記録の完成作品、工程見本等である。

購入した作品については、文化庁や東京国立近代美術館において保管し、「日本のわざと美」展等で公開するとともに、各地で開催される展覧会に貸与することなどにより活用している。

平成12年6月末日現在の保管点数は391点であるが、これまでに昭和52年度に439点、同58年度に37点、平成10年度に8点を、東京国立近代美術館（工芸館）に管理替えしており、これらは同館のコレクションの中核を形成している。

第4節 無形文化財の公開

無形文化財の公開には、芸能や工芸技術を鑑賞する機会を提供し、国民の理解と認識を深めるとともに、愛好者や支持層を広げるという効果がある。したがって、人々の生活様式や文化の多様化が急速に進み、日常生活の中で無形文化財に直接接する機会も減少してきた昨今、この種の公開は積極的に推進していく必要がある。

さらに、無形文化財の公開は、それ自体、保持者等の「わざ」の錬磨・研究に結び付き、また、伝承者の養成に資する点で重要な保存の手段といえる。すなわち、芸能の場合は、「わざ」の発現の結果が有形のものとして残らないので、公開そのものが保存に直接結び付いており、さらに、「わざ」の錬磨と伝承者の実地教育の場ともなる。また、工芸技術の場合は、「わざ」の発現の結果である作品の展示が主となるが、これが後進に対して大きな刺激を与えると同時に、作品を制作する過程における意欲と研究は、最も直接的に「わざ」の錬磨と結びついている。このため、国においても、必要に応じて経費を助成するなど、公開事業を奨励している。

1 芸能分野の公開

芸能分野の公開事業への補助は、早くも、重要無形文化財制度がなく、助成の措置を講ずべき無形文化財を委員会が選定して補助等を行っていた昭和27年度に、その当時は無形文化財に含まれていた郷土芸能の公開3件を対象にした「文化財公開費交付金」の交付として開始された。いわゆる舞台芸能関係では、翌昭和28年度の「雅楽公演」に対する補助が最初であった。その後、昭和29年の法改正によって重要無形文化財の指定制度が新設された後は、公開補助主な対象は保持者の団体となったが、必要に応じて日本舞踊や都道府県主催事業も対象とされた。

国庫補助による公開は、昭和50年度まで、「雅楽」（東京都）、「能楽」（東京都）、「人形浄瑠璃文楽」（大阪府）、古典音楽、舞踊を対象に行われ、同51年度からは能楽を対象に、また平成7年度からは伝統組踊保存会による「組踊特別鑑賞会」が加わっている。特に「組踊」（沖縄県）については、それまで沖縄県外での公演の機会がほとんどなく、「能楽」（東京都）、「人形浄瑠璃文楽」（大阪府）、「歌舞伎」（東京都）といった他の重要無形文化財に比べ全国的な知名度は低い状況にあったが、この全国公演を通じて、一般への普及の成果があがっている。

様々な芸能の各個認定保持者が出演する「国家指定芸能特別鑑賞会」が、昭和30年2月の第1次指定・認定後間もなくの同年3月歌舞伎座での公開を皮切りに、関係団体との共催事業として実施された。この第1回公演では、第1次認定を受けた保持者の中から12名を主要な出演者として、「能楽（舞囃子）」（東京都）、「清元節」（東京都、神奈川県）、「常磐津節」（東京都）、「義太夫節」（大阪府）、「京舞」（京都府）、「歌舞伎舞踊」（東京都）が公開され、その後も、この特別鑑賞会は、東京で7回、京都、大阪で各1回行われ、第10回特別鑑賞会は昭和51年1月、名古屋御園座で開催された。

また国は、芸能の保存・振興の拠点として昭和41年に国立劇場を開場し、歌舞伎、人形浄瑠璃文楽をはじめとする各種芸能の公開を常時行っている。また、国立劇場は、特に、雅楽、声明、民俗芸能の公演など、民間劇場の興行として取り上げられることの少ない貴重な芸能の公演を行ったり、高校生などの若者層をはじめとする国民一般に対して芸能の普及を図る鑑賞教室公演を行うなど、その公開事業の一層の充実を図っている。さらに、昭和50年代に、国立劇場演芸資料館・国立能楽堂・国立文楽劇場の三つの劇場施設が新たに加わり、本館と合わせて公開事業の一層の充実が図られている（第12章第2節参照）。

2 工芸技術分野の公開

工芸技術分野に関しては、文化庁等主催による「日本伝統工芸展」と「日本のわざと美」展－重要無形文化財とそれを支える人々－、文化庁後援による「人間国宝新作品展－重要無形文化財を保持する人々－」、「新作刀展覧会」、「重要無形文化財保持団体秀作展－日本の伝統美と技の世界－」等が開催されている。これらは広く国民の関心を集め、それぞれ伝統的な工芸技術の保存・振興を図る上で大きな役割を果たしている。

日本伝統工芸展は、文化財保護法の主旨に沿って、昭和29年から毎年文化庁（当時は文化財保護委員会）、社団法人日本工芸会等の主催で開催され、平成12年で47回展を迎えた。同展は陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、その他の工芸の各分野から成り、東京での開催の後全国9都市（名古屋、京都、大阪、金沢、岡山、高松、広島、福岡、仙台）でも文化庁後援で開催される。初めて展示品の公募が行われた昭和35年の第7回展と平成11年の第46回展とで比較すると、応募者数、応募点数で約5倍から6倍にも増加している。平成9年第44回展からは、重要無形文化財保持者による伝承者養成研修会の成果を紹介する文化財保存事業報告「特別展示 わざを伝える」を併設し、また平成11年の第46回展からは地方展で文化庁の補助事業である「伝統工芸子ども鑑賞コース」を実施するなど、近年においても内容の充実が図られている。

なお、昭和35～56年度まで社団法人日本工芸会と各地の教育委員会等の主催による「日本伝統工芸秀作展」が全国各地で補助事業として開催されている。

平成8年度からは、文化庁・地元教育委員会等の主催による「日本のわざと美」展－重要無形文化財とそれを支える人々－が毎年全国2会場で実施されている。この展覧会は、文化庁の「人間国宝の「わざ」と文化財を守る技術の公開事業」として実施されるもので、重要無形文化財に指定された陶芸、染織、漆芸等の分野の我が国の伝統的な工芸技術の「わざ」と、選定保存技術に選定された工芸技術の表現に欠くことのできない用具の製作や材料の生産等の技術・技能を、作品や関係資料等によって紹介するものである。その特徴は、重要無形文化財と選定保存技術を合わせ、文化財としての工芸技術を総合的に紹介するところにある。このような試みはこれまでに余り例がなく、特に、その保存・伝承の重要性が指摘されながら一般的に紹介される機会が少なかった選定保存技術を取り上げたことの意味は大きい。

文化庁の後援事業の「人間国宝新作品展－重要無形文化財を保持する人々－」（毎日新聞社主催）

は、文化財保護法制定15周年を記念して昭和40年から始められた。この展覧会は重要無形文化財各個認定保持者、同保持団体の新作を展示するもので、平成12年で35回目となり、東京、大阪、名古屋で開催されている。

また、日本刀に関する全国規模の公募展である「新作刀展覧会」（財団法人日本美術刀剣保存協会主催）は、昭和40年の第1回展から平成12年で36回展を数え（平成3年までは「新作名刀展」）、東京、大阪の2会場で開催されている。

さらに、「重要無形文化財保持団体秀作展－日本の伝統美と技の世界－」（全国重要無形文化財保持団体協議会主催）は、第1回展を重要無形文化財「久留米餅」の関連地久留米市で開催して以来、重要無形文化財保持団体認定の関連市町村持ち回りで開いて、平成12年で8回目を迎える。

なお、国際交流基金や新聞社等により、文化庁・東京国立近代美術館所蔵の作品を中心とした海外展が開催され（昭和38～39年のオランダ、西ドイツでの「日本伝統工芸欧州展」、昭和57～58年のアメリカ合衆国（ボストン、シカゴ、ロサンゼルス）での「重要無形文化財保持者米国展」、平成2～3年のフィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマークでの「心と技－日本の伝統工芸」北欧巡回展等）、我が国の伝統工芸の神髄を世界に伝える上で大きな成果をあげている。

第5節 伝統文化伝承総合支援事業等

重要無形文化財以外の無形文化財の保存については、公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができることとされている（法第56条の21で準用する第56条の9）。「伝統文化伝承推進事業」は、これを根拠として、国指定・国選定以外の伝統文化（無形文化財、有形・無形の民俗文化財、文化財保存技術）を対象に、平成9年から実施されている事業である。この事業の趣旨は、国民の貴重な文化財を後世に幅広く継承していくためには、文化財の保護手法の多様化を図る必要があるため、伝統文化の保存と活用のための総合的な取組を支援することにより、各地の特色ある伝統文化の伝承を推進することであり、この事業により、国の指定・選定の対象となっていない文化財を対象とするという点において、文化財の保存と伝承への新たな取組みが可能となった。

伝統文化伝承推進事業は、文化庁直営事業である「伝統文化伝承バンク事業」と、上に述べた国庫補助事業である「伝統文化伝承総合支援事業」という二つの事業によって成り立っている。「伝統文化伝承バンク事業」とは、伝統文化の保存と伝承に適当と認められる地方公共団体の保存伝承計画を、文化庁の伝統文化伝承バンクに掲載し、伝統文化の保存と活用を促進しようとするものである。この保存伝承計画とは、地方公共団体が自ら当該地域の文化財について策定するものであり、地方公共団体がその自主性に基づいて文化財の保存・伝承を推進するための総合的な計画を策定するという方法は、他に類例を見ない。

また、この保存伝承計画の策定に際しては、計画が異種又は同種の伝統文化を複数含むなど、地域の伝統文化が総合的に取り扱われるように立案することが望ましいとされ、また同時に、単独の

文化財を対象に各種の事業によって総合的な計画を策定することもできるとされている。このように、ある地域に存在する、分野の異なる様々な文化財を一つの計画の中で扱い、総合的に保存・伝承していくことが可能であるという点もまた、当事業の特色の一つに教えることができる。

文化庁では、伝統文化伝承バンクに掲載した保存伝承計画の中で、緊急性と重要性が高く、国が適当と認める事業を、国庫補助事業「伝統文化伝承総合支援事業」として採択することとしている。この補助対象事業となるのは、補助事業者が策定する伝統文化の保存伝承計画のうち、「伝統文化の後継者養成事業」と、「伝統文化の復元（再生、復活）事業」である。平成12年度までに完了した補助事業は10件で、平成12年度も継続中の補助事業は21件である。事業が終了した地域の多くにおいては、伝承者の養成や文化財の記録作成、有形民俗文化財等の収集整理等の成果があがっている。

この事業が目指す文化財の保存・伝承は、保存伝承計画が補助事業化され終了した時点でその目標が達成されたと考えるべきものではない。むしろ、この事業がきっかけになって、文化財保護の重要性が再認識され、その後末永く、地域独自のかけがえのない文化財として伝承されていくことを目指しているものである。

第7章 民俗文化財の保護

第1節 民俗文化財保護の歩み

1 民俗資料の時代

(1) 民俗資料の誕生

我が国の民俗文化財の保護に関する制度的な取組は、昭和25年に制定された文化財保護法に始まる。この法律によって、初めて文化財保護行政上に民俗資料が取り上げられ、民俗資料が有形文化財の一つとして位置付けられた。

しかし、民俗資料は本質的に内容が広範囲に及ぶばかりでなく、物心両面にわたる人間生活の全領域に関係するものであり、有形の文化的所産だけでなく、無形の文化的所産をも含んでいる。また、日常生活の必要から創造され伝承され生活に深く根ざすものであり、実用性が重んじられて芸術的な鑑賞の対象とはならず、したがってこれに対する評価も歴史的・芸術的評価を基準とする他の有形文化財とはおのずから異なっている。このため、他の有形文化財と同様に扱うことには多くの困難が存在し、民俗資料の重要文化財指定は手つかずの状態にあった。

文化財保護委員会ではこうした状況を打開するために、昭和27年8月、文化財保護委員会事務局記念物課に準備要員を配置し、民俗資料の範囲の策定、民俗資料の指定基準案の作成とそれに伴う予算要求案の作成などを開始した。

(2) 民俗資料の啓蒙

昭和28年1月の文化財専門審議会令の一部改正によって、第3分科会に「民俗資料部会」が設置されることとなり、その第1回の打合せ会を昭和28年3月10日に開催して、民俗資料の重要文化財指定基準案の検討が開始された。

これより先に文化財保護委員会では、民俗資料に関する重要文化財指定基準の検討を進める傍ら、地方公共団体の協力を得て重要文化財としての指定候補物件の選出作業に着手することを計画し、まず地方在住の研究者と民俗資料を収蔵する博物館等施設を把握することとして、昭和27年11月に各都道府県に調査の依頼を行った。

次いで、民俗資料の全国的な分布状況を知るために、昭和28年5月には、各都道府県に民俗資料のコレクション及び散逸滅失のおそれのあるものの調査を依頼し、翌6月には神社本庁に民俗資料の調査を依頼して実態把握に努めた。

しかし、当時は民俗資料についての一般の認識は低く、文化財保護委員会自らの資料の集積とともに、関係各方面への民俗資料に対する啓蒙が緊急の課題でもあった。そこで文化財保護委員会は、各地で民俗資料に関する講習会を開催して啓蒙を図ることを企画し、昭和28年6月、東京に関

東各県の指導者を集めて第1回民俗資料保存講習会を開催したのを皮切りに、同年10月には長野県、昭和29年7月には新潟県で開催した。こうした活動の中から、民俗資料の本格的な保護を図るには国立民俗博物館の建設が必要であるとの要望が高まり、日本民族学協会、日本人類学会、日本常民文化研究所、全国博物館大会から関係各方面に建設建議書が提出された。これを受けて文化財保護委員会は昭和29～32年度にわたり準備費の予算化を図ったが、成功しなかった。

この間、昭和29年9月には、日本民族学協会、日本人類学会、日本常民文化研究所によって、「民俗博物館はなぜ必要か」と題するパンフレットが作成されて、各方面に働き掛けが行われている。なお、この運動は、昭和55年4月の国立歴史民俗博物館の設置に結実する。

民俗資料に関する啓蒙事業とともに文化財保護行政の施策の一環として、民俗調査を行う際の調査の進め方等の指針策定を目的に、文化財保護委員会の企画する現地調査が行われた。この調査は、昭和29年に神奈川県津久井郡牧野村と東京都小河内村を対象に行われ、その後の民俗文化財調査のモデルとなった。

文化財保護委員会（昭和43年6月以降文化庁。以下同じ。）が主体となり、民俗資料の保護を目的に編集・刊行した出版物に、「民俗資料調査収集の手引き」（昭和40年11月）、「民俗文化財の手引き」（昭和54年4月）、「日本民俗資料事典」（昭和44年7月）、「日本の民俗」全47巻（昭和46年11月～50年8月）などがある。

（3）民俗資料の独立

昭和29年の文化財保護法の改正で、新たに民俗資料が独立した文化財の類型として定義づけられた。民俗資料は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）と、無形の民俗資料と有形の民俗資料の二つに分けて規定された。有形の民俗資料のうち特に重要なものについては重要民俗資料として指定し保護することとし、これに対し風俗慣習など無形の民俗資料は特に資料的価値の高いものなどについて、記録を作成して保存・活用を図ることとなった。

民俗資料を有形文化財から切り離して独立した類型としたことについて、昭和29年6月に各都道府県教育長あてに出された文化財保護委員会事務局長通達では、「従来、民俗資料は、有形文化財に含まれていたため、そのうち重要なものは重要文化財に指定されることとなっていたが、民俗資料は、重要文化財とは、価値の観点を異にするばかりでなく、民俗資料には、無形のものもあり、且つ、有形の民俗資料でも無形のものを背景とするので従来重要文化財に指定されたものではなく民俗資料の保護上支障となっていたので、このたび別個の体系の下に保護することとしたのである。」とし、重要民俗資料の範囲と、重要文化財と異なる価値について、「民俗資料は、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、無形の民俗資料とは、衣食住、生業、信仰（主として民間信仰を言う。）、年中行事等に関する風俗慣習そのものであり、有形の民俗資料とは、無形の民俗資料である前記の風俗慣習に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件である。した

がって、風俗慣習や有形の民俗資料に関して記録した文書等は、単に記録であって、用いられる物件でない限り、これらの記録を法上重要民俗資料に指定して保護することはない。」「民俗資料は、そのもの自体の芸術的な価値が高いというものでなく、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、重要文化財とは価値の観点を異にするのである。」と説明している。

また、無形の民俗資料が指定制度ではなく記録作成等の措置の対象とするにとどめることとなった背景について、同通達では、無形の民俗資料の性質を無形文化財と対比する形で次のように解説している。「無形文化財は、芸能、工芸技術等のごとく、特定の型や技術を特定の個人が相伝し、体現しているものであって、いわば洗練されたわざとすることができるが、無形の民俗資料は、国民の生活様式や慣習そのものであって、社会一般の人々が伝承しているものということができる。」「無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのものをそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多いのであるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然に発生し、消滅して行く民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであって、これらは、記録保存の措置をもって足りるわけである。」

（4）民俗資料の種類

ア 有形の民俗資料

昭和29年の法改正を受けて、同年12月に重要民俗資料の指定基準が告示され、有形の民俗資料のうち特に重要なものを重要民俗資料に指定して保護を行うこととなった。

重要民俗資料の第1回目の指定は、昭和30年2月「おしらさまコレクション」（国立民族学博物館保管）他5件について行われた。重要民俗資料の保護制度は、重要文化財の保護制度と形態としては類似しているが、民俗資料の範囲は、人々の実生活のすべての面にわたるものであり、同類のものが複数存在すること、民俗資料についての一般の認識がまだ十分でないことなどにかんがみて、保存・公開に係わる規制を届出制とし、緩やかなものとされていることが特色となっている。

イ 無形の民俗資料

無形の民俗資料については、文化財保護委員会が特に必要のあるものを選択し、自ら記録の作成・保存・公開を行い、又は適当な者に対して当該無形の民俗資料の公開、その記録の作成・保存若しくは公開に要する経費の一部を補助できることとされている。

この規定に基づき昭和29年11月に、正月行事、年齢階梯制、中馬制、菱橋の製作工程、ドブネの製作工程の5件について選択が行われた。この時選択された無形の民俗資料は、いずれも広域的伝承を対象としたものである。なお、この選択制度について同年12月に、選択基準が定められ、さらに仕組みの整備が図られた。

この当時の無形の民俗資料には、民俗芸能に関するものも含まれるとされていたが、その選択基準上の例示は祭礼行事、競技、童戯等とされており、芸能についての例示はない。

(5) 民俗芸能

民俗芸能は、制定当初の文化財保護法では、雅楽や能楽、歌舞伎などの舞台芸能とともに無形文化財に含まれるものとされていた。したがって、昭和50年の法改正に際してこれを民俗文化財に属するものとして位置付けられるまで、その保護施策は重要無形文化財以外の無形文化財に関する制度（記録作成の措置）によっておおむね以下のように進められた。

ア 助成の措置を講ずべき無形文化財

制定当初の文化財保護法においては、無形文化財に関しては、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものうち特に価値が高く、国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについて、適当な助成の措置を講じなければならない旨の規定が置かれていた（法第2条第1項第2号・第67条）が、昭和29年の法改正により設けられたような指定制度はまだ設けられていなかった。

保護措置の対象となる無形文化財の選定については、文化財保護委員会は、昭和26年5月に「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」を決定したが、同基準には、「1. 芸能関係 音楽、舞踊、演劇、その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、声明、能楽、狂言（一中略）民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承、行事等」とあり、神楽や郷土芸能を含んでいる。

この基準に基づいて、翌昭和27年3月から29年3月まで5回にわたって選定が行われ、このうち古典芸能以外で選定された民俗芸能等は合計112件であった。

イ 重要無形文化財としての民俗芸能

昭和29年の法改正によって、無形文化財の保護制度は飛躍的に強化され、価値の高いものについての重要無形文化財指定と保持者の認定制度、保護のために必要な記録作成や伝承者の養成、公開等に関する規定が整備された。さらに重要無形文化財以外の無形文化財に関しても、文化財保護委員会が必要なものを選択し、記録作成や公開費補助等の措置を講じることができるとされた。

民俗芸能に関しては、昭和30年3月19日に第1回目の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択が行われて、その中で古典芸能の部の「天台声明」（滋賀県）など7件の選択とともに、郷土芸能の部として「しし舞」（青森県、岩手県、秋田県）など8件が選択されている。さらに都道府県教育委員会の協力を得て、昭和45年度から民俗芸能が記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として積極的に採り上げられ、昭和50年度までに205件の選択が行われた。

(6) 民俗資料の実態調査

昭和32年、民俗資料の保護を進める上で不可欠な基礎資料の集積が不十分であり、学問的にも未開拓の分野が残されていることなどから、実態調査を急ぎ実施して基礎資料を確保しておくことが肝要であるとの方針が出された。この方針を基に、文化財保護委員会では、全国都道府県教育委員会の協力を得て、民俗資料の全国的な実態調査を行うこととし、この年、試用用の5項目を選んで調査票を作成し、埼玉、千葉、神奈川、静岡、長野、新潟及び宮崎の7県下で、それぞれ2郡を選

び予備調査を行った。五つの項目は、若者組、すき（鋤・犁）、にお（稲積）、せおいばしご、かぶりもので、社会関係、生産関係、運搬関係、服飾関係の各分野から、どの地区にも存在が予想され、比較的回答しやすいと思われるものを選んだものである。この調査の結果は、「昭和32年度民俗資料実態予備調査概況報告」として刊行されたが、翌33年度にはさらに第2回民俗資料実態予備調査を青森県外9県で実施した。

こうした予備調査の成果を受け、昭和37～39年度にかけて都道府県別の民俗資料緊急調査が国庫補助事業として実施され、それぞれ報告書が刊行された。

2 民俗文化財

(1) 民俗文化財の制度の整備

昭和50年の法改正で民俗資料という文化財の類型の名称が「民俗文化財」に改められるとともに、民俗芸能が民俗文化財に属するものとして統一的に位置付けられた。この改正の理由となったのは、従来の「民俗資料」という言葉がややもすると文化財より価値の低いものと受け取られかねない語感を持っていること、民俗芸能についての明文の規定がなく運用上は無形文化財と民俗資料のいずれにも属するものとして取り扱われており、実務上混乱をきたしていたことなどである。この改正により、無形の民俗文化財は、従来民俗資料に位置付けられていた風俗慣習と新たに位置付けられた民俗芸能の、二つの分野から構成されることとなった。

民俗文化財に関する改正の主な点としては、

- ①重要民俗資料を「重要有形民俗文化財」と改称したこと。
- ②重要有形民俗文化財の「保存に影響を及ぼす行為」について、新たに現状変更と同じ規制（届出制）の対象としたこと。
- ③無形の民俗文化財について、新たに「重要無形民俗文化財」としての指定制度を設けたこと。
- ④重要無形民俗文化財の保存に関する規定を整備したこと。

が挙げられる。

無形の民俗文化財について指定制度を新設したのは、急激な社会的・経済的変動によって変質・滅失の危機に瀕しているものが多いことから、指定制度を取り入れて保護の一層の充実を図ることとしたものである。このような状況は、民俗芸能や祭り行事、年中行事などの、共同体的組織によって保持されている風俗慣習について共通するものであったが、民俗芸能は、芸能史的観点からそのままの形で芸態を保存することに積極的な意義を求める傾向を持っていることから、指定制度になじみやすいものであったのに対して、風俗慣習の多くは、現実生活のなかで伝承されるものであることから必然的に変化を余儀なくされる性格を有しており、そのままの形で保存することが本来的に困難なものであるため、当初は指定への取組みが民俗芸能に比してやや慎重な面があったことは否めない。

なお、無形の民俗文化財は国民の生活そのものに密着したものであることから、無形文化財の場合のように特定の体现者を保持者・保持団体として認定することは実状に合わないとして、重要

無形民俗文化財については保持者又は保持団体の認定制度はとられなかった。

平成12年6月現在、重要有形民俗文化財195件、重要無形民俗文化財202件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財512件が指定又は選択されている。

(2) 民俗文化財の現状と課題

民俗文化財は人々の生活に密着しているものであるがゆえにかえってその文化財としての価値を認識されることが少ない。特に近年の激しい生活環境の変化に伴って、保護の手立てを講ずるとまもなく急激な変容・滅失をきたしており、その保護は緊急の要件となっている。

これに対処するためには、従来の手法に基づく保護の充実を図ることはもとより、新たな施策が講じられる必要がある。文化庁では、平成6年の文化財保護企画特別委員会の報告を受けて、同年、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議を設置し、近代の生活遺産の保護に向けて検討を進め、平成8年度には近代の生活文化・技術に関する保存と活用の在り方についての報告を得るなど、新たな保護の施策に関する具体的な検討に着手している。ここではその一端を記しておきたい。

ア 保護対象の拡大

これまでの文化財の保護は、主として前近代に眼が向けられており、それは民俗文化財においても例外ではなかった。我が国民生活の推移の理解を図るためには、消滅の危険性の高い前近代の習俗や用具などの保護が優先されるのは自明のことである。加えて、近・現代に特徴的に見られる生活習俗や用具類は定着性に乏しく、これまでの保護の手法では、保護対象として確定することが困難であったことも見逃せない。このような状況の中にあっても、近代の農具や裁縫雛形等の近代教育資料など従来注目されていなかった分野へ保護の範囲を拡大している。

しかし、一方では、近・現代における生活様式は、マスメディアの発達や、工業化の進展による大量生産品の出現、交通・輸送手段の世界的規模での整備・発達等のいわゆる近代化の影響を受けて急速に均質化が進み、地域的特色や伝統的様式の消失がかつてないほどの速度で進んでいる。こうした傾向は、有形・無形の民俗文化財に共通して見られるものであるが、特に近代の生活文化・技術に関する民俗文化財は、短期間のうちに全国的規模での均一化と急速な生成・消滅を繰り返すなどの特性を有しており、その中心となる生活用具類は、均質化された多種多様な大量生産品によって占められることとなった。この均質な大量生産品を対象とする保護の在り方は、従来の民俗文化財保護の理念や手法の枠組みを大きく超えるものであり、民俗学の立場でも十分な蓄積がなされていない分野である。

しかし、この近代の生活遺産には近代の我が国民の生活の理解に欠くことのできないものを多く含んでいるのであって、この保護は民俗文化財行政にとっても緊急の課題と言える。文化庁では平成10年度からこうした近代の生活文化・技術の保護の実態調査を実施し、その保護の手法の検討を進めている。

イ 新しい保護理念の構築

重要有形民俗文化財の保護・公開にかかわる規制は、民俗文化財は実生活の全ての面にわたるものであり、同種のものが複数存在すること、民俗文化財について一般の認識がまだ十分でないことなどにかんがみて届出制とされ、他の文化財に比べて保護・公開の規制は緩やかなものとされている。この制度は、まだ民俗文化財が身近に豊富に存在していた時代にあっては十分に説得力を持つものであったが、その後的高度経済成長の影響を受けて生活様式や技術の急速な均質化が進み、地域性豊かな伝統的生活様式や技術の変化と滅失が一挙に進むなど、民俗文化財を取り巻く社会環境は大きく変化している。現在は、伝統的な用具類や技術は博物館や資料館などの特定の保存・展示施設に行かなければ見られないという状況が、都市部に限らず全国的な傾向となっている。

こうした状況の変化に対応して、滅失や変容などの危険から民俗文化財を守るためのより積極的な施策の構築や、新たに出現した近現代の大量かつ均質な生活・生産用具の保護策の検討などが緊急の課題となっている。

また、民俗文化財の多くが身近な技術によって支えられるものであるため、従来は積極的な保護の対象とされてこなかったが、こうした有形の民俗文化財の製作・使用等にかかわる技術や、職人技術の保存・継承のための施策の構築も今後の課題である。

無形の民俗文化財は、その性質上、特定の型を固定してこれをそのままの状態に保存することは不可能である。無形の民俗文化財の保存と活用は、それぞれの伝承母胎に頼らざるを得ないのが実状であり、行政としては様々な指導や伝承経費の補助などを実施しているが、無形の民俗文化財の一層の保護には、変化を前提とした新しい文化財保護の理念の構築が図られなければならない。文化庁ではこうした意味合いも含めて、特に重要無形民俗文化財の指定後の現状確認調査を社団法人全日本郷土芸能協会に依頼して平成11年度に実施した。

また、現在、民俗文化財の保護は有形と無形の二つの側面からなされているのであるが、本来、生きて伝承されている民俗文化財はこの両者が密接不離の状態に存在しているものが多いわけであり、有形の民俗文化財の保護とともにその製作技術及び使用法を無形の民俗文化財として一体的に保護の対象とする手法や、祭りや年中行事、民俗芸能などの無形の民俗文化財に用いられる用具や施設などの有形の民俗文化財をあわせて保護する手法の一層の充実を図ることも必要である。

さらに、各地の祭りや民俗芸能等の保存は、その公開等に際しての変容に注意する必要があることが指摘されているところであるので、公開・活用の在り方、観光施策等との調整方策の策定は、緊急の課題である。文化庁では、その検討の一環として、平成12年度から山・鉾・屋台行事の保護に関する調査研究に着手している。

第2節 民俗文化財の調査と指定

1 民俗文化財の保護と調査

民俗文化財は、その特性として地域的な共有性を持つため、同様の形式を有する伝承が、ある地

理的な範囲の中に共通に存在し、複数の人によって担われるのが本来の姿である。その範囲は、数軒の家の重ならない集落や大字などの広がりにとどまるものから、市町村や郡、県の範囲に及ぶものまであり、さらにこのような行政区画を超えて、別個の文化圏を形成するものもある。

地域に伝承されてきた文化財の保存及び活用は、それぞれの地域住民の自発的な活動によってなされることが最も重要である。特に民俗文化財は、他の文化財と比べてより身近で、地域生活に密着したものであることから、都道府県及び市町村がその保護に果たす役割は特に大きい。そのため、地方公共団体はそれぞれの地域における民俗文化財の再発見に努め、それらのうち地域的特色を示すものなど重要なものを指定し、保護を図っている。

これに対し、国は、広域的、全国的な視野に立って民俗文化財の把握を行い、我が国の典型的な民俗文化財について、歴史性や時代性、地域性などに着目して重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財に指定したり、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択したりして保護を図っている。

2 民俗文化財の調査

民俗文化財の調査には、重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財への指定を前提に国が直接行う指定調査と、国庫補助事業として地方公共団体等が事業主体となって行う調査とがある。

(1) 文化庁直轄の調査

重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財の指定や記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択のために、文化庁自ら、その候補について計画的な現地確認調査を実施している。

また、このほか、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたもののうち、文化庁が自ら記録を作成するために行う調査事業があり、昭和30年の「正月行事」（新潟県・秋田県）、「中馬制」（長野県）、「蔓橋の製作工程」（徳島県）の記録作成のための調査をはじめとして、平成12年6月末までに86種139件について各地の研究団体等に委託して調査を実施している。

(2) 文化庁企画の全国調査

民俗文化財は、言わば「生きている」文化財であるために、とりわけ昭和30年代以降の高度経済成長期に急速に変貌し、その後の社会構造や産業構造の急激な変化の中で消滅の危機に瀕しているものも多い。国はこのような社会情勢下にある民俗文化財の状況を調査し、保護の必要のあるものを確認することなどを目的に、昭和37年度以降、民俗文化財調査を各都道府県に対する国庫補助事業として全国規模で実施してきた。

文化庁が企画し、全国規模で実施したものには、昭和37年度から3か年にわたって国庫補助事業として実施した民俗資料緊急調査（ただし、沖縄県は昭和42年度実施）、昭和49～59年度にかけて実施した民俗文化財分布調査、昭和52～60年度にかけて実施した各地方言収集緊急調査、昭和54～平成元年度にかけて実施した民謡緊急調査、昭和59～平成5年度にかけて実施した諸職関係民俗文

化財調査、平成元年度から実施している民俗芸能緊急調査、平成5年度から実施している祭り・行事調査がある。

ア 民俗資料緊急調査

文化財保護委員会は、民俗資料の全国にわたる基礎資料が整っていなかった当時の状況に照らし、昭和32年度から民俗資料実態予備調査を実施した。この調査は、調査の実施方法を検討するとともに、分布の実態を把握するために、その一部の分布図の作成も試みたものであった。

この予備調査の成果を受け、昭和37～39年度の3か年にわたり都道府県に対し国庫補助を行って民俗資料緊急調査を実施した。調査は、所定の20項目について、各都道府県ごとにおよそ30か所の地区を抽出して実施した。この調査は、各都道府県内に所在する民俗資料の趨勢を実態的に把握し、今後の保護に資する目的で緊急的に行った基礎調査であったが、その調査地区の総数は1,342か所を数え、民俗資料の全国規模の一斉調査としては、我が国で最初の大規模な調査事業であったことから、民俗資料保護の意識を高揚する上にも大きな役割を果たしたものであった。

この調査は、生産生活の差異による各地区の民俗資料の特色を明らかにすることを主眼に、おおよそ藩政時代の村を単位に、調査票に記入する方法により実施され、各都道府県ごとに報告書が公刊された。これとは別に文化庁では、この民俗資料緊急調査で得られた調査票を基礎資料として、民俗資料の分布図である「日本民俗地図」を作成し、昭和44年3月に第1巻「年中行事Ⅰ」を発刊し、平成12年3月に第10巻「住生活」を発刊して全巻が完結した。

イ 民俗文化財分布調査

民俗文化財分布調査は、昭和49～59年度にわたり国庫補助事業として実施されたもので、当初から民俗資料の分布図作成を目的に調査地区数、調査項目、調査体制などに検討が加えられて実施された。調査期間は各都道府県ともほぼ2年間で、調査地区が偏らないよう1都道府県当たり150か所を選定し、おおよそ大正年間の民俗事象の調査を基本として行われたが、その前後における民俗事象の変遷に留意し、かつ、時点を明確にすることに配慮されている。

調査項目も年中行事等の大項目で14、小項目では350を超え、全国で3,000人近い人々が調査に従事した大規模なものである。この調査の結果は、各都道府県ごとに民俗地図として公刊されているが、全国的にまとめられた民俗地図の作成には至っていない。

ウ 各地方言収集緊急調査

各地方言収集緊急調査は、昭和52～60年度にわたり、文化庁文化部国語課が窓口となって全国規模で展開された調査事業で、民俗文化財調査費国庫補助事業として各都道府県が事業主体となり、それぞれ3か年の継続事業として行われた。

この調査は、国語研究史上のみならず文化史的にも貴重な資料である方言が、社会の急激な変化に伴う国民の生活様式の画一化、マス・メディアの発達、教育の普及等に伴い急速に消え失せようとしていることから、緊急に調査し、記録・保存する目的で行われた。

調査は、都道府県ごとに言語学（方言）、国語学（方言）の専門家を主任調査員と調査員に依頼し、これに有識者委員等を加えて調査地点5か所を選び、各調査地点ごとに、老年層男女による会

話、老年層男性同士による会話、老年層女性同士による会話、老年層と若年層との会話、目上の者と目下の者との会話、場面を設定し演技的に対話をさせる会話、当該地域に伝わる民話の七つの調査区分を設けて行われた。

この調査の成果は、1地点につき1年度当たり3時間分収録の録音テープと解説原稿にまとめられている。

エ 民謡緊急調査

民謡緊急調査は、昭和54～平成元年にわたり、各都道府県を事業主体に国庫補助事業として全国規模で展開された調査で、消滅や変容の危機に瀕する各地の民謡の実態を調査し、系統的な記録と組織的把握を行うことを目的としたものである。

この調査は、都道府県内全市町村について、町村合併以前の旧行政区画内に少なくとも1か所の調査地点を設けるなど、出来るだけ濃密にすることとし、対象とすべき民謡を、それぞれの地域で古くから伝承されてきた民謡で現在なお伝承を見ているものとし、また、その種類は労作歌、祭り歌・祝い歌、踊り歌・舞謡、座興の歌、語り物・祝福芸の歌、子守歌、わらべ歌などに区分することとしている。

調査期間は1都道府県につき2年間とし、その成果は調査報告書と録音テープにまとめられた。調査の成果は、今後、地域の文化活動や社会教育、学校教育の場で活用されたり、専門家、研究者等の利用に供されることが望まれている。

オ 諸職関係民俗文化財調査

諸職関係民俗文化財調査は、昭和59～平成5年度にわたり、各都道府県を事業主体に、原則として2年間の国庫補助事業として実施された。

この調査は、地域に根ざした無形の民俗文化財であり我が国の優れた工芸技術の基盤となっている各種の伝統的な製作・加工の職種・技術が、新しい素材や技術の開発及び生活様式の変化等に伴って衰亡し変化しつつあることから、諸職の実態と変遷について、使われてきた施設・用具類も含めて調査・記録し、併せて関係資料の収集、保存、活用等に資するために企画された。

調査は、文化庁が提示した調査項目に従って実施されたが、実際に各都道府県が調査を実施する前に、埼玉県との協力を得、具体的職種を選んで調査を試み、調査の必要日数、問題点などについての目安を得ている。

調査の結果は、各都道府県ごとにまとめられ公開されている。

カ 民俗芸能緊急調査

民俗芸能緊急調査は、平成元年度から各都道府県を事業主体に国庫補助事業として実施されている。今日の急激な社会的環境の変化により、民俗芸能は多かれ少なかれ開催期日、開催場所、上演の次第等に変化を余儀なくされており、中には伝承地の過疎化その他の要因によって衰滅の危機に瀕しているものもある。このような状況を踏まえ、現在、各地で伝承されている民俗芸能の所在及び伝承状況等について調査を行い、その成果を文化財保護施策の基礎的な資料として活用するとともに、地域の伝承活動や生涯学習の場で生かしたり、専門家、研究者等の利用に役立てることを目

的としている。

この調査は、各都道府県内の全市町村について悉皆的に、各地域で伝承されてきた神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年その他祭礼や年中行事の中で行われている芸能を対象として行われている。中でも記録のないもの、衰滅又は変容の危機に瀕しているものなどから必要なものを選び、これについては詳細な記録を作成することとしている。調査期間は原則2年間である。

既に36府県において調査が終了して調査報告書が刊行されており、平成12年度は1県が事業を行っている。

キ 祭り・行事調査

祭り・行事調査は、平成5年度から国庫補助事業として実施されている。今日の急激な社会的環境の変化によって姿貌・消滅の危機にさらされている無形の民俗文化財のうちから、祭り・行事をリストアップし、文化財保護の立場から主要なものについて現況を調べ、保護施策立案充実の基礎資料とするとともに、併せて地域文化の高揚に資することを目的としている。

この調査は、各都道府県における無形の民俗文化財の指定や、重要無形民俗文化財指定の充実と促進を図るねらいも含まれており、対象を現在実施されている祭り・行事等に限って選択的に実施している。この調査結果を受けて、平成12年度までに新たに7件が重要無形民俗文化財に指定されている。

(3) その他の調査

ア 風俗慣習

全国的な調査と併行して、地方公共団体等により個別に企画され実施される民俗文化財緊急調査があり、各都道府県や市町村等が民俗文化財調査費国庫補助を受けて独自に実施している。この中には、昭和40年からの新産業都市指定地区やダム水没地区、集団離村、干拓等のために特に緊急を要する地域についての調査をはじめ、昭和45年からの財団法人元興寺文化財研究所による仏教関係民俗調査や民俗資料の科学的保存処理法についての調査、昭和53年度から5か年計画で実施した琵琶湖総合開発に対処する緊急調査等が含まれている。また、特に、昭和50年度からはアイヌ民俗文化財緊急調査、昭和53年度からはウイリタ（オロッコ）民俗文化財緊急調査などにも補助を開始し、これら民俗文化財の保護のための基礎資料の収集に努めている。地方公共団体の企画する民俗文化財調査に対する国庫補助は、現在も民俗文化財保護の大きな柱として継続中である。

イ 民俗芸能

民俗芸能は、昭和50年の法改正まで無形文化財として位置付けられており、47年まで、国は民俗芸能に対する調査事業を国庫補助事業としては行っていなかった。このため、文化庁（文化財保護委員会）は各都道府県教育委員会の協力を得て、各地の民俗芸能の由来や実施内容、実施時期等の報告を求めたり、昭和25年に第5回文部省芸術祭主催公演として始まった「全国郷土芸能大会」（昭和33年の第9回大会から「全国民俗芸能大会」に改称）や、34年から開催された「ブロック別民俗芸能大会」を民俗芸能の状況確認の場として位置付けて調査を行ってきた。特に「全国郷土芸

能大会」では、26年の第2回大会以降に出演した民俗芸能について、伝承内容等の文書記録や舞型譜、採譜、写真等の記録を作成している。

昭和48年度からは無形文化財国庫補助事業の中で地方無形文化財調査・記録事業が行われた。本事業では、都道府県等を事業主体として、管内の民俗芸能調査事業や個別の民俗芸能についての調査事業及び報告書刊行がなされている。

3 有形の民俗文化財の指定

有形の民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件をいう。国は、国民の生活文化の地方的特色や、時代的推移を典型的に示す有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定して保護を図っている。

昭和50年の法改正以前は、民俗文化財の呼称は民俗資料であり、有形の民俗資料についてのみ「重要民俗資料」として指定し保護する制度であった。最初の重要民俗資料の指定は、昭和29年に定められた「重要民俗資料指定基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第58号）に基づき、翌30年2月に「おしらさまコレクション」（国立民族学博物館保管）他5件について行われた。

重要民俗資料の指定は、各種の調査に基づいてその後も継続的に行われたが、昭和50年の法改正によって民俗資料の呼称が民俗文化財に改められ、無形の民俗文化財についても指定制度が設けられたのに伴い、重要民俗資料の呼称も「重要有形民俗文化財」に改められた。

重要有形民俗文化財に指定された民俗文化財は、その初期には、「おしらさまコレクション」、「背負運搬具コレクション」（以上、国立民族学博物館保管）など、既存のコレクションを対象としたものが多かったが、昭和40年代後半から50年代に入ると、文部省の科学研究費補助金の交付を受けて実施された農村舞台の全国調査結果に基づいて行われた「下黒田の舞台」（長野県）、「各務の舞台」（岐阜県）等の指定や、民俗資料緊急調査の成果を活用した富士塚などの指定も見られるようになってくる。

有形の民俗文化財は、実用の用具や施設であり、各地の日常生活の中で普遍的に使用・伝承された生産用具や生活用具の類である。これらは美術工芸品と異なり1点限りの芸術作品ではなく、単独でその価値を示すというよりは、生産や生活の用具として有機的、体系的にまとめられたときに初めてその価値が明らかになるものが多い。もちろん、有形の民俗文化財の中には、まるきぶねや農村舞台のように既に豊富な研究の蓄積があり、単体でも生活の推移を物語るものもあって、こうしたものは単体で指定されるものも多いのであるが、有形の民俗文化財の多くはまだ研究の蓄積も少なく、特定地域を対象に体系的に収集されて初めてその価値が明らかになるものが多いことから、現在はそのような収集品全体をコレクションとして指定する方法が主となっている。

民俗文化財は身近な文化財であるために、それを所有し、使用している人びとが自らその価値を認識することは稀である。民俗文化財は他所との比較によって本来の価値が認識されることが多く、また、その価値は継続して伝承されていることによって裏付けられていることなどから、重要

有形民俗文化財の指定には製作法や使用法などの無形の伝承と形態の記録を不可欠としている。有形の民俗資料は地域に密着した文化財であり、内容・数量等も多岐・多量にわたることから、こうした無形の伝承や形態の記録などの有形民俗文化財を特色付ける作業は、必然的に当該地域の人々に依存せざるを得ないのが実状である。

こうした意味で、各地に建設された歴史民俗資料館等が地域の民俗文化財の再発見や資料収集のための拠点として果たすべき役割とそれに対する期待は、今後、なお一層高まるものと考えられる。

平成12年6月末現在、重要有形民俗文化財に指定されているものは195件であり、内訳は、衣食住に関するもの27件、生産・生業に用いられるもの80件、交通・運輸・通信に用いられるもの17件、交易に用いられるもの1件、社会生活に用いられるもの1件、信仰に用いられるもの36件、民俗知識に関して用いられるもの5件、民俗芸能・娯楽・遊戯に用いられるもの23件、人の一生に関して用いられるもの3件、年中行事に用いられるもの2件となっている。

4 無形の民俗文化財の指定

無形の民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能である。これら無形の民俗文化財については、昭和50年の法改正により「重要無形民俗文化財」としての指定制度が新設され、以後、文化庁では、これらの無形の民俗文化財のうち特に価値の高いものを重要無形民俗文化財に指定し、保護を図っている。なお、民俗芸能は、それまで無形文化財に含まれて保護されていたが、この法改正により民俗文化財に含むものとされた。

重要無形民俗文化財の指定は、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを抽出し、記録作成等その保存のため必要な措置をとる対象として法律上特定する行為である。無形の民俗文化財は、その本来的な性質として、人々の生活の変化などに伴って変容を余儀なくされる。そのため、保存の意味や内容は自ずから有形の民俗文化財とは異なってくるが、その価値を後世に伝える意味からはなるべく現状を変えないで伝承することが望まれる。したがって、生活様式とともに大きく変わる可能性の高いものや、保存を志向することによって個人の生活や信条などを制約することとなるおそれのあるものは自ずから指定の対象とはなりにくく、祭りや行事・民俗芸能などの共同体で伝承される文化財が指定の中心となってきている。なお、民俗芸能に比べて、風俗慣習に当たる生業や、人の一生にかかわる儀礼等の指定が遅れているため、近年、豊作祈願の行事や元服式等の行事の指定も行うなどこの分野の指定の充実を図っているが、これらの分野や新たな分野への指定の拡充などを更に推進する必要がある。

(1) 風俗慣習

無形の民俗文化財のうち風俗慣習の分野に属するものは、昭和50年の法改正以前は、記録作成の措置をとることでその保存と活用が図られてきた。昭和50年の法改正を受けて、昭和50年11月に定められた「重要無形民俗文化財指定基準」（昭和50年文部省告示第56号）に基づき、昭和51年5月

に、それまで無形文化財の中に位置付けられていた民俗芸能や指定制度のなかった風俗慣習を対象として30件の重要無形民俗文化財の指定が行われたが、この段階から既に指定対象としては民俗芸能が多く、風俗慣習としては「奥能登のあえのこと」(石川県)1件を数えるのみで、この傾向は現在に至るまで変わっていない。

平成12年6月末現在、重要無形民俗文化財は202件が指定されているが、そのうち風俗慣習の分野に属するものは72件であり、内訳は生産・生業に関するもの5件、人生儀礼に関するもの3件、娯楽・競技に関するもの5件、社会生活(民俗知識)に関するもの1件、年中行事に関するもの17件、祭礼(信仰)に関するもの41件となっている。なお、風俗慣習の分野では年中行事、祭礼(信仰)に関するものが8割強と圧倒的に多くなっている。

(2) 民俗芸能

ア 助成対象としての選定

昭和25年の制定当初の文化財保護法では、民俗芸能は、助成の措置を講ずべき無形文化財として無形文化財の中に位置付けられていた。翌26年5月には「助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」が定められ、昭和27年3月に第1次選定が行われた。芸能関係では、舞台芸能の雅楽「神楽歌の記録」など10件に加え、民俗芸能(その当時は「郷土芸能」あるいは「民族芸能」とも呼ばれた)からは「山伏神楽」(岩手県)ほか97件が選定された。さらに選定は、第2次(昭和27年11月)、第3次(同28年3月)、第4次(同年11月)、第5次(同29年3月)と続き、助成の措置を講ずべき無形文化財として選定された郷土芸能は合計112件となった。

なお、この112件には「延年」(岩手県)、「大日堂祭堂」(秋田県)、「黒川能」(山形県)のように個々に伝承されるもののほか、「アイヌに関する詞曲、歌舞、祭礼等」(北海道)や「えんぶり」(青森県)、「鹿踊」(宮城県)など広域内に多数の伝承があるもの、さらに「野馬追」(福島県)や「二十五菩薩来迎会」(長野県)、「蹴鞠」(京都市)、「蹴鞠」(香川県)などの民間伝承や行事も含まれている。

イ 無形文化財としての指定

昭和29年の法改正によって無形文化財につき指定制度が設けられたのに伴い、民俗芸能は、重要無形文化財として指定し、その芸芸の体現者を保持者として認定することができることとされ、これに即して、昭和29年12月に「重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準」(昭和29年文化財保護委員会告示第55号)が決定された。

最初の重要無形文化財の指定及び保持者の認定は、昭和30年2月に行われたが、民俗芸能はその中に含まれず、また、これまで助成の措置を講ずべき無形文化財として選定されていた民俗芸能についても保護の措置は継承されなかった。民俗芸能についての重要無形文化財指定の方策については、この間も協議が重ねられ、かつ伝承状況等の調査が「全国民俗芸能大会」等の機会に積極的に行われたが、諸般の事情により、その後も重要無形文化財指定は実現しなかった。

ウ 重要無形民俗文化財としての指定

昭和50年の法改正により、無形の民俗文化財についても重要無形民俗文化財としての指定制度が創設されるとともに、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習に加えて民俗芸能が無形の民俗文化財に含まれるものとして位置付けられた。

重要無形民俗文化財の指定は、昭和51年5月の第1次指定を皮切りに、無形の民俗文化財のうち特に価値の高いものについて順次進められている。

民俗芸能の重要無形民俗文化財指定は、その初期においては、昭和29年以降に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択されたものを主な対象として進められた。平成12年6月現在で、重要無形民俗文化財202件のうち130件が民俗芸能分野に属するものである。内訳は、神楽24件、田楽20件、風流30件、語り物・祝福芸5件、延年・おこない6件、渡来芸・舞台芸30件、その他15件である。

5 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

(1) 風俗慣習

昭和29年の法改正によって、無形の民俗資料については、特に資料的価値の高いものについて、文化財保護委員会自らが記録を作成して保存・活用することとされた。

この規定に基づいて、昭和29年11月に第1回の選択が「正月行事」(岩手県他)、「年齢階梯制」(東京都他)、「ドブネの製作工程」(新潟県)、「中馬制」(長野県)、「蔓橋の製作工程」(徳島県)の5件について行われ、同年12月には「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準」(昭和29年文化財保護委員会告示第59号)が定められた。

この選択基準については、昭和50年の法改正に伴い、民俗芸能が無形の民俗文化財の中に位置付けられたのを受けて、昭和50年11月に、民俗芸能に係る選択基準を新たに加える等の改正が行われた。

以来、この規準に従って、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が選択されているが、現段階では無形の民俗文化財のうち、重要無形民俗文化財指定になじまないもので、我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものや、調査の成果が不足して現時点では重要無形民俗文化財の指定には至らないものの今後の調査の進展や伝承状況の確認等によっては指定の可能性が予想されるものなどを対象に選択を行っている。

なお、重要無形民俗文化財指定になじみにくいものとしては、例えば、個々の家庭を単位として行われている年中行事や、婚礼、葬式などの儀礼のように伝承が個々人の数量にゆだねられる比重が高いもの、焼畑農耕や伝統的な漁撈習俗のように今日では経営的な面から生業としての存続が危うくなっているもの等、今後の存続が保障されていないものや、今日では公序良俗の観点から好ましくないとされているもの等が考えられている。

現在のところ、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたものは、民俗芸能に関するものが多くを占めているが、風俗慣習にかかわるものとしては、生業関係では「田植に関する習俗」(岩手県他)、「狩猟習俗」(秋田県他)、「木地屋の生活伝承」(岩手県他)、「白山麓の

焼畑習俗（石川県他）等、信仰にかかわるものでは「おしらあそび」（東北地方）、「津軽のイタコの習俗」（青森県）等、人の一生にかかわるものでは「若狭の産小屋習俗」（福井県）、「生子神社の泣き相撲」（栃木県）等、娯楽・競技にかかわるものでは「隠岐の牛突き習俗」（島根県）、「加治木のくも合戦」（鹿児島県）等があり、平成12年6月末現在の風俗慣習分野の選択件数は183件となっている。これらに対しては記録作成や現地公開にかかわる経費等について国庫補助が行われている。

（2）民俗芸能

昭和29年の法改正では、無形の文化財について重要無形文化財指定とその保持者の認定制度が設けられるとともに、重要無形文化財以外の無形の文化財のうち、必要なものについてはそれを記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択して、記録作成や公開費補助等の措置を講ずることができることとされた。

昭和29年12月の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第56号）に基づき、30年5月には第1回目の選択が行われ、この中で民俗芸能は「郷土芸能の部」において「しし舞」（青森県他）など8件が選択された。以後、昭和50年の法改正まで順次選択が行われて、同50年度までに計205件が選択された。

昭和50年以後、民俗芸能は重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財について設けられた記録作成等の措置を講ずべきものの選択の対象とされることとなった。平成12年6月末現在、無形の民俗文化財のうちこの選択を受けたものの総数は512件であり、このうち民俗芸能分野で選択されているものは329件である。これらに対しては、記録作成や現地公開に関わる経費等について国庫補助が行われている。

第3節 民俗文化財の保護

1 有形の民俗文化財の保護

（1）現状変更・輸出の規制等

重要有形民俗文化財の保護の制度は、基本的な仕組みとしては重要文化財のそれと同様、まず現状変更等を制限して文化財としての現形を人為的に改変することを防ぐとともに、日常的に管理を適切に行って劣化や災害から護ること、破損しているものについては修理を行うことを基本とし、さらに活用のための公開・出品を促進することを主な内容としている。

ただし、重要有形民俗文化財の保護制度は、基本的には重要文化財に関するそれと同じ構造となつてはいるが、輸出、現状変更等の行為や所有者以外の者による公開が重要文化財の場合の許可制に対して届出制とされていること、修理の届出や当該指定文化財の保存のための環境保全、管理団体による買取りの補助などの規定が設けられていないことなど、重要文化財に関する制度に比べて一段緩いものとなっている。

昭和29年6月の「文化財保護法の一部改正について」の文化財保護委員会事務局長通達では、重要文化財と異なる取扱いをしたことについて、次の三つの理由が掲げられた。

- ①重要民俗資料の現状変更を許可制にすることは余りに厳に過ぎる嫌いがあり、実状を考慮して届出制に止めた。
- ②民俗資料の輸出については、コレクションのうち比較的軽微な一部を外国の資料と交換する場合等当該重要民俗資料の価値を高める場合も考えられるので、許可のごとき強度の制限を避けた。
- ③（公開の事前届出制は）民俗資料に対する一般の認識の程度は、なお低い現況にあり、むしろ公開が積極的に行われることが望ましいので、あえて許可制を採らなかったが、毀損、散逸を防止するため事前届出制とした。

ことが述べられ、上記の考え方は昭和50年の法改正以後においても継承されている。

（2）管理

重要有形民俗文化財の管理は、個体の十全な保存を目的に行われる。文化財の保護には保存と活用の両面を含むが、管理は日常的な保存管理とともに公開・活用時における保存との兼ね合いを図ることが重要となっている。

重要有形民俗文化財の管理については重要文化財の制度が準用されており、文化庁長官による管理方法の指示、所有者の管理義務及び管理責任者の選任と届出、所有者又は管理責任者の変更の届出、管理団体による管理と費用負担、滅失・毀損等の届出、所在の変更の届出等の制度が設けられている。

また、重要有形民俗文化財の保存のために必要な収蔵庫などの施設の建設や、火災報知設備や消火設備、防盜防犯設備の設置、保護柵や覆屋の設備、虫害防除工事、災害復旧工事などの管理事業に要する経費について、所有者や管理団体の行う事業について、昭和34年度以来、国庫補助を行っている。

（3）修理

ア 基本的な考え方

重要有形民俗文化財の修理は、所有者又は管理団体が行い、国はその経費の一部を補助することができるものとされている。この規定に基づき、昭和38年度に「高岡御車山」（富山県）と「祖谷の蔓橋」（徳島県）の保存修理が国庫補助事業として行われて以来、所有者等の申請に基づいて、現在まで重要有形民俗文化財の修理事業が国庫補助により継続して行われている。

重要有形民俗文化財においても、重要文化財と同様に、指定をすることによって現状の形で保存していくことが保護の前提となる。すなわち、指定時の姿を変えず現状のまま必要最低限の修理を行うことが原則となるわけである。民俗文化財の場合は、そのものがかつてどのような形態をしていたかということよりも、使用されてきた痕跡をどう伝えているかということが重要であり、その

もの本来の姿よりも使用によって改変されてきた様態が重要視されるという基本的な性格から、原則として製作時や構築時の姿に復元されることはない。

しかし、民俗文化財は多様な存在様態を持っており、重要有形民俗文化財指定の要件も多岐にわたっていることから、一律な方式による修理は現実的とは言えず、上記の基本的な方法以外に別の手法を導入することも必要となる。

例えば、家屋や舞台、塚類などの構築物は、その現形を保存するために、毀損・朽損した部分を新たな部材に置き換えるなどの措置が必要であり、祭屋台や祭具などの実用に供されている物件については、当然のことながら使用を前提に実用性や安全性などに配慮した修理を加えることも必要である。この代表的なものとしては、祭りに使用される山・鉦・屋台や「諸手船」(島根県)などの例がある。

一般に有形民俗文化財の修理は以下のような原則によって行われる。

- ①一般修理に当たっては、建造物及び美術工芸品の修理に準ずる。
- ②本来の材質を可能な限り残す。
- ③形態的な変化を生じないよう、部分的な補修を心掛ける。
- ④できる限り伝統的な技法及び素材を用いる。
- ⑤修理の素材は可逆性のあるものとする。

上記のとおり、重要有形民俗文化財の修理は、指定時点の姿を維持することを原則として行われるが、展示などの活用に供する目的で、部分的復元や補強等を施すことなどは、大きく現状を変化させない範囲で許容する必要がある。

現状変更との関連で言えば、補助事業として行われるもの以外の修理は、原則として現状変更に当たるものとされており、文化庁長官に届出が必要である。しかし、民俗文化財の特性として軽微な補修行為は日常的な管理の範囲に含まれるものとして、現状変更の取扱いが行われていない。これは、それぞれの地域社会には伝統的な修理・製作技法を保持する者が存在しており、部分的な修理の多くはこうした技術者を活用するなど、所有者・管理団体の自主的な判断にゆだねて行うことが現実的であり、また伝統的な民俗技術の保存・継承の観点からも積極的に評価されてよいものと考えられるためである。

イ 修理の方法

重要有形民俗文化財の修理は、伝統的な素材や工法による方法と化学薬品や近代的素材などを用いた科学的手法による方法とで行われている。

なお、祇園祭山鉦や、高岡御車山、高山祭屋台、秩父祭屋台など祭屋台の重要有形民俗文化財指定物件は、いずれも実用に供されるものであり、定期的な修理を必要とし、修理に要する経費も高額になる。このため、平成3年度から重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助の中に、一般修理と区別して特殊修理(祇園祭山鉦等)とする特定枠を設けて、国庫補助事業による修理を実施している。

修理の方法と事例を挙げると、

①一般修理

- ・脱塩・防錆・含浸補強等(漁具等)
- ・剥落防止・接着等(絵馬等)
- ・屋根葺替・部材交換補強等(民家等)
- ・崩壊防止等(構築物)

②特殊修理(祇園祭山鉦等)(山車・屋台等)

がある。なお、特殊修理の山・鉦・屋台等は使用することを前提として修理が行われることから、現状維持のための部材等の交換や伝統技法に基づく復元的な新調の手法も用いられる。

これまでの修理は、祭屋台や民家などの建造物の類に比較的比重が高くなっている。民家の修理は茅屋根などの葺替修理などが多いが、茅などの修理用資材や屋根葺職人の確保などの解決すべき問題点も多い。

一方、漁撈用具関係の指定物件では脱塩処理や防錆処理などの科学的な処理の比重が高く、こうした面の研究も着実に進んでおり、技術者も育っている。これに比べて、一般の生産用具・生活用具類の修理は着手が遅れる傾向が強い。その理由としては、素材の多様性ととも、民俗文化財は身近な素材を用いて使用者自らあるいは比較的低技術段階にある職人などが製作するものが多いことから、日常的な管理として行われる小修理との区別がつきにくいこと、修理に要する技術が比較的身近なもので済むことから専門の修理技術者が育ちにくいことなどが挙げられ、技術者の育成と確保も今後の課題である。

2 無形の民俗文化財の保護

(1) 無形の民俗文化財の保護の基本

昭和50年の法改正により無形の民俗文化財についても重要無形民俗文化財としての指定制度が新設された。重要無形民俗文化財の保護制度は、同じ無形の文化財を対象としてはいるが、重要無形文化財に関する制度とはかなりの相違がある。指定に際してその保持者・保持団体の認定を必要としないこと、したがって、保持者等を対象に行われる伝承者の養成等の制度が設けられていないことなどが主な相違点である。これは、無形の民俗文化財が、一定の地域の人々の生活の一部として存在し、その変遷に伴って変容することを余儀なくされる性格を持つということを前提として制度が構成されているからである。

重要無形民俗文化財の保護については、文化庁長官が、必要なものについて自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができること、記録の所有者にその公開を勧告することができること、地方公共団体等に対して重要無形民俗文化財の保存のため必要な助言・勧告をすることができること及び国が地方公共団体等に対して保存に要する経費の一部を補助することができることを内容とする制度が規定されている。

このように、制度上は重要無形民俗文化財に関する保護措置は、その記録を作成し保存することが中心とされているが、しかし、単に記録に留めるだけでなく伝えられてきた無形の文化財を次世

代へ継承していくことも必要であり、そのために必要な措置を講じていく必要がある。

以下、これらの措置について概括する。

(2) 記録作成

無形の民俗文化財のうちの風俗慣習にかかわる事象については、昭和50年の法改正以前は指定の制度はなく、特に資料的価値の高いものなどについては、国自らが記録の作成・保存・公開を行い、また適当な者に対して当該無形の民俗資料の公開又はその記録の作成・保存・公開に要する経費の一部を補助することができることとされており、この制度に基づいて、昭和30年度から国自ら記録の作成事業を行っている。これは、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料のうちから、必要に応じて地方研究団体などに記録の作成を依頼する形で行っているものである。これらの記録は、昭和37年3月に刊行された「菱柄、どぶね、ともどの製作工程」を第1集として、平成12年3月刊行の第43集「盆行事Ⅳ」までを公開している。

また、昭和53年度からは、アイヌ民俗文化財「沙流川」(北海道)、「通過儀礼」(埼玉県)を始めとして、全国各地に伝承されている価値の高い無形の民俗文化財の保存のための映像記録作成の補助事業を開始し、昭和59年度からは国立歴史民俗博物館と協力して、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の中から、緊急に記録することが必要なものについて、毎年1本ずつ民俗文化財映像記録を作成している。

このほか、地方公共団体等の行う民俗文化財の保護を目的とする民俗文化財調査事業について昭和37年度から実施している国庫補助も、大きな意味ではこうした記録作成の施策の一環ということもできる。

無形の民俗文化財のうちの民俗芸能については、昭和50年の法改正で民俗文化財に位置付けられる以前から、無形文化財の枠の中で記録作成の実施及び助成を行ってきた。

まず自ら実施した記録作成としては、昭和25年に第5回文部省芸術祭主催公演として始まった「第1回全国郷土芸能大会」では、26年の第2回大会以降出演した民俗芸能についての伝承内容等の文書記録や舞型譜、採譜、写真等の記録、また、昭和34年から全国5ブロックで開始された「ブロック別民俗芸能大会」の出演芸能についての文書・写真・録音等の記録がある。

これらの成果は、昭和44年度「無形文化財記録 芸能編1『民俗芸能<神楽>』」、46年度「無形文化財記録 芸能編2『民俗芸能<田楽ほか>』」、49年度「無形文化財記録 芸能編3『民俗芸能<風流 東日本>』」「無形文化財記録 芸能編4『民俗芸能<風流 西日本>』」として文化庁により刊行された。また、記録作成事業に対する助成としては、昭和27～29年度までに助成の措置を講ずべき無形文化財に選定されたものに対して、27年度に「雪祭(長野県)」ほか2件の記録映画製作費の補助を開始している。さらに、昭和45年度から記録作成等の措置を講ずべき無形文化財としての民俗芸能の選択が本格的に行われ、それらの民俗芸能に対しては、現地での公開経費を補助することとし、45年度には「毛越寺の延年」(岩手県)など30件の民俗芸能を対象に国庫補助金が支出されたのを皮切りに、以後、昭和50年の法改正で民俗芸能が民俗文化財に位置付けられるま

で、この公開経費の中で文書記録等の作成経費の補助を行った。

なお、無形の民俗文化財の記録作成事業は、昭和54年度からは文書、写真及び採譜資料等による記録作成・刊行の事業と、録音、映像記録等の製作事業を対象とした無形民俗文化財記録作成事業費国庫補助事業となった。

(3) 伝承活動への支援

祭り・行事などの風俗慣習や民俗芸能などの無形の民俗文化財については、伝えられてきた文化財を受け継ぐ伝承者の養成がその根幹である。また無形民俗文化財は、それが行われる「場」があって初めて人の目に触れその存在を示すものであり、伝承のためには「場」の確保も不可欠である。さらに演じ手以外の地域の人々にその伝承の意義等を理解してもらうことも、地域の文化財として長く伝承されるために重要である。加えて、無形の民俗文化財は人々が自発的に継承してきたものであり、いわゆる他者からの補助に依存し自主性を失うこととならないよう配慮することも大切である。

昭和50年の法改正以前は、無形の民俗資料のうちの風俗慣習については指定制度がなく、その重要なものについて記録を作成して後世に伝えるという記録保存の措置が講じられていたのみで、伝承そのものについての措置はとられなかった。

一方、民俗芸能については無形文化財に属するものとして助成の措置がとられ、例えば、昭和27年度から行われた助成の措置を講ずべき無形文化財として選定された民俗芸能(郷土芸能)について、27年度には「大日堂祭堂」(秋田県)外13件の衣裳補修等の経費及び「雪祭」(長野県)外2件について、現在の形態を記録することにより将来への伝承に資するための記録映画製作費に対して補助を開始し、以後も必要に応じて補助を行った。さらに昭和45年度からは前述のように、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択された民俗芸能に対し、現地での公開経費を補助することとし、以後、昭和50年の法改正で、民俗芸能が民俗文化財に属するものとして位置付けられるまで、無形文化財の芸能の分野の中で民俗芸能の保護施策が展開された。

民俗芸能が無形の民俗文化財に属することとされた昭和50年以降も、国はそれぞれの地域における伝承を推進するため、伝承事業に対して次のような補助を行ってきた。

まず、重要無形民俗文化財の指定制度発足に伴い、昭和51年に「重要無形民俗文化財保存団体事業費国庫補助要項」を定め、これに基づいて昭和52年度から54年度まで、重要無形民俗文化財の保存会等が行う伝承事業に対し国庫補助を行った。これは主に、現地での公開経費に対する補助や、当該文化財を紹介した冊子の作成等の事業に対する補助であった。

より広範な伝承のための活動に補助するため、昭和55年に「民俗文化財地域伝承活動国庫補助要項」を定め、これに基づいて55年度から平成10年度まで、地方公共団体等が行う

- ①無形民俗文化財に関して資料の作成を行い、住民に対して周知を図る事業
- ②無形民俗文化財に関して住民が参加する伝承教室・講習会の事業
- ③重要無形民俗文化財の伝承者養成事業

④重要無形民俗文化財・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業

⑤無形民俗文化財の発表会の事業

に対し、補助を行ってきた。ここには、狭義の伝承に加えて、住民に対する周知事業や芸能の公開に対する事業などが盛り込まれたこと、また補助事業者が原則として地方公共団体とされたこと、などから明らかのように、民俗文化財は、地域全体で伝承していくものであるという考えが具現化していると言える。また、補助の対象となる文化財が重要無形民俗文化財に限定されず、広く国未指定の無形民俗文化財に対応できるものとなっている点も特徴である。

(4) 用具・施設の維持に関する助成

祭り・行事や民俗芸能などの無形の民俗文化財の保存のためには、その芸能や行事で使用される衣装や楽器などの用具、演じられる舞台などの施設が十分使用できる状態で保たれている必要がある。このような用具・施設については、定期的な修理が不可欠であり、また一定期間経過すれば新調しなければならぬことなど、その負担は地域にとってかなり大きなものとなる。

このような無形の民俗文化財の用具・施設の維持に関する助成については、重要無形民俗文化財の指定制度発足後、昭和52年度からは重要無形民俗文化財保存団体事業費国庫補助の中で、また昭和55年度からは民俗文化財地域伝承活動国庫補助の中で、現地公開にかかわる経費に対する補助として一部実施してきた。

しかし、この間、過疎化・高齢化・第一次産業就業人口の低下などの急速な進行による各伝承母胎の脆弱化が進み、かつては一般的であった伝統的な技術や素材などの不足と人件費の高騰等による用具・施設の修理費の負担増加は、無形民俗文化財の伝承にとって大きな隘路となってきた。

このような状況に対応するため、文化庁では平成5年に「民俗文化財保存活用支援活動国庫補助要項」を定め、支援の充実を図ることとした。この事業は重要無形民俗文化財の保存のために行われる施設の修理・防災事業、用具の修理・新調事業、災害復旧事業と、重要有形民俗文化財の活用のために行われる指定文化財の使用法の調査・復元事業、指定文化財の使用法等の記録作成・刊行事業から成っており、その中でも特に重要無形民俗文化財の保存に力点が置かれたものであった。この補助事業の新設により、重要無形民俗文化財の用具・施設に関する事業については、以下の点で従来の民俗文化財地域伝承活動国庫補助の中で行われていたものと比べて大幅に強化された。

まず、補助事業者について、従来の民俗文化財地域伝承活動国庫補助では地方公共団体に限定されていたものを、重要無形民俗文化財の保護団体及び対象となる用具・施設の所有者にまで拡大した。また、1事業当たりの補助事業費の限度額について、従来の民俗文化財地域伝承活動国庫補助では原則として400万円を限度としていたが、より大型・高額な事業にも対応できるよう限度額を予算額の範囲内とした。さらに従来の民俗文化財地域伝承活動国庫補助は、飽くまでも地域における伝承活動に対する補助であり、その中の現地公開事業で認められる用具・施設の修理は、現地公開に必要な範囲での臨時的・部分的なものにとどまっていたが、この事業では、重要無形民俗文化財の伝承基盤整備を支援することを目的に、長期的かつ大規模な用具・施設の修理・新調事業の単

独事業を認めることができるようになった。

また、このような幅広い助成を認める一方で、安易な修理・新調事業による文化財の変容の危険を避けるため、学識経験者等による修理委員会等を組織して用具・施設の修理・新調の計画策定及び実施に関して適切な協議や検討を行うことを求め、この事業において修理・新調を行う場合、その修理等の詳細な記録を残すことも求めた。

この補助事業で行われた重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業の例としては、平成8年度に福岡県瀬高町が行った重要無形民俗文化財「幸若舞」(昭和51年5月4日指定)の舞堂の修理事業がある。また重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業の例としては、平成9・10年度に栃木県烏山町元田町自治会が行った、重要無形民俗文化財「烏山の山あげ行事」(昭和54年2月3日指定)の屋台及び道具類の修理事業がある。

以上述べた「民俗文化財地域伝承活動国庫補助要項」と「民俗文化財保存活用支援活動国庫補助要項」、「無形民俗文化財記録作成事業費国庫補助要項」は、平成11年度から「民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項」に総合され、従来に増して幅広い事業に対応できる補助制度となった。

第4節 民俗文化財の公開と活用

1 有形民俗文化財の公開と活用

(1) 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、地域の特色を示す民俗文化財や地域の歴史の流れを示す遺物・文書等の歴史資料を保存し、その調査研究や展示等を通じてそれらを地域住民に公開することによって、文化財を活用していく拠点とするための施設である。

文化庁は、生活環境の変化に伴って民俗文化財が滅失していく状況に対処するため、昭和45年度から地方自治体による歴史民俗資料館の建設に対して補助を開始した。それまでは、重要民俗資料については保存施設の建設に国庫補助制度が整備されていたが、未指定の民俗文化財については十分な保護施策が図られておらず、また、当時一方では、国立歴史民俗博物館の建設構想が進められており、文化財保護のために将来にわたって国と都道府県・市町村との緊密な連携が計画されていたことなどから、本事業が実施されるに至ったのである。

昭和45年度当初は、この施設が民俗文化財にとどまらず歴史資料や埋蔵文化財などの保護の拠点になるよう、収蔵庫建設補助の中で「地方歴史民俗資料館」という事業名称が立てられ、初年度は、県立館では九州歴史資料館、市町村立館では岩手県江釣子村歴史民俗資料館ほか2館が建設された。以後、建設事業は着実に進み、昭和52年度には「市町村立歴史民俗資料館の設置・運営についての在り方」がまとめられ、次いで54年度には「歴史民俗資料館建設費補助要項」が定められて、事業内容の整備、充実が図られた。特に昭和50年代半ばには設置館数が大きく伸長し、各地の農山村や離島などにも資料館の建設が及んでいる。また、県立館を対象とした歴史民俗資料館等連絡協議会などの連帯組織も設けられ、館相互の連携の下で活発な資料館活動が行われるとともに、

資料館が有形の民俗文化財収集の拠点となっている例も見られるようになった。

このように歴史民俗資料館は民俗文化財の収集や保存、公開などに大きな役割を果たしてきた。こうした状況を踏まえ、文化庁では昭和62年度に設置状況及び活動状況の全国調査を行い、平成元年に「歴史民俗資料館等資料集」を刊行している。こうした調査の結果やその後の設置希望館数の減少傾向等から、歴史民俗資料館の建設についてはおおむね当初の目的を達成したと考えられたので、平成5年度を最後に国庫補助事業は廃止された。以後は、歴史民俗資料館の事業を側面から援助するため、ソフト面の助成を図る施策に重点を移行している。なお、これまでの設置館数は、都道府県立12館、市町村立452館の合計464館である。

歴史民俗資料館の建設は、新たに民俗文化財の保護に携わる研究者層を創出し、日本民具学会設立の基盤を整備するなど、民俗文化財の保護に果たした役割は特筆されるものがあったが、しかし、全く問題がなかったわけではなかった。それは、本事業の初期の段階においては、既存の民家や学校等を改修し資料館として活用した例や、図書館等の公共施設との併設等によって収蔵庫等の博物館機能が不十分な例も見られたこと、また専門職員の配置の指導が行き届かなかったことなどの問題も指摘されてきている。

こうした課題については、後述する歴史民俗資料館等専門職員研修会による職員の研修や、博物館活動の支援の目的も有する「ふるさと伝承電子図鑑」作成補助や、重要有形民俗文化財に関する使用法や製作法等の復元と記録作成などを含めた幅広い伝承支援を内容とする、民俗文化財伝承・活用等事業費などの国庫補助事業を充実することで対応を図っている。

(2) 歴史民俗資料館等専門職員研修会

文化財の保存・活用の拠点となる歴史民俗資料館等の活性化の鍵は、その活動の中心となる専門職員の資質向上にあるという観点から、都道府県・市町村の文化財関係者の要望を踏まえて、昭和58年度から国立歴史民俗博物館を会場として歴史民俗資料館等専門職員研修会を実施している。

この研修は、歴史民俗資料館や博物館あるいは教育委員会等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存・活用に当たる専門職員ないしはこれに相当する者のうち、経験年数が5年未満の者を対象として行われる行政研修であり、それらの文化財の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な知識と技能の研修を行うことによって、歴史民俗資料館の活動の充実に資することを目的としている。

昭和58年度当初からの6期12年間は、国立歴史民俗博物館の協力を得て文化庁が主催していたが、研修事業の円滑な遂行を図るため、平成7年度以後は、文化庁と国立歴史民俗博物館との共催で研修を実施している。

研修は毎年5日間の研修を継続して行い、これを2年続けて一期とする集中的な講座によって行うものであり、文化財保護行政の概要や展示概論などの基礎科目と、文化財保護行政の現状と課題、調査研究の最近の動向などの専門科目、施設見学等によって構成されている。このほか、平成3年度からは、それぞれの資料館等が抱える問題等を積極的に討議できるよう、課題討論の時間を

設け、歴史民俗資料館の現状、地域社会と歴史民俗資料館のかかわり、資料の収集・整理や展示等の具体的なテーマを設定して意見交換を行っている。

平成10年度の8期までの間に延べ374名がこの研修に参加しており、そのうち348名が研修を修了し、各地の博物館や歴史民俗資料館等で活躍している。

(3) 公開に係わる制度

有形の民俗文化財の保護については、その保存とともに公開等による活用が重要である。有形の民俗文化財の公開は、各地の博物館や歴史民俗資料館等において行われているが、重要有形民俗文化財の公開については、所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催し等において行う場合には、文化財保護法第56条の15第1項の規定により、公開初日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならないこととされている。なお、昭和50年9月「重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則」でその手続等が定められている。

重要有形民俗文化財の公開の一層の促進を図る目的から、平成8年9月「重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程」が定められた。この規定は、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（「公開事前届出免除施設」という。）において公開を行う場合、又は公開事前届出免除施設の設置者がその施設において公開を行う場合には、公開期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りることとしている。

免除の有効期間は5年間である。平成9年度には、第1回目の公開事前届出免除施設として、国立では東京国立博物館と国立歴史民俗博物館の2館が、公立では岩手県立博物館ほか21館が免除を受けており、平成12年度末までに30館が公開事前届出免除施設となっている。

なお、重要文化財に関しては、文化財保護法第53条第1項ただし書きの規定に基づく公開承認施設の制度があるが、既にその承認を受けている博物館その他の施設については、公開事前届出免除施設の申請手続きの簡素化が図られている。

2 無形民俗文化財の公開

(1) 現地公開に対する支援

無形の民俗文化財のうち衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習は、言わば生活そのものであり「公開」の考え方にはなじまないが、一方、民俗芸能は、民俗的側面とともに芸能的側面を有しており、常に他者から観られることを意識する特性を持つ。民俗芸能は、年中行事や祭礼などを主な上演機会としており、そのような機会を得なければその存在を示すことが出来ないばかりでなく、これらの機会は民俗芸能を次世代へと継承する場として重要である。こうした観点から、国は民俗芸能の現地公開に対し補助事業を展開している。

民俗芸能の現地公開に関する助成は、昭和45年度の「毛越寺の延年」（岩手県）など30件の民俗

芸能を対象に国庫補助金を支給したのを皮切りに、以後、昭和50年の文化財保護法改正で民俗芸能が民俗文化財に位置付けられるまで、無形文化財の中で続けられた。昭和50年の法改正以後は、51年に「重要無形民俗文化財保存団体事業費国庫補助要項」を定めて、52年度から54年度まで重要無形民俗文化財と記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開に対して補助を行った。その後、昭和55年度に「民俗文化財地域伝承活動国庫補助要項」が定められると、以後、同要項に基づいて平成10年度まで地方公共団体等が行う重要無形民俗文化財と記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業に対し補助を行った。この補助要項は、平成11年度から「無形民俗文化財記録作成事業費国庫補助要項」及び「民俗文化財保存活用支援活動国庫補助要項」とともに「民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項」に統合され、以後、同要項に基づき、引き続き支援が行われている。

(2) 大会形式による公開事業

民俗芸能の公開には、現地における公開のほか、特定の場所に複数の民俗芸能を集めて公開する大会形式による公開等がある。国は、民俗芸能の保存・継承に資することを目的として、民俗芸能大会を主催事業として開催するほか、地方公共団体等が行う事業に対して助成を行ってきた。これらの事業は、民俗芸能を一般に広く周知して認識を深める効果とともに、出演者及び出演団体の伝承意欲を喚起する機会となることを目的としたものであった。現在、国が主催するものとしては「国際民俗芸能フェスティバル」（第9章参照）があり、また補助事業であるが、大会開催の経緯等から特に国と関係の深い大会として「全国民俗芸能大会」、「ブロック別民俗芸能大会」がある。

ア 全国民俗芸能大会

財団法人日本青年館主催の「全国民俗芸能大会」は、大正14年に日本青年館の開館記念事業として開催された「郷土舞踊と民謡の会」がその始まりである。この「郷土舞踊と民謡の会」は、昭和11年の第10回大会まで開催され、その後、戦争により中断されたが、昭和25年に第5回文部省芸術祭主催公演「第1回全国郷土芸能大会」として再開された。

昭和25年の再開以後は、途中、33年の第9回大会から現在の「全国民俗芸能大会」と名称を改称し、42年の第18回大会まで芸術祭主催公演として継続され、43年の文化庁設立以後は芸術祭主催事業から文化庁補助事業となった。

イ ブロック別民俗芸能大会

昭和28年、宮城、埼玉、愛知、奈良、岡山、長崎各県の教育委員会が主催者となって「東北・北海道地区郷土芸能大会」、「関東地区郷土芸能大会」、「東海北陸地区郷土芸能大会」、「近畿地区郷土芸能大会」、「中国四国地区郷土芸能大会」、「九州地区郷土芸能大会」が開催され、国はこれらの事業に対し補助を行った。そして、第1回ブロック別民俗芸能大会は、その6年後の昭和34年、宮城、東京、京都、岡山、福岡の各県教育委員会主催で開催され、国は第1回大会から国庫補助を行っている。その後、昭和46年からは、「文化庁移動芸術祭」の協賛公演として開催されたが、平成8年に移動芸術祭の見直しにより協賛公演が解消されるに及び、同年から文化庁後援事業となっ

た。

この大会は、各ブロック内に伝承されている民俗芸能のうち、価値の高いものを広く一般に公開することによって、民俗芸能の普及・振興、ひいては民俗文化財の保存・伝承を図ることを目的として開催されるものである。また、文化財保護委員会当時は、全国に伝承されている民俗芸能の実態が把握されていなかったため、財団法人日本青年館主催の「全国民俗芸能大会」と併行して、民俗芸能の伝承状況を確認する機会として活用された。

ブロック別民俗芸能大会は、全国を北海道・東北、関東、近畿・東海・北陸、中国・四国、九州の五つのブロックに編成し、それぞれのブロックごとに開催するもので、ブロック内の各都道府県が持ち回りで開催県となり、開催県教育委員会及び各ブロックの民俗芸能大会実行委員会等が主催者となる。出演芸能団体は、原則としてブロック内の都道府県から各1件、開催県からは2件としている。

ウ 日本民謡まつり

以上の大会のほかに、国が主催した公開事業としては、昭和52年から平成7年まで行われた「日本民謡まつり」がある。

この大会は、昭和50年の「芸術祭30周年記念アジア民俗芸能祭」の予算の一部を継承して始められ、60年の第9回大会では、芸術祭40周年記念事業である「芸術祭40周年アジア民俗芸能祭」に組み込まれて、日本の部が「日本民謡まつり」となった。これが契機となり、第10回大会以後は従来の「日本民謡まつり」に国際公演を併せて行うことになり、名称も第11回大会以後、「日本民謡まつり アジア・太平洋うたとおどりの祭典」と改称された。

「日本民謡まつり」は、全国各地に伝承されてきた民謡を紹介することに眼目があり、したがって、地域性や特色に考慮して全国各地の民謡を選び、それを伝承する人々自らが舞台上がり、民謡を公開した。公開の在り方についても、その民謡をできるだけ歌われていた場に近い形で再現する手法が採られたことが特色として挙げられる。

第8章 文化財の保存技術と修理用資材・用具

第1節 文化財の保存技術保護の歩み

1 文化財の保存技術

我が国の有形の文化財のほとんどは、木、紙、漆等の脆弱な材質、構造で作られており、したがって、それらの大部分は、繰り返し、言わば定期的な修理を重ねることによって今日まで保存することができたと言っても過言ではない。このことは、当然、今後とも変わることはなく、将来にわたって文化財を保存するためには定期的な修理が必要であり、その技術者が必要である。また、修理用資材や修理用具とともに、これら資材や用具の生産、製作、製造等を行う技術者も必要である。有形の文化財の保存には、文化財の修理技術、資材とその生産等の技術、用具とその製作等の技術が不可欠であり、どれか一つが欠けても全体が成り立たなくなり、文化財を保存することができない。

無形の文化財の場合にも同様のことが言える。芸能に使用される楽器や小道具、衣装の製作・修理及び、工芸の作品の制作に使用される制作用具の製作・修理や原材料の生産・製造等の技術は、無形の文化財の保存に欠くことができない。我が国の文化財はこれらの多種多様な「文化財の保存技術」によって支えられており、文化財の保存技術の存在は極めて重要である。

美術工芸品、建造物の多くは、伝統的な技術・技法による修理を基本としており、このことは、将来においても基本的には変わらない。修理に用いられる資材についても、文化財に使用されている伝統的な材質のものが要求され、代替できない場合が多い。これらの文化財の材質、構造、技法は多様であり、それに対応して、修理技術の種類も多岐にわたっており、さらに、修理に用いられる様々な資材の生産、製造等を行う技術も多種多様である。美術工芸品に関連する技術には、絵画、書跡を修理する装潢（表具）技術やこれに必要な和紙・表具裂等の製作技術、紺紙等の藍染めの技術、表具用の刷毛の製作技術、木造彫刻の修理技術、蒔絵・螺鈿等の漆工品の修理技術、甲冑修理技術、美術工芸品保存用桐箱の製作技術等がある。建造物に関連する技術としては、規矩術、木工技術、檜皮葺・柿葺・本瓦葺等の屋根葺技術、漆塗・彩色の技術、左官技術等のほか、檜皮の採取技術、屋根瓦の製作技術等が挙げられる。このほか、記念物においても石垣の修理技術等が欠かせないものである。

無形の文化財は、人によって保持される無形の技芸、技術であり、このために使用される用具の製作・修理技術や、原材料の生産・製造等の技術が不可欠となる。芸能に関しては、雅楽、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎等に使用される伝統的な楽器、面、人形、衣装、かつらその他の用具類の製作・修理等の技術があり、民俗芸能についても同様の用具や山鉦、屋台、山車等の修理技術等が

考えられ、楽器の絃の原材料となる生糸などこれらの用具の原材料や用具の修理に要する資材等の生産・製造技術も欠くことができない。工芸技術の場合は、作品の制作に欠くことのできない用具としては手織に使用される織機や、箒、杵等の機道具、漆芸作品の制作に用いられる漆刷毛や蒔絵筆、手漉和紙を漉くときに使用される簀や桁をはじめとする各種の用具などがあり、文化財の保存技術としては、これらの製作・修理等の技術のほか、藍その他の染料、漆、楮等各種の原材料の生産・製造技術が挙げられる。

2 昭和50年以前の文化財の保存技術の保護

文化財保存技術は、いずれも高度な専門的知識と経験を要するものであり、長年の経験を積んだ技術者によって伝承されてきた。有形文化財については、明治30年の古社寺保存法制定以前から盛んに修理が行われており、その事業は、当然、高度な技術水準の修理技術者・技能者によることが前提とされた。しかし、第二次世界大戦や戦後の社会、経済の急激な変動によって、そのような技術者は著しく減少し、払底したようにすら思われた。

昭和25年に制定された文化財保護法において、初めて無形文化財の保護が明記され、修理に関する技術や工具の製作技術は、無形文化財のうちの工芸技術を幅広くとらえ、その一分野として保護されることになった。国が助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準では、工芸技術関係の例として工具、規矩術が挙げられ、同27年の第1回の選定では、「規矩術」（吉田種次郎）が選定され、また、建造物に関する漆工及び彩色技術の記録が作成されることとなった。

有形文化財の修理技術については、技術者が減少するとともに新たに従事しようと志す人が減じつつある状況にあり、後継者の養成が最も緊急の課題であったため、文化財修理技術の向上及び後継者の養成を目的として、文化財保護委員会自らがまず美術工芸品の修理技術者の養成を開始した。昭和28、29年度には「仏像修理技術者養成講習会」が工芸技術指導者養成の予算によって実施され、続いて33、34年度には「表装修理技術者養成講習会」が実施された。37年度からは「指定文化財（美術工芸品）修理技術者講習会」が開催されるようになり現在に至っている。建造物に関しては、昭和30～32年度に「文化財建造物修理指導技術者養成講習会」が開催され、47年度から「文化財建造物修理主任技術者講習会」となり現在に至る。また、団体が実施する技術者養成事業に対する国庫補助も46年度から行われるようになり、（財）文化財建造物保存技術協会が主催する「文化財建造物保存技術者養成事業」が補助の対象となった。さらに、49年度からは彫刻・工芸品修理技術者（（財）美術院主催）及び屋根工事技能者（（社）全国社寺等屋根工事技術保存会主催）の養成事業に対しても補助金が交付された。

技術者の著しい減少が文化財保存上の危機の要因となっていたのは、有形文化財の修理の分野に限らない。昭和30～40年代、高度経済成長によって社会環境や自然環境までが大きく変化し、生産技術の革新や新しい素材の開発等に伴って、工芸作品の制作用具や原材料の生産、製造等の技術者についても、減少や高齢化が目立つようになった。これらの技術のうち、文化財保護法により保護の対象となったものとしては蒔絵用具の製作技術がある。この技術は、昭和27年に助成の措置を講

ずべき無形文化財「用具」として選定され、文書等の記録も作成されて、同32年には記録作成等の措置を講ずべき無形文化財「蒔絵用具」（小宮又兵衛）として選択された。このほか、同じく同27年に「鳥梅」（井尾浅次郎）の製造技術が選定され、また、同50年に「手漉和紙用具製作」（土佐手漉和紙用具製作技術保存会）が選択された。

これらの技術は人を媒体として成立するものであり、技術者がいなくなれば用具が供給されなくなる。例えば漆芸の用具がなくなった場合には、漆芸作品の制作のほか有形文化財の漆工品や建造物などの保存修理もできなくなってしまう。このため、有形文化財そのものの修理技術のみならず、これらの用具の製作技術についても後継者養成を急ぐ必要があった。さらに、建造物の保存修理に使用する木材（大径材）や楡皮、漆工品修理や漆芸に使用する漆などの資材・原材料を確保することも困難になっており、ほとんどすべての文化財について、その保存に大きな支障を来すおそれが生じていた。

このような状況に立ち至った原因としては様々なものが考えられるが、一つには、文化財に関する分野を含む旧来の技術を必要とする社会的基盤が失われてきたことが挙げられる。生活様式の変化や技術革新の進展によって、新しい材質を用いた大量生産の工業製品で日常生活の需要が賄われるようになり、和服や、木、竹、漆等を材料とする手作りの製品の需要は減少した。また、近代産業による製品との価格差は歴然としており、これらの伝統的な製品はますます不利な状況に置かれた。このようにして伝統的な技術による製品が国民の日常生活の場から次第に減少し、これらの生産に使用される伝統的な用具や原材料の需要は限られたものとなった。その結果、技術者の減少、高齢化が進んだばかりでなく、多くの伝統技術の後継者の確保が困難になり、技術水準が低下するおそれも生じて、文化財保存そのものの土台が危機に瀕していたと言える。

前述のように、修理技術者の養成に関しては、国費によって講習会が開催されたり、団体が実施する事業に対する国庫補助も行われるようになってはいたが、対象となった文化財は有形文化財に限られた。無形文化財、民俗文化財を含む幅広い文化財の保存を図るためには、文化財保存修理はもとより修理資材や原材料の生産、各種用具の製作等の技術者の養成に関し、その対象や保護措置の大幅な拡充を図る必要性が高まっていたのである。

3 選定保存技術制度の創設

このような厳しい状況の中で、昭和50年の法改正において、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの」を文部大臣が「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度が設けられ（文化財保護法第83条の7）、この技術に対し、①文化庁長官は、自ら記録の作成、伝承者の養成その他技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を行い（同法第83条の10）、②国は、選定保存技術の保持者、保存団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者に指導、助言その他の必要な援助を行うことができることとされた（同法第83条の12）。制度の目的は、文化財を支えその存続を左右する重要な技術を保護し、技術の

保存と向上、技術者の確保のための伝承者養成、技術記録作成等を行おうとするものである。

我が国の文化財保護の歴史上、昭和25年に制定された文化財保護法に「無形文化財」が文化財の類型の一つとして保護の対象とされたことは画期的なこととされるが、この50年の同法改正で「文化財の保存技術」の保護が盛り込まれたことも大きな意味を持つものとして評価されている。

4 選定・認定の基準

「選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準」（昭和50年文部省告示第166号。以下「選定・認定基準」という。）によると、選定される技術は、文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術・技能で、保存すべきものとされている。有形文化財、有形の民俗文化財、記念物に関する技術・技能としては、①これら有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技術・技能、②有形文化財等の修理等に要する材料の生産、製造、用具の製作、修理等の技術・技能であり、また、無形文化財、無形の民俗文化財に関する技術・技能としては、芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術が主な対象となる。

選定保存技術の制度は、重要無形文化財の指定・認定制度と類似しているが、無形文化財の工芸技術は「文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの」という観点から重要無形文化財に指定して保護が行われるのに対し、文化財の保存技術は、歴史上、芸術上の価値ではなく「文化財の保存のために欠くことのできないもの」という観点から、選定保存技術として選定され保護が行われる。どちらも伝統技術である点は同じだが、無形文化財は文化財の類型の一つとして、歴史上、芸術上の観点から、文化財の保存技術は、それ自体は文化財ではないが、文化財の保存にとっての必要性の高さの観点から、それぞれ保護対象とされている。

選定に当たっては、保持者又は保存団体を認定しなければならないこととされている（法第83条の7第2項）。認定の基準は、選定・認定基準によると、保持者については「選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者」、保存団体については「選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの」と定められている。重要無形文化財の場合と同様に、保持者の死亡や保存団体の解散等により認定は解除され、保持者、保存団体のすべてがなくなったときには選定も解除されたものとされる。

個人の保持者は、無形文化財と同様、「わざ」を体得している者という観点から認定されるが、選定保存技術の保存団体は、その技術・技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む）で、技術・技能の保存上適当と認められる事業を行うものとされ、必ずしも重要無形文化財の保持団体の場合のように技術・技能の保持者の集団と限定されているわけではない。また、重要無形文化財の場合と異なり、一つの選定保存技術について保持者と保存団体を併せて認定することができる。

また、文化財の保存技術としての修理技術は、工芸作品の創作に用いられる工芸技術とは異なるものであり、有形文化財の修理は、飽くまでも修理される文化財の特質を尊重して忠実に行われた

ければならず、自己の主張や独自の工夫を付け加えるべきものではない。修理技術と創作の技術は基本的に異なるものとしてとらえられるため、一人の人がその両方を同時に高度に体得している場合には、修理技術としての選定保存技術の保持者として認定されるとともに、工芸技術の分野で重要無形文化財の保持者として認定されることがある。平成6年に選定保存技術「漆工品修理」の保持者に認定された北村謙一（雅号 北村昭斎）は、主として厚貝螺鈿の技法を用い優れた創作活動を行う工芸作家でもあり、同11年、重要無形文化財「螺鈿」の指定に伴いその保持者として認定されている。

5 選定保存技術の保護

選定保存技術の制度に基づき、昭和51年5月4日、選定保存技術16件の選定及びその保持者12名、保存団体6団体の認定が初めて行われた。その内訳は、美術工芸品の保存修理技術（4件3名、1団体）、美術工芸品修理用資材の製作技術（1件1名）、建造物の保存修理技術（4件1名、3団体）、芸能の用具の製作等の技術（3件5名）、工芸の制作用具の製作技術（3件2名、1団体）、工芸の原材料の生産等の技術（1件1団体）である。既に伝承者養成事業が行われるようになっていた分野も含まれるが、後継者が一人もなく緊急に伝承者を養成する必要のあった技術など、保存の措置を講ずる必要性の高い分野が選定されている。

その後も逐次選定、認定が行われ、「美術工芸品保存桐箱製作」、「表具用打刷毛製作」など美術工芸品の修理用具の製作技術や、「檜皮採取」、「竹釘製作」など建造物の修理用資材の生産、製作等の技術、「邦楽器原系製造」など芸能用具の原材料の製造技術が選定され、保護の対象となる分野は拡大されてきた。保持者、保存団体の認定も増加の一途をたどり、平成12年7月1日現在、合計55件の技術が選定され、45名の保持者と18の保存団体（団体実数は16）が認定されている。

選定保存技術の保存・伝承のため、昭和51年度から保持者・保存団体が実施する伝承者養成等の事業に対し補助金が交付されている。補助の対象となるのは、技術・技能の錬磨、伝承者の養成、記録作成・刊行の各事業である。個人の保持者に対する補助金額は一人に対し年額80万円であったが、平成8年度から110万6,000円に増額され現在に至っている。保存団体については、選定保存技術の保存のために各団体が実施する事業に対し、その内容や規模に応じて補助金が交付される。この補助金は、全国の選定保存技術の保存団体によって構成される全国文化財保存技術連合会に一括して交付されている。

6 文化財の保存技術の保護の充実と課題

選定保存技術の保護のほかに、文化庁では、平成7年度から「文化財保存修理技術者養成研修」制度を設け、文化財保存修理等に従事する中堅技術者を対象に、その専門とする分野について、より高度な技術、知識を修得するための国内研修を行っている。この制度により、選定保存技術の保持者、保存団体等の研修施設において年間約20名が研修員として指導を受けており、文化財の保存技術の伝承の一層の充実が図られるようになった。

また、文化庁では、平成9年度から「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議」を設け、芸能、工芸技術、美術工芸品、建造物、記念物など各種の文化財の制作・修理等にかかわる種々の用具や原材料について、特に、近年確保が困難になりつつあり、緊急を要するものを対象とした調査研究に着手した。文化財の各分野では、特殊な用具・原材料が用いられることが多く、その種類も極めて多様で、特定の仕様や一定以上の品質のものが求められるため、これら多様な用具・原材料の現状を把握することを目的として、用具・原材料の生産・製造の現状や、現在の危機の要因等について、アンケート調査及び委嘱した調査員による現地調査を実施し、その確保方策の検討を進めている。

調査の結果、すべての分野の文化財を支える用具・原材料の確保が一層困難になりつつある現状が改めて浮き彫りにされた。専用の用具と多様な原材料の入手が共に困難であり、また、現在は入手が可能で充足しているものであっても将来の供給には不安が持たれているものが多く報告されている。これらの用具・原材料が確保されなければ将来にわたって貴重な文化財を保護していくことができないため、その確保のための積極的な方策を講じることが急務となっている。

選定保存技術に関する制度が生まれて25年が経過した。この間に随時選定・認定が行われ、保持者・保存団体による伝承者養成事業の実施をはじめ、技術の保存・伝承に多くの努力が払われてきた。

文化財の保存技術の保持者たちは、第二次世界大戦後の社会的悪条件や、高度成長期以降の社会、経済、環境の急激な変動の中で、人目に立たず黙々として文化財保護の土台を支えてきた人々である。選定保存技術制度の創設によって、国民に文化財保存の実状を知らせるとともに、地味な仕事に携わる技術者たちに対する認識を幾分かは深めることにもなった。しかし、現在なお、「重要無形文化財」の指定制度がいわゆる「人間国宝」という呼称によって注目を集めることが多いのに比べ、「選定保存技術」の選定制度はまだ十分に知られていない。

しかし、文化財の保存技術は文化財を支え、正に文化財の保存に欠くことのできない技術である。有形・無形の文化財の存続はこれらの技術によっているのであり、その存在の重要性はますます高まっている。現在、修理技術者・技能者の確保のための資格制度や、後継者養成のための協力校制度等についての検討など、文化財の保存技術に対する保護措置の一層の拡大を図ることが求められている。

第2節 美術工芸品における文化財の保存技術の保護及び修理用資材と用具の確保

1 美術工芸品保存技術の保護

美術工芸品にかかわる文化財の保存技術の保護に関しては、①文化財の修理技術、②修理技術にかかわる関連分野、③修理技術に必要な用具・材料の製作技術という視点から保存技術の検討を行い、現地でその技術が伝統的技法に基づいているか否かの調査を実施し、その調査結果に基づいて文化財保存技術の選定を行い、その技術の保持者である個人又はその保存を主たる目的とする保存

団体の認定を進めてきている。

昭和51年の第1回選定は、彫刻及び工芸の中で欠くことの出来ない修理技術を中心に行い、木造仏の修理技術である「木造彫刻修理」(財)美術院、螺鈿装飾を用いた文化財の修理技術である「漆工品(螺鈿)修理」(片岡照三郎・昭和52年死亡)、時絵や螺鈿の装飾を施した文化財を修理する技術である「漆工品修理」(北村久造・平成4年死亡、北村謙一・平成6年認定)、鉄・韋・絹糸・漆などの異なった材質により構成される日本の甲冑を総合的に保存修理する技術である「甲冑修理」(牧田三郎・平成5年死亡、小澤正実・平成10年認定)の各技術を選定・認定した。あわせて、用具・材料の製作技術からは装演修理の表具に際し裏打ち(総裏)に用いる厚手の宇陀紙の製作技術である「表具用手漉和紙(宇陀紙)製作技術」(福西虎一・昭和53年死亡、福西弘行・昭和53年認定)を選定・認定した。

この選定・認定により美術工芸品の彫刻及び工芸関係の主要な修理技術を保護することができたが、絵画・書跡・古文書などの卷子・掛軸・屏風・折帖などの表具仕立の文化財に欠くことのできない装演修理技術については、関東・関西の多数の修理工房で行われており、その中で個別に工房を選定・認定することは困難であったため、これらの修理工房が団体として整備され、実績を確立するまで時期を待つことになった。したがって、まずは装演修理技術に必要な関連分野の技術や用具・材料の製作技術を先に進めていくという方針の下で、昭和52年には装演修理の表具に際し裏打ち(中裏あるいは増裏)に用いられる薄手の美栖紙の製作技術である「表具用手漉和紙(美栖紙)製作」(上窪正一)、表具に際し古来から表装裂として用いられている金襴・錦・綾・羅・紗・綾子などの裂地の製作技術である「表具用古代裂(金襴等)製作」(広瀬敏雄)、厨子や御輿などの伝統的な工芸品に用いられている飾金具を修理・新補する技術である「上代飾金具製作修理」(金江宗太郎)を選定・認定した。

その後も、昭和54年には表装に用いる金襴・紗・綾・羅などの表装裂や装飾経の料紙に用いられる紺紙の補修紙を本藍染めにて染める技術である「本藍染」(森卯一・昭和62年死亡、森義男・平成8年認定)、昭和55年には美術工芸品の保存に際して温湿度変化に穏やかに適応していく性質があり伝統的に用いられてきた桐製保存箱や箆筒を文化財の修理に際して製作する指物技術である「美術工芸品保存箱製作」(前田友一、上田淑宏・平成9年死亡)、昭和62年には和歌料紙や襖及び屏風の裏張りなどに用いられる雲母や絵具により木版摺りで文様を施した加工紙である良質の唐紙の製作技術である「唐紙製作」(千田長次郎・平成8年死亡、千田堅吉・平成11年認定)、平成6年には装演修理の際に用いる本紙の欠損部を補修するための多種多様な繕い紙の製作技術である「表具用手漉和紙(補修紙)製作」(井上稔夫)を選定・認定した。平成7年には、修理のたびに新たに必要となる屏風や襖などの骨組下地・縁木等の表装建具の製作技術である「表装建具製作」(高田三男、山岸光男・平成8年認定)を選定・認定するとともに、当初からの懸案事項であった装演修理技術についても東京・京都の各工房(現在9社)が加盟した国宝修理装演師連盟が組織を整備して本格的に活動を開始し、「装演修理技術」(国宝修理装演師連盟)を選定・認定することができた。さらに平成10年には表具を修理する際に裏打ち紙を本紙と密着させかつ裏打ち紙の強度を増すため

に行う裏打ちに用いる打刷毛を製作する技術である「表具用打刷毛製作」(藤井源次郎)を選定・認定した。今後も、引き続き関連分野が広い装演修理技術に必要な製作技術について保護を図っていく予定である。

また修理技術の中で工芸関係では、昭和63年に日本刀の拵に付ける飾金具や甲冑の細かな組金具・緋・飾金具などの製作・修理技術である「刀装・甲冑金具製作修理」(宮島市郎・平成5年死亡)、日本刀の刀身柄元に嵌めて刀身を柄にしっかり納めるとともに鞘にもきちんと入れるための押さえである刀装金具のうちの鐘の製作・修理技術である「刀装金具(鐘)製作修理」(赤野栄一・平成6年解除)の刀剣関係の製作修理技術を選定・認定したが、残念ながらその後継者が育っていないために現在は解除中である。さらに平成10年には、「木工品修理」(桜井洋)を選定・認定し、主要な保存修理技術を保護することができた。

これらの選定保存技術の保持者に認定された各技術者個人は、国庫補助事業による技術錬磨・伝承者養成・記録作成の事業を行い技術の伝承に努めている。その成果により、例えば漆工品修理・甲冑修理・表具用手漉和紙(宇陀紙)製作・本藍染・唐紙製作の保存技術では認定者の死亡による解除後に、その技術後継者を保持者として認定し復活を果たし、技術の継承を行っている。

これに対して、団体として認定している(財)美術院と国宝修理装演師連盟ではそれぞれ次のような事業を行って技術の伝承に努めており、それらに対して国庫補助金を交付している。

明治31年、岡倉天心により創設された日本美術院第二部を前身とする美術院は、昭和43年に財団法人として認可され、昭和51年に木造彫刻修理の保持団体として認定され、今日では30名を超す職員を擁する組織となっている。ここでは彫刻を中心とする文化財の保存修理と伝統技法の継承者を養成するための研修などを実施している。研修は初級・中級・上級に区分し、10年の期間をもって修了する。初級の3年はデッサンや刃物研ぎ、初歩的な削りや寄木などの実技を研修する。中級は修理現場において実地研修しながら、古文化財の見学や仏教美術についての知識の研鑽を行い、仏頭・仏手などの模刻や漆塗り、木工の組物などの実技を研修する。上級に至るとより高度な研修を行い、実技を通して保存修理の理解を深めていくことになる。

国宝修理装演師連盟は指定文化財の修理に携わっていた、それぞれ独立した個人・会社組織である7工房(東京1、京都5、大阪1)の代表者が参集し、装演技術の向上を図ることを目的として昭和34年に設立された組織で、平成7年には連盟としての組織を整備・確立し、装演修理技術の保持団体として認定された。平成11年には2工房が新規に加盟し、東京2、京都4、兵庫1、滋賀1、静岡1の9工房となり、所属する登録修理技術者も130名を超す組織となっている。国宝修理装演師連盟では、①伝承者の養成として毎年講師を招いての研修会を開催、②技術・技能の錬磨としてア)劣化網の作成、イ)特殊原材料の製作、加工等の委託研究、ウ)参考原材料の購入、エ)調査研究派遣、③伝承技術の記録作成として成果を刊行している。

2 美術工芸品における修理用資材と用具の確保

美術工芸品の修理において使用される資材は、修理しようとする文化財に使用されている伝統的

な材質と同質のものが要求され、基本的に他の材質のもので代替することはできない。したがって、必要とされる原材料の絶対量は他の分野に比較して少量ではあっても、作品の質感を損なわないように原作品と同種の材質で一定水準以上のものが要求される。例えば、装潢修理では織目を合わせた絹や紙質・黄目の本数・糸目の間隔・紙漉の方法を合わせた手漉補修紙、漆工品の修理では日本産漆、染織品の修理では似寄りの色合いや織りに仕立てた裂や糸がそれぞれ必要となる。

このような特別な修理用の原材料を確保するため、先に見たように装潢修理関係において、修理技術以外に修理や表具に欠くことができない手漉和紙である表具用手漉和紙（補修紙）製作・表具用手漉和紙（美洒紙）製作・表具用手漉和紙（字陀紙）製作や表具用古代裂（金襴等）製作・唐紙製作・表装建具製作、修理材料を染めるための本藍染、修理に用いる用具である表具用打刷毛製作をそれぞれ選定・認定し、その確保に努めている。さらに保存団体として選定・認定している国宝修理装潢師連盟においても、国庫補助事業において修理に必要な劣化絹を独自に作製するとともに、特殊な原材料の製作・加工等の研究委託を実施し、その確保に努めているところである。

今後は更に「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究」の調査に基づき、より視野を広げたこれらの用具・原材料製作に必要な分野の技術についても、保存を図っていく予定である。

第3節 建造物・史跡等における文化財の保存技術の保護及び修理用資材と用具の確保

1 建造物保存技術の保護

(1) 建造物保存技術保護の概要

建造物は建設当時の社会背景を反映して生み出された存在であり、時代や地域、建築種別、建設背景などにより、その形式・意匠ばかりでなく建設技法、使用材料などを含めて個々に相違がある。文化財建造物の保存修理工事を行う際には、その建造物に採用されている技術を再現しながら施工することが原則であることから、過去にあった技術をいかにして現代に再現するかが重要となる。建設当時に一時的に発展して現在は途絶えている技術を再現したり、現在では生産されていない資材等を再生産する必要が生じることもある。したがって、文化財建造物の保存修理に当たっては、建設当時の理念や技法を調査・検証する技術者と、各種修理用資材を採取・加工・施工する技能者の確保・育成が不可欠である。

一方、戦後の建築界の変貌により伝統技術の社会的需要が急速に失われつつあり、技術の低下と後継者不足が深刻化している。このような社会情勢の変化と技能者減少への対応から文化財保存技術保護が図られたが、建造物関連でその端緒と言えるのは、昭和27年の助成の措置を講ずべき無形文化財としての「規矩術」（吉田種次郎）の選定であり、この措置は後に選定保存技術制度に継承される。

続いて保護措置が図られたのは保存修理技術者（以下技術者とする）の養成と組織化であった。これは当時の社会情勢の激変と積極的な文化財指定による修理物件の増加を背景として、技術者養

成とその身分保障問題が顕在化してきたことによる。技術者の育成には長年月の現場経験を要するため、各人が所属する修理工事現場で技術錬磨してきた。しかし修理技法の統一の問題や建築上の諸理論など指導者としてのより高い教養を体得する目的から、まずは助手クラスの技術者を対象とした「文化財建造物修理指導技術者養成講習会」が昭和30年から39年にかけて文化財保護委員会によって開催され、続いて昭和40年から46年にかけて、主任技師クラスを対象とした「文化財建造物修理技術者講習会」が開催され、専門知識や技術水準の向上が図られた。それ以降は、後述の「(財)文化財建造物保存技術協会」が若手技術者の養成研修を行うことになり、文化庁としては、昭和47年以後、「文化財建造物修理主任技術者講習会（上級・普通コース）」を開催して技術者の育成を図っている。

これと並行して、技術者の組織化も推し進められた。昭和35年当時、全国に100余名いた技術者のうち、一部は国、滋賀県、京都府、奈良県の職員であったが、その他は修理事業ごとに雇用・解雇されるという状況で、その身分はいまだ不安定であった。そこで、昭和46年に「(財)文化財建造物保存技術協会」が設立されてそれら技術者の大半が参画し、身分の安定が確保された。そして同協会では、以後、修理事業における設計監理の実施とともに技術の伝承と後継者の育成を行っている。

以上のように保存修理技術者の養成と組織化が進められる一方で、文化財保存に必要な技能者の高齢化と後継者不足がより深刻化したことから、昭和50年の「選定保存技術制度」創設に伴い、技能者の積極的な保護が図られることとなった。

(2) 選定保存技術制度による建造物保存技術の保護

選定保存技術制度による建造物分野の選定では、昭和51年に、^{かねて}規矩（曲尺）を駆使して建造物を設計する規矩術を調査、再現する「規矩術（古式規矩）」（竹原吉助・昭和61年死亡）について選定及び保持者の認定を行い、また技能者に対し建造物保存修理を指導する「建造物修理」と、修理の基本的技術である木工技術を伝承させる「建造物木工」の両者を選定し、(財)文化財建造物保存技術協会を保存団体に認定した。さらに檜皮葺・柿葺といった社寺建築の屋根を維持する上で欠くことのできない伝統的な植物性屋根を葺く^{のわだかま}檜皮葺・^{こけらぎ}柿葺（全国社寺屋根工事事業組合、現・(社)全国社寺等屋根工事技術保存会）について選定・認定を行った。これを皮切りに、主として木工事、屋根工事、塗装工事の関係技能者及び団体の認定を進め、昭和52年に「建造物木工」（西岡常一・平成7年死亡）、翌53年には「檜皮葺・柿葺」で谷上伊三郎（昭和59年死亡）を追加認定した。さらに翌54年には、建造物の内外部を多様な技法、材料を駆使して様々な意匠により彩色する「建造物彩色」（山崎昭二郎、平成5年死亡・解除）について選定・認定を行い、同時に(財)日光社寺文化財保存会を保存団体に認定した。そしてこれらを補完する形で、昭和55年に、前掲の古式規矩が理論的かつ発展的に整理された「規矩術（近世規矩）」の修得者として上田虎介（昭和59年死亡・解除）を、また「茅葺」で前述の(社)全国社寺等屋根工事技術保存会を新たに選定・認定した。

続いて昭和63年には、伝統的な役瓦の製作技術である「屋根瓦製作（鬼師）」（小林章男）について選定・認定を行い、平成3年に「規矩術（古式規矩）」で岡田英男を追加認定した。また平成5年には「檜皮葺・柿葺」で村上榮一（平成12年死亡・解除）と、「規矩術（近世規矩）」で持田武夫の2名を追加認定した。

平成6年には2件2名の選定・認定と1名の追加認定を行った。すなわち、建造物の模型を細部まで忠実に製作する技術は建造物の修理に当たって有益であるとして「建造物模型製作」（和田安弘）を、また一般建築において需要の減少している技術として「屋根瓦葺（本瓦葺）」（山本清一）を選定・認定し、このほか「建造物彩色」（吉原昭夫、平成11年死亡・解除）を追加認定した。

平成9年には、「屋根瓦製作（鬼師）」で小林平一と、「建造物彩色」で川面稜一の2名を追加認定した。

平成10年には建造物の装飾に関する職種や資材製作などの分野に視野を広げて3件3名を選定・認定した。伝統建築の美観上の重要要素である「左官・漆喰塗」（奥井五十吉）、また精緻な技法によって建造物装飾金具を作る「鋳金具製作」（森本安之助）、檜皮葺・柿葺に使用する「竹釘製作」（石塚芳春）の3者である。

平成11年は前年の認定方針を発展させて新たに3件3名を選定・認定し、1名を追加認定した。まず五重塔の相輪など大型で複雑な鋳物を製作する「鋳物製作」（大谷秀一）と、繊細かつ特異な建具を手掛ける「建具製作」（鈴木正）、屋根檜皮葺に使用する檜皮を剥く「檜皮採取」（大野豊）について選定・認定を行い、「建造物木工」（松浦昭次）を追加認定した。

以上のように選定保存技術制度の制定後、文化財保護にかかわる技術のうちその技術の保存に対して緊急性の高い職種から重点的に認定を進め、平成12年6月1日現在、16の選定保存技術について個人21名（うち物故者7名）と3団体を認定し、保護を図っており、各保持者及び保存団体は後継者育成や記録保存等の目的で研修活動を中心とした国庫補助事業を行っている。しかし選定された職種はまだまだ文化財建造物を支えている技術の中のごく一部であり、今後一層の拡充・充足が求められる。

（3）建造物保存技術保護の課題と展望

文化財建造物が建設された際に使われた技術は、当時一般的な経済活動の中で生業として成立していた職能である。しかし、現在ではその技法・工具が変貌しているため非常に特殊なものとなり、比較的高度の技術を持った職人でさえ復原が困難となっている。また、文化財建造物は不動産であるため技能者が修理工事現場ごとに移動しなければならない。したがって、ある修理工事を通じて技術が究明され再現されても、その工事完了後に近隣で同種の工法の文化財修理工事がなければせっかく体得したその技術を次に生かす場がないという問題が生じ、特に近畿圏を除く地域でその傾向が顕著である。しかし、地方自治体指定文化財や登録文化財等を含めれば文化財保存技術に対する需要は多いので、そのための情報交換・技術交流の体制作りが必要となっている。

文化財修理工事は全国各地で実施されているが、工事に必要な技能者が地元で確保できない場

合、その工事に精通する施工者を他の地域から呼び寄せて工事を行っている。しかし、本来はそれぞれの職種においても各地域ごとに異なる技法が発展、継承されてきているはずで、例えば茅葺民家の場合、屋根葺工事は主として地元の材料と技能者によって施工されてきたために各地域ごとに使用する材料や下地の作り方、茅の葺き方、刈込み方が異なり、時には技能者集団が広域的に流派を形成していた例もある。そのため修理工事の際には、その地域特有の伝統的技法を修得している技能者が施工するのが理想であるが、それが不可能な場合は文化財修理の品質を確保する上でも他地域の技能者に頼らざるを得ない。この傾向は、大工、屋根葺師、左官工などの職種において顕著である。このような技能者が広く全国的に活動する職種については、その組織化を進めて技術の交流を図り、相互の技法や地域性を再認識して施工に反映させるとともに、後継者の育成を進める必要がある。

また、全国的に活動する職種のほかに、ごく限られた地域又はわずかな人数で守り伝えられている技術がある。竹釘製作、鋳物製作などの技術がそれである。これらの技能者は、個々に様々な修理工事関係者から仕事を受注して作業しているため、技術の交流の機会は少ない。しかし、各保存技術の共同作業の成果が保存修理事業であり、また技能者間には共通の問題が底流している。これについては近年、選定保存技術に個人認定されている技能者の交流の場を提供しようという気運があり、その手始めとして平成12年度、姫路市主催により姫路域に各種技能者が一堂に会する機会が設けられ、保存技術の一般公開やシンポジウムが開催される。

各技能者は若年期からその師匠に付き、言わば徒弟制度の下で仕事を通じて技術を体得している。そのため、技術を体系化し明文化するのは非常に困難な作業となる。全く途絶えた技術となると文書などからの復原は困難となり、各種技能の音声や映像等による記録保存を早急に推進する必要がある。このため文化庁は、選定保存技術保持者に対して後継者育成や記録保存等の目的で補助金を交付しており、上田虎介「日本建築規矩術（近世規矩）」や谷上伊三郎「檜皮葺の技法」「柿葺の技法」などの記録作成の成果がある。

選定保存技術の保存団体に認定された団体は前記のように国庫補助事業による各種活動を行っているが、そのほかの団体も芸術文化振興基金の助成によって研修事業等を行っている。例えば日本伝統瓦技術保存会は瓦製造及び瓦葺技術の研修を行い、全国文化財壁技術保存会は左官工事全般にかかわる研修を行っている。また、保存団体である（社）全国社寺等屋根工事技術保存会は、同じく芸術文化振興基金の助成によって「檜皮葺・柿葺技術保存全国大会」などを開催し、文化財保存技術の普及啓蒙に努めている。

2 建造物における修理用資材と用具の確保

（1）建造物修理用資材確保の歩み

文化財建造物を修理するに当たってその資材・用具の入手に問題が生じるようになったのは、さほど古いことではない。昭和35年11月発行の「文化財保護の歩み」（文化財保護委員会編集）には、修理技術者の養成についての記述は見られるが、用具及び原材料の確保に関する記述は皆無であ

る。しかしながら、特に第二次世界大戦後の高度成長期を通じて、あらゆる局面で社会経済の構造が変化し、文化財建造物の修理を支える資材や用具を含めた建設現場の状況が大きく変貌した。昭和40年代に入ると、こうした変化が文化財を維持していくに当たって致命的な問題となりかねないとの危機意識が芽生えた。

このような状況を踏まえ、文化庁において組織的に建造物関係の用具・原材料等の実態把握に取り組んだのは、昭和50年から平成元年にかけて行われた「文化財修理用資材需給等実態調査」が初めてである。調査の対象は植物性材料（檜、漆、茅、葭、檜皮^{ひのかわ}）、鉱物性材料（瓦、煉瓦、壁土、消石灰、貝灰、叩き土、左官用のり、石材、天然スレート）、和紙（襖紙、鳥の子紙等、障子紙、その他の手漉和紙、楮）、顔料（弁柄、朱、鉛丹、緑青、群青、松煙、胡粉、膠）、壘材料（い草、稲藁、麻、壘表、壘床、壘縁）の4期に分けられ、それぞれの原材料の需給状況の把握にとどまらず、原産地の状況、採取・製造の過程、品質・化学組成などについても調査を行っている。昭和50年から開始された選定保存技術制度により、茅保存庫が昭和55年度から国庫補助の対象とされたことは、この調査の成果の一つとみることができる。茅保存庫については、現在までに福島、岐阜、静岡、大阪、宮崎の5か所に建設されている。

その後、平成10年の台風9号による文化財建造物の被災に際して、檜皮^{ひのかわ}の不足が伝えられて原材料の現状に対する世論の関心が高まるとともに、修理現場においても様々な局面で問題が顕在化するようになった。そうした状況の下、平成10～12年度にかけて「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議」を設け、文化財全般についてその修理・製作などに用いられる用具・原材料の状況を調査している。そのうち建造物・記念物分野については、重要文化財（建造物）の修理現場に対するアンケート調査など総括的な予備調査を基に、その主要な対象として石材、木材、檜皮^{ひのかわ}、稲藁、壁土、顔料・膠、漆、茅、ペンキの9分野を選定し、それぞれ調査員を委嘱して詳細調査を行った。なお、ペンキは伝統的な油性ペンキを対象としたものである。

また、特に入手が困難な大径材、特殊材等の木材の確保を図るため、文化庁では平成9年度から演習林を持つ全国の大学と協力して調査研究を進めている。これは文化財修理用資材調査及び需要予測、高品位材の市場調査及び供給能力の予測、大径木のフィールド分布調査、保存林の事例研究、分布台帳作成及びデータベースの構築、高品位材等の基準設定、樹木育成技術の研究、檜皮採取による樹木への影響調査、保存林の設定の検討などから成る。大学演習林は、木材供給林と異なり定期的な伐採が行われていない場所もあり、今まで知られていなかった大径材の実態が明らかになるとともに、大径材・特殊材等の供給を得られる可能性があり、期待される。

（2）建造物修理用資材を取り巻く環境の変化

平成12年度現在、重要文化財建造物の大規模な修理は毎年100件程度行われている。また、これら以外に小規模な修理が随時必要に応じて行われている。建造物の修理に当たっては、いたずらに部材を取り替えず、既存の材料を再用するのが原則である。しかし、その一方で、構造物としての健全性を保ち、活用していくことによって建造物の保存が図られるのであるから、部材の傷みが激

しい場合には取り替えることもある。特に、屋根葺材等の定期的な維持修理を前提とする材料にあっては、更新していく過程そのものが建造物を維持するために不可欠な行為であり、毎年一定の修理用資材を確保することが必要となる。

したがって、修理用資材の確保の問題は従前から存在していたのであるが、それが顕在化しなかったのは、文化財に限らない一般的な建設工事の資材として十分な規模の市場が機能していたためであった。要するに、文化財だけに用いられる材料というものは余り多くなかったのである。ところが、我が国の近代以降の、特に第二次世界大戦以降の社会・経済体制の変化が徐々に進行する中で、文化財の修理に使われる材料は次第に一般には用いられない特殊なものとなってきたとすることができる。

例えば、植物性の屋根葺材（茅、柿、檜皮^{ひのかわ}など）は、さほど遠くない地域から得られるものを利用するのが原則であった。茅はどの集落でも共用の茅場が確保されており、日常生活の一部として自然に得られる副産物であった。しかし、こうした共有地は次第に失われ、文化財建造物の修理のためにあえて茅を採取するための茅場を確保して維持しなければならない状況となった。現在茅屋根を葺き替える場合には、かなり遠方から茅を運ぶ場合もあり、「どこにでもある」材料としての意味は既に失われている。

さらに、修理用資材の確保を考えるに当たっては、量だけではなく質の問題に目を向けることが重要である。残念ながら様々な原材料について、かつて使われていたものと比較すると質の低下が見られ、建物の耐久性にも影響している例が少なくない。また、市場に流通する材料が一定の規格のものに限られ、文化財の修理に合致しない場合もある。さらに、現状の建物に使われている原材料とは異なる産地のものを使用せざるを得ない場合もある。木材（特に大径材）、漆のように外国産に対する依存度が高くなりつつあるものもあり、対象建造物と使用部位に応じて、旧材の原産地にどの程度こだわるかを個別に判断していく必要がある。

用具については、原材料ほど一般の注目を集めてはおらず、修理現場における危機感もそれほどではない。ただし、これは原材料と比較して問題がないというわけではなく、文化財そのものとは違って一般の目に触れる部分ではないため、課題が顕在化していないだけとも言える。用具の場合は、古くから用いられている道具を確保しても、それを使いこなす職人がいなければ無意味であり、技能者の養成と一体として考え、対策を講ずる必要がある。

（3）建造物修理用資材の現状

ここでは、「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査研究協力者会議」による調査の知見を基に、建造物修理に使用される主要な資材の現状について、その要点を概観する。

石材については、採石場の多くが比較的零細な規模であり、閉鎖される箇所が増えている。その他環境問題への対応が必要となってきていること、文化財修理において用いる石材は規格外のものが多く、必要な石材の入手が困難になっている要因である。砂礫についても河川からの採取はほとんど不可能となってきている。実際、文化財の修理現場において元の石材と同じ場所から産

出された石材を用いることが不可能になっている例が多く、その場合は類似する他の産地の石材を使用するなどの対策がとられている。

木材については、大径材とそれ以外に分けて考えることができる。大径材については、国内からの入手は非常に困難で、必要な品質の材が得られない場合や、価格の上昇が問題となる場合がある。大径材以外についても、主に価格と品質が問題となることが多く、特に松材を中心として十分な品質の材料を入手できない場合がある。

檜皮^{ひのかわ}については、前述したように、平成10年の台風9号により被災した文化財建造物の修理に当たってその不足が喧伝された。それ以前からも檜皮^{ひのかわ}については必要量を集めるのに苦勞することが多く、問題の所在が認識されてきたところである。

檜皮^{ひのかわ}不足の原因は、大きく分けて、採取技能者の減少・高齢化等と、採取可能な檜林^{ひのき}の減少の両側面がある。従来、檜皮^{ひのかわ}の採取は採取技能者と山林所有者の間の長年の信頼関係によって、山林の管理と半ば一体として行われる例がほとんどであったが、森林経営形態の変質に伴い、このような慣習的な関係は継続が困難になってきている。加えて、檜皮^{ひのかわ}採取に適する樹齢に達する前に伐採されてしまうことが多くなったこと、山林所有者の間に檜皮^{ひのかわ}採取を避ける傾向が出てきたことも、このような状況に追い打ちを掛けている。

こうした中、檜皮^{ひのかわ}の安定供給と、山林所有者との間の協力関係を構築することを目的とした動きが出てきたことは、地域の特色の一つとして檜皮^{ひのかわ}の生産をとらえる観点によるものであり、今後の動きが注目される。また、国有林においても、木材の生産から国土の環境の保全へとその重点を移しつつあることに対応して、檜皮^{ひのかわ}を採取しつつ林を保全していくことについての検討が開始されている。

稲藁・藁縄等については、もともと農業生産と一体となってその傍らに営まれてきた面が大きく、極端な原材料不足には陥っていないものの、今後は難しい状況に陥りかねない。畳のように文化財以外にも一般の建築向けとして非常に大きな需要があるものは、引き続き安定した供給が望めるが、畳床の代わりに化学繊維を用いるなど大きく変質している。農作業が機械化されたため原料供給が困難になったこと、製縄機械など必要な器具の供給が限定されてきつつあること、全体的に製造業者が零細であり、高齢化とあいまって今後の安定供給に不安があることなど、予断を許さない状況である。

壁土については、いわゆる桃山土のような微妙な色合い、粒度などが重要視される仕上土が問題となる。これらについては旧来の採取場所から採取するほかになく、対応策がとりにくい。現状でも一部の土については既に採取が不可能となっているが、既に採取されたものの在庫で対応しているようである。また、石灰のように限られた産地のものを品質の問題などから使用するものもある。それ以外の下地材等についても、現時点では確保可能であるが、流通経路が限られてきており、将来的には予断を許さない状況である。

建造物彩色に用いられる顔料等については、使用量が少量であることもあり、施工業者がその在庫の範囲で施行可能であることも多いなど、当面は安定した状況にある。しかし、今後安定した供

給が得られる見通しの顔料は極めて少なく、環境あるいは人体への影響などから使用不可能なものなどもある。現在入手できている原料であっても、文化財修理に当たって過去の原料との品質差が大きく、色合わせなどで苦勞する場合も多い。

膠についても、良質の膠として知られる三千本膠の今後の供給が危ぶまれるなど、品質の面で問題が大きい。いずれも少量多品種であるがゆえに供給事情が急速に悪化する可能性があり、代替品の使用可能性などを探る必要がある。

漆については、建造物の仕上材として用いられるほかに漆器のための大きな需要がある。しかし、現状では国内での生産量と需要量には大きな隔たりがあり、かなりの部分を輸入によって賄っている状況である。漆にはその採取時期などにより品質に大きな差があるのが通例である。現在主要な生産地の一部では地域振興策の一つとして漆の生産を支援したり、採取技術の講習を実施している例があり、今後の動きが注目される。

茅の生産については、農村の社会構造の変化により茅場維持の構造が変化していることが注目される。茅葺き職人に対して調査を行うと、今後の茅場の維持について自信を持っている例が比較的多いが、これは茅葺き職人が自ら茅場を維持していることの現れである。したがって、近隣にある安価な材料としての茅の意味合いはほとんど失われたと言わざるを得ず、茅の種類や葺き方の地方ごとの特色を維持するのが非常に困難になってきている。

建造物が活用され、後世に継承されていくためには定期的な維持修理が不可欠であり、そのためにも必要な原材料が安定して供給される必要がある。しかし、文化財以外で一般的に用いられることが少なくなった原材料については、市場経済の中で永続させていくことが困難な場合もある。このような状況は今後ますます悪化することが予想され、文化財的価値を守っていく上で重要な課題となっている。

3 史跡等の保存技術の保護

史跡等に存在する歴史的建造物の保存修理に当たっても、建造物の保存技術が援用され、修理技術の保護と技術者の育成が図られてきた。また、史跡等の整備の一手法として行われる、失われた歴史的建造物の復原施設の建設においても、伝統的な修理技術を基本として、技術の伝達と技術者の育成が図られている。

史跡等のうち、姫路城跡（兵庫県）や大坂城跡（大阪府）、安土城跡（滋賀県）などをはじめ、多くの中近世の城郭において長期間にわたる石垣の保存修理事業が継続されており、各々の石垣の解体修理において伝統的な保存技術が蓄積されている。それらの事業に際しては、事前に写真測量等によって現状の正確な記録を行い、発掘調査を実施して石垣の構造や歴史的変遷に関する情報を把握するとともに、それらの成果を踏まえて、個々の石垣の特徴を十分考慮した解体・積み直しの手法が採用されている。また、元から使用されていた石材の位置と形状の保存にも十分努め、やむを得ず取替えを要する石材については、別の適切な位置や裏込めなどへの再利用等を考慮している。刻印のある特殊な石材で、取替えの必要なものについては、城郭内の別の位置に集めて展示す

るなどの方法によって保存を図っている。補充石については、原則的に同種・同産地の石材を使用することとしているが、それが不可能な場合には、できるだけ原石に近い種類のものを入手するよう努めている。

このような個々の修理事業において蓄積された伝統的な保存技術や手法は、事業完了後に刊行される報告書において詳しく報告されている。今後はこのような技術を保護していくために、保存技術の保護制度を活用して、技術者や技術集団の育成のための適切な方策について検討していく必要がある。

第4節 無形文化財・民俗文化財における文化財の保存技術の保護及び用具と原材料の確保

1 無形文化財・民俗文化財における文化財の保存技術の概要

無形文化財とは、人によって保持される技芸や技術を指している。このため、無形文化財の保存には、これらの技芸を体現し、技術を表現するための用具や原材料が不可欠である。芸能の場合、技芸を体現するときには楽器や小道具、衣装などの用具が使用される。工芸技術の場合は、技術の表現とは作品を制作することであり、その際には、様々な制作用具や良質の原材料が不可欠である。無形文化財に関する文化財の保存技術とは、これらの用具の製作・修理や、原材料の生産、製造等を行う技術を指している。

無形文化財に関する文化財の保存技術について、工芸技術のうち漆芸に関する分野を取り上げ、具体的な例を挙げながら説明してみよう。漆芸は、我が国の伝統的な工芸技術である。平成12年7月1日現在、漆芸の技術のうち「蒔絵」「螺鈿」「沈金」「蒔漆」「髹漆」及び「輪島塗」が重要無形文化財として指定され、それぞれ保持者又は保持団体が認定され、その保存と伝承が図られている。しかし、我が国の漆芸を支えているのは、これら重要無形文化財を保持する人々だけではないことは言うまでもなく、各保持者、保持団体が技術を表現し作品を制作するためには、制作工程で使用する優れた用具、すなわち漆刷毛や蒔絵筆、研炭などの制作用具や、良質の漆などの原材料が不可欠である。むしろ、これらがなければ漆芸の保存・伝承は立ち行かなくなると言っても過言ではない。

これらの用具の製作技術や原材料の生産技術について、昭和51年以降、選定保存技術の制度によって選定、認定が行われてきた。漆芸に関連する文化財の保存技術のうちこれまでに選定保存技術として選定された技術及びその保持者・保存団体としては、「漆刷毛製作」(八世泉清吉、九世泉清吉)、「漆濾紙(吉野紙)製作」(昆布一夫、昆布尊男)、「蒔絵筆製作」(村田九郎兵衛)、「研炭製造」(東浅太郎)、「日本産漆生産・精製」(日本文化財漆協会、日本うし掻き技術保存会)、「漆掻き用具製作」(中畑長次郎、中畑文利)が挙げられる。このうち「漆刷毛製作」「漆濾紙(吉野紙)製作」「蒔絵筆製作」「研炭製造」は、主として「工芸技術の表現に欠くことのできない用具の製作技術で保存の措置を講ずる必要があるもの」として、「日本産漆生産・精製」及び「漆掻き用具

製作」は、「無形文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術のうち工芸技術の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等の技術で保存の措置を講ずる必要があるもの」として、選定された技術である。

選定保存技術の保存・伝承を図るため、技術の保持者、保存団体によって、技術の錬磨、伝承者養成、記録作成等の事業が行われており、それらの事業に対し国庫補助金が交付されている。「漆刷毛製作」「漆濾紙(吉野紙)製作」「漆掻き用具製作」の各技術は、それぞれの保持者の死亡によって選定が一度解除されたものであるが、その後再び選定された。その際に、物故した保持者たちの技術の後継者が新たな保持者に認定されたことは、伝承者養成事業の成果の一つであるといえることができる。

なお、民俗文化財に関する文化財の保存技術としては、有形の民俗文化財の修理等の技術、民俗芸能の用具の製作・修理技術、その材料の生産等の技術が挙げられる。しかし、民俗文化財はそれぞれの地域的特色の違いを重視するものであるとともに、地域の住民が総体として伝承するものであり、多くの場合、その保存に要する技術は一般的な技術であると言える。このため、その技術の範囲や技術者を特定することが困難であることなどの理由から、現在、この分野の選定については、民俗文化財の特性に応じた方策を検討しているところである。しかし、他の分野と同様に技術者の高齢化や伝統的な材料の入手困難な状況が生じつつあり、選定保存技術制度による保護の必要性は高まっている。

2 伝統芸能分野における文化財の保存技術の保護

無形文化財のうち、伝統芸能分野にかかわる文化財の保存技術としては、雅楽・能楽・人形浄瑠璃文楽・歌舞伎・組踊・華曲等で使用される伝統的楽器、面、人形、装束、小道具その他の用具類の製作・修理等の技術がある。

これらについては、その技術の全国的な分布状況や技術者の所在なども把握されていなかったため、文化庁では、それらの実態把握のため昭和42年度から3次にわたる全国的調査を実施した。まず第1次調査では、技術の名称・技術者の氏名・現住所などの情報提供を都道府県教育委員会に依頼するとともに、併せて重要無形文化財の保持者又はその所属する団体等に照会し、その結果の分析に基づき、第2次調査では、必要なものについて技術の概要等のより詳細な情報提供を都道府県教育委員会から得た。そして第3次調査では、文化庁から直接調査員を技術者の元に派遣して実地調査を行った。

これらの調査結果を踏まえ、昭和51年以降、特に保存の措置を講ずる必要性が高いと判断された技術について選定を行い、保持者・保存団体の認定を行ってきた。

昭和51年の第1回選定では、笙・籠笛・箏など雅楽で使用する管楽器の製作修理技術である「雅楽管楽器製作修理」(菊田金一郎(雅号 菊田東穂)・平成元年死亡、山田仙太郎(雅号 山田頼仙)・平成8年死亡、福田泰彦)、能の囃子で使用する大鼓の革の製作技術である「能楽大鼓(革)製作」(木村幸彦)、人形浄瑠璃文楽の人形の頭部の製作修理技術である「文楽人形(首)製作修

理」(大江武雄(雅号 大江巴之助)・平成9年死亡)の3件の技術を選定保存技術に選定し、5名の技術者をその保持者として認定した。

さらに、昭和52年には人形浄瑠璃文楽や義太夫節で使用する太榊三味線の棹の製作修理技術である「三味線(太榊)棹製作修理」(天野祐里・平成10年死亡)、同じく太榊三味線の皮の張替修理技術である「三味線(太榊)皮張替修理」(中村盛雄・昭和61年死亡)の2件2名、53年には能の囃子で使用する横笛である能管の製作修理技術「能管製作修理」(林豊寿)、同じく能の囃子で使用する小鼓の胴と革の製作技術である「能楽小鼓(胴・革)製作」(鈴木磯吉・昭和58年死亡)の2件2名、54年には能で使用する能面の製作修理技術である「能楽面製作修理」(長沢金子郎(雅号 長沢氏春)、箏や三味線などで使用する絹製の絃の製作技術である「邦楽器糸製作」(橋本太雄・平成4年死亡、小篠洋之)の2件3名、55年には「邦楽器糸製作」の保持者として三枝正造の追加認定を順次進めた。

その後、平成3年には邦楽器の絃の原材料である特殊生糸の生産技術である「邦楽器原糸製造」を選定保存技術に選定し、木之本町邦楽器原糸製造保存会、浅井町邦楽器原糸製造保存会の2団体を保存団体に認定した。伝統芸能分野では、このような団体認定は最初であり、また楽器・用具の製作修理以外の原材料分野の製造技術へ保護範囲を拡大したのも初めてであった。これは、良質な邦楽器原糸の製造・供給状況に対する強い懸念が楽器製作者及び演奏者から出ていることに対応するものであった。また平成8年には歌舞伎の舞台上で使用する小道具の製作技術である「歌舞伎小道具製作」を選定し、保存団体として歌舞伎小道具製作技術保存会を認定した。これは、非常に幅広い技術が対象となる歌舞伎小道具製作においては、従来から一種の分業システムが採られていることに対する対応であった。

このほか個人の保持者の認定では、平成6年に組踊で使用する道具類の製作技術である「組踊道具製作」を選定し、島袋光史を保持者に認定し、平成7年に能の囃子で使用する小鼓の胴と革の製作修理技術である「能楽小鼓(胴・革)製作修理」を選定し、鈴木理之を保持者として認定した。

なおこれらの保存技術の選定に加えて、人形浄瑠璃文楽の上演に必要な人形の製作修理、衣装の製作修理、人形の髪を結び上げる床山、小道具製作などは、国立文楽劇場内で行われており、その技術伝承も劇場職員の手で日常の作業の中で実施されている。

3 工芸技術分野における文化財の保存技術の保護

無形文化財のうち工芸技術にかかわる文化財の保存技術としては、染織、漆芸等の作品の制作に使用される各種の用具の製作・修理等を行う技術、漆や染料など原材料の生産、製造等を行う技術がある。工芸技術の分野で用いられる各種の特殊な用具や伝統的な原材料は、工芸技術自体がそうであったのと同様、戦後、その製作や生産、製造技術者の減少、高齢化が著しく、無形文化財の保存上の大きな不安材料となっていた。

昭和25年の文化財保護法では、工芸の制作用具の製作技術や原材料の生産等の技術については、無形文化財としてとらえるほかなかった。同27年3月小宮又兵衛の「用具」すなわち蒔絵用具の製

作技術及び井尾浅次郎の「烏梅」の製造技術を工芸技術関係の助成の措置を講ずべき無形文化財として選定し、蒔絵用具については、文書記録及び蒔絵用具の見本を昭和27年度に作成した。この文書記録は、同48年3月に文化庁が編集・発行した「無形文化財記録 工芸技術編4 蒔絵」に収録、刊行された。また、昭和29年の法改正によって記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度が発足すると、同32年3月には「蒔絵用具」を選択し、小宮又兵衛をその関係芸者として指名した。同様に選択した技術としては、同50年4月に選択した「手漉和紙用具製作」があり、関係芸者の団体として土佐手漉和紙用具製作技術保存会を指名した。

昭和50年の法改正による選定保存技術の第1回の選定、認定は翌51年に行い、工芸技術に関連する技術としては、漆芸、手漉和紙に関する分野から、工芸作品の制作に密接にかかわる主要な用具の製作技術や基本的な原材料の生産技術と、技術者の減少が著しくかねてから緊急性が指摘されていた技術を選んでいる。漆塗りに使用される伝統的な漆刷毛を製作する「漆刷毛製作」(泉鎮吉(雅号 八世泉清吉)・昭和62年死亡)、極めて薄い手漉和紙の製作に使用される特製の絹紗を製作する「手漉和紙用具(紗)製作」(山崎鶴亀・平成元年死亡)の2件の技術について各1名の保持者を認定するとともに、「日本産漆生産・精製」の保存団体として日本文化財漆協会、また「手漉和紙用具製作」技術については全国の技術者によって組織された全国手漉和紙用具製作技術保存会を保存団体として認定し、計4件の選定、保持者2名、保存団体2団体の認定を行った。

続いて、52年には計3件の選定、3名1団体の認定を行なった。染織に関する分野では、沖縄の藍染めに欠かせない藍染料の元となる琉球藍を製造する技術である「琉球藍製造」を選定し、伊野波盛正を保持者に認定した。これは、49年に重要無形文化財に指定された「喜如嘉の芭蕉布」など沖縄の地方的特色の顕著な工芸技術の保存を目的とした選定といえる。また、金工に関する分野では、日本刀の原材料となる玉鋼を製造する伝統的なたたき吹きの工程を指導する村下の技術である「玉鋼製造(たたき吹き)」を選定し、村下の技術は二人一組となってそれぞれ表村下、裏村下としての役割を分担するものであることから、安部由蔵(平成7年死亡)、久村敬治(昭和54年死亡)の2名の保持者を認定した。また、「玉鋼製造」については、たたき操業のための施設設備の設置をはじめ原材料の確保、たたき操業の実施等、玉鋼の確保のための事業を行う(財)日本美術刀剣保存協会をその保存団体として認定した。

次いで昭和53年には、漆芸に関連する分野で、漆や油の濾紙として使用された伝統的な手漉和紙である吉野紙を製作する「漆濾紙(吉野紙)製作」を選定し、全国でも唯一の技術者となっていた昆布一夫(平成7年死亡)をその保持者に認定するとともに、染織に関する分野で伝統的な藍すくもの製造技術である「阿波藍製造」を選定し、保存団体として阿波藍製造技術保存会を認定、続いて翌54年には「植物染料(紅・紫根)生産・製造」を選定し、(財)日本民族工芸技術保存協会を保存団体に認定して主要な用具の製作技術のほか、染料を中心とする原材料の製造等の技術について選定、認定を進めた。

昭和61年には「玉鋼製造(たたき吹き)」の保持者として木原明を追加認定、同62年には、漆芸のうち蒔絵の制作に使用される特殊な筆の製作技術である「蒔絵筆製作」を選定し、保持者として

村田九郎兵衛を認定、更に63年には、漆の採取に使用される掻き鎌等を製作する「漆掻き用具製作」を選定し、中畑長次郎（平成5年死亡）を選定した。漆刷毛や蒔絵筆などの漆芸用具はいずれも専用の特殊なものであるため需要が限定され、その製作技術者も全国で数名程度に限られるが、「漆掻き用具製作」の中畑長次郎の場合は既に全国唯一の存在となっており、保護の緊急性の高い分野であった。

平成3年、重要無形文化財「小千谷縮・越後上布」の原料となるからむし（苧麻）の栽培及び繊維採取の技術として「からむし（苧麻）生産・苧引き」を選定、昭和村からむし生産技術保存協会を保存団体に認定した。平成6年には、漆芸や金工の研磨用具として使用される伝統的な研炭の製造技術である「研炭製造」（東浅太郎）、翌7年には、完熟梅を原料として紅染めの媒染剤となる烏梅を製造する「烏梅製造」（中西喜祥）を選定し、同時に、選定が解除されていた「漆掻き用具製作」を再び選定し中畑文利を保持者に認定した。続いて8年には、主要な機道具であり緯糸を打ち込むときに用いる竹箴の製作・修理の技術として「箴製作・修理」（北岡高一（雅号 北岡茂八）・同年死亡）及び久留米緋の緋くびりの工程に使用される粗苧を製造する「粗苧製造」（矢幡右右見・平成11年死亡）の2件の選定及び2名の認定とともに、既に選定されていた「日本産漆生産・精製」の保存団体として日本うるし掻き技術保存会を追加認定した。これにより、昭和51年の選定時に保存団体として認定された日本文化財漆協会は漆の原木の栽培管理及び採取された漆の精製等の事業を行い、追加認定された日本うるし掻き技術保存会は主として漆採取技術者の養成のための事業を行うこととなり、2団体がその役割分担を明確にしつつ協力し合う体制が整備された。平成10年には、選定が解除されていた「漆刷毛製作」を再び選定し泉清二（雅号 九世泉清吉）を保持者に認定、翌11年、手織の際に経糸の開口部に緯糸を通す用具である杼を製作する「杼製作」の技術を新たに選定し長谷川淳一を認定するとともに、「漆濾紙（吉野紙）製作」を再び選定し、昆布尊男を認定した。

平成以降の選定・認定は、保持者、保存団体に対する補助金の予算措置の拡充が積極的に行われてきたこともあって、工芸技術に関する分野では、文化財の地方的特色に配慮した選定が増加するなど、保護の範囲が拡大されてきた。さらに、一度解除された分野での選定の復活も進められているが、再び選定されるに至った技術は、いずれも前保持者の技術の後継者たちがその保持者として認定されており、これまでに行われてきた伝承者養成事業が成果をあげているといえることができる。

工芸の制作用具や原材料の多くは、無形文化財のみに使用されているわけではなく、これらは文化財に要するよりもはるかに大きな伝統工芸産業の需要によってその製作、生産、製造等の活動が支えられていたものである。しかし今日、いわゆるバブル経済の崩壊以来、長引く不況の影響を受けて伝統工芸産業は衰退し、用具や原材料の需要が大幅に減少しているため、その製作、生産等の技術の伝承は一層困難になり、将来の文化財保存にとって重大な脅威となっている。

4 無形文化財・民俗文化財における用具・原材料の確保

無形文化財は、芸能、工芸技術ともに様々な用具や原材料によって支えられ、保存・伝承が行われている。伝統芸能の場合、それを支える用具とは演奏に使用する楽器や舞台で使用する衣装・小道具等であり、原材料とはこれらの用具を製作するための原材料である。工芸技術の場合は、機織りに使用する織機や箴、杼など、工芸作品を制作する際に使用される制作用具と、絹、苧麻などの糸や、藍その他の染料など、作品の原材料が挙げられる。

これらについては、前述の選定保存技術制度の中で、その製作・修理、生産等の技術を選定し保持者・保存団体を認定して、保持者、保存団体が実施する技術・技能の錬磨や伝承者養成等の事業に対し補助金を交付することによって、技術の成果品である用具や原材料の確保を図ってきたが、芸能の分野では、選定の対象の多くは用具の製作技術であり、原材料生産にかかわるものとしては、平成3年に選定された「邦楽器原系製造」の1件の選定にとどまっている。工芸技術の分野では、漆芸、染織、手漉和紙の主要な用具の製作技術や、日本産漆、染料など基本的な原材料の生産、製造等の技術が既に選定され、用具や原材料の供給に大きな役割を果たしてきたが、工芸技術の保存のためには、工芸品の制作に直接用いられる用具や原材料だけではなく制作用具の原材料等も確保することが必要である。

民俗文化財についても、民俗芸能の伝承や、民具や民家など有形の民俗文化財の保存修理には、芸能や工芸技術等とも共通する多くの用具・原材料が不可欠であり、これらの確保を図ることは今後の重要な課題となっている。

また、特に芸能、工芸技術の両分野では、専用の特殊な用具・原材料が用いられることが多く、その種類も極めて多様であり、特定の仕様、一定以上の品質のものが求められていることも特色と言える。文化財に使用される用具及び原材料については、単に量を確保するだけでは十分でなく、良質の制作用具や原材料であることが前提となる。

このため、文化庁では、平成9年度から、特に、近年確保が困難になりつつあり、確保に緊急性を要する用具・原材料を対象とした「文化財を支える用具・原材料の確保に関する調査」を実施している。本調査の結果を基に、芸能、工芸技術を支える主要な用具・原材料の現状の概要を述べると、以下のとおりとなる。

各種の楽器製作における桑・桐等、陶芸における陶土、織りにおける織機・機料や糸・苧麻糸、漆芸における漆刷毛や蒔絵筆の原材料など、各文化財に関する基本的かつ主要な用具・原材料について、多くの分野で既に不足しているかあるいは今後の不安が報告された。特に、地方的特色の顕著な文化財の場合は、それぞれの地方的特色を保持するために不可欠なものの今後の確保に関する不安が大きい。

また、複数の分野で入手困難が指摘されているものとしては、手打ちの“のみ”、手切りのやすり等の加工用具や、原材料のうち各種の絹糸や檜・榿等の木材、真竹・煤竹等の竹材などがある。これらは、芸能の楽器製作、工芸技術の漆芸、金工、木竹工、手漉和紙用具、染織制作用具など、

幅広い分野で使用されているものである。

これらの用具・原材料の入手困難の原因としては絶対量の減少、生産・製造量の減少、コスト高騰などが挙げられ、また、生産者の高齢化や後継者不足等が製品供給の減少、品質の低下を招いている傾向は、全分野に共通している。無形文化財に使用される用具・原材料は、その種類が多く高品質のものが要求される一方、使用される量は比較的少なく、大量生産には向きであると言え、国民の生活習慣の変化や不況の影響を受け、文化財以外での一般的な需要が激減したものも多い。

しかし、これらの多種多様な用具・原材料が確保されなければ、将来にわたって貴重な文化財を保存していくことはできない。今後、用具や原材料の確保のための方策を積極的に講じていくことが重要な課題であり、急務となっている。

第9章 文化財の国際交流・協力

第1節 文化財の国際交流・協力の意義とその推進

1 文化財の国際交流・協力の意義

文化財は、様々な人々と諸民族により形成されてきた世界の長い歴史の中で生まれ、今日に伝えられてきた人類共通の貴重な財産である。それは、世界の国々の歴史や文化的伝統の理解に欠くことができないものであると同時に、各国の文化の発展の基礎を成すものである。したがって、世界の国々が自国の文化財の保護を図ることは、自らの文化的な基盤を維持し、これを発展させる上で重要であるばかりでなく世界の文化の多様な発展にも寄与することになる。

近年、国際環境が大きく変化する中で、国際社会における文化財の国際交流・協力の果たす役割はますます高まっている。

文化（文化財）の国際交流の在り方には以下のような類型が考えられ、それぞれに意義があると言える。

①外国の文化を受容することを通じて自国の文化を高める“受容型”

我が国は、有史以来、東アジア文化圏の中であって大陸・半島の文化を受容しつつこれを消化・吸収し、独自の文化を形成してきた。明治以降は欧米の文化が奔流のように流れ込み、それまで築き上げてきた文化に大きな変化をもたらしたが、従来の伝統文化と融合しながら現代の文化は形成されている。

我が国の文化が海外に輸出され外国文化に影響を与えたものとして、慶応3（1867）年の万国博覧会をはじめとするウィーン、パリ、シカゴ等における万国博覧会への出品や、日本の浮世絵や工芸品が大量に輸出・流出された結果、19世紀末のヨーロッパでジャポニズムが興隆した事例があるものの、全体としては外国文化を摂取する受容型文化交流の過程において、我が国は欧米諸国の知識・技術を吸収することに急であって、欧米以外の諸外国に対する理解や、諸外国に対する我が国文化の紹介、ひいては世界の文化に貢献するという面では努力に欠けるところがあった。

②外国の文化と自国の文化の交流により相互に文化の理解と発展を図る“交流型”

互いに伝統文化の精華を交流し合うことにより相手国が日本についての理解を深め、また、相手国について日本が理解を深めるという相互理解の促進によって、国際関係における利害の対立や文化摩擦を可能な限り減少させ、国際社会における日本の位置を確固たるものにする、この交流型文化交流も重要な役割を担っている。

具体的な事業として、従来から文化庁で行っている海外交流古美術展が挙げられる。また、1990年代後半からの、例えば「フランスにおける日本年」（平成9年）・「日本におけるフランス年」（平成10年）といった、大型文化行事による総合的な二国間の文化交流事業の急増ぶりや、近年首脳外

交のテーマとして文化遺産保存に対する協力が比重を増している状況（例えば平成5年の日米首脳会談を機に在外日本古美術品修復協力事業が開始）からも、文化交流が対外政策上も高く位置付けられていることがうかがえる。

③外国との共同活動を通じて新たな文化の創造に寄与する“共同型”

我が国の文化が海外に広く紹介されることにより多様な文化と活発に交流し合い評価し合うことは、我が国の文化が今後の国際社会において新たな創造を加えつつ展開していく上で有意義であるのみならず、文化財保護法の目的として「世界文化の進歩に貢献すること」（文化財保護法第1条）が掲げられているように、我が国の文化が新たな世界文化の創造に寄与するためにも重要である。

我が国における文化財の科学的な保存修復技術は、アジア諸国をはじめとする諸外国から高く評価されているところである。文化庁としては、国際貢献はもとより各国際共同研究、学术交流を通じて、我が国の文化財保護においても有益な成果をあげるべく、国際交流・協力を積極的に推進している。

これまで我が国は海外の文化を受容しつつ発展してきたが、今後は交流による相互の理解と発展に加え、新たな文化の創造のために積極的な貢献をすることが求められている。その意味で、受容、交流に関する施策を一層充実させるとともに、“共同型”すなわち新たな文化創造に貢献する方向を目指すことも重要となっている。

2 文化財の国際交流・協力の歩み

(1) 国際交流の幕開けから文化行政長期総合計画の策定まで

文化財保護分野における国際交流の歴史は比較的新しい。戦前に日本美術の海外展が開催された幾つかの事例はあるものの、現在活発に行われている日本美術の海外展の発端は、文化財保護委員会がサンフランシスコのデ・ヤング記念博物館の招請に応じて昭和26年9月から10月まで同館で開催した講和条約記念日本古美術展であった。同年7月に我が国はユネスコ（国際連合教育科学文化機関）に加盟し戦後の国際舞台へ復活したが、全米から20万人余りの観覧者を集めたこの展覧会が果たした役割は大きいと言える。これが端緒となって国宝・重要文化財を含む日本古美術品の海外への出展件数が増加し、文化庁発足以後は招致要請の増大にこたえてほとんど毎年行われるようになったほか、国際交流基金や新聞社等が主催するものについても必要に応じて協力している。

昭和50年に文化庁長官の私的諮問機関として文化行政長期総合計画懇談会が設置された。10年から20年先を見通した文化行政の在り方が討議され、昭和52年3月「文化行政長期総合計画について」がまとめられた。

この報告では、これまでの文化行政が欧米文化の摂取に急な余り、我が国固有の文化の振興や普及が不十分であったことが指摘されている。

また、今後取り組むべき課題として、①博物館、研究所及び文化財の保存修復施設に積極的に海外からの研修生を受け入れるよう整備を進めること、②諸国民の相互理解のため、文化財等美術作

品の積極的な交流を図ること、③アジア民族芸能祭の実施、などが提言されている。

文化行政長期総合計画は、文化財の国際交流の在り方について提言をした初の報告であり、その後の指標となるものであった。このまとめを受け、昭和52年度から、各国の文化財保存に関する研究実績及びその現状を学び修復技術の交流を図るため、海外の研究者を招へいして国際シンポジウムやセミナーを開催している。

なお、同時期における文化政策に関する主要な報告書として、政策研究会・文化の時代研究グループ（内閣総理大臣の私的諮問機関）の報告書「文化の時代」（昭和55年7月）が挙げられる。「文化の時代」「地方の時代」「地球社会の時代」を迎え、21世紀に向けた文化政策の在り方について検討されたもので、特に文化の国際交流に関して、①政策の確立とその総合的推進に当たるため、関係省庁・機関が連携すること、政府トップレベルが問題を認識しそれに取り組むこと、②開発途上国の、自国の文化を発展させ国民の文化活動を活発化しようという自発的努力に対し、文化協力という形で物的、人的、資金的援助を拡充すること、が必要であると述べられている。

(2) 技術協力の開始

昭和59年の日中外相会談及び同60年7・8月の第3回日中文化交流政府間協議において、敦煌莫高窟の壁画等の文化財を含む、中国の文化財の保存に対する日中協力が合意され、技術者の交流や共同研究などが開始された。

昭和63年5月には、竹下総理（当時）が欧州訪問に際し行った、いわゆる「ロンドン・スピーチ」において、「世界に貢献する日本」を実現するための国際協力構想の3本柱の一つとして、国際文化交流の強化が提唱された。

文化庁は同年から、美術品や遺跡の修復・保存技術の国際協力体制作りへ乗り出す方針を決め、第一弾として米国のスミソニアン研究機構と提携することとし、平成元年度から東京国立文化財研究所とスミソニアン研究機構で東アジアの文化財を対象とした保存修復に関する共同研究や技術者の交流を開始した。先端技術を生かした保存技術の開発に力を合わせることで、国を越えた文化財の保存を推進している。

また、昭和63年5月、我が国の国際文化交流強化の方向を検討するため、内閣総理大臣の私的諮問機関として「国際文化交流に関する懇談会」が設置され、1年間の審議を経て平成元年5月に報告書が提出された。

この報告書では、開発途上国、特にアジア地域において日本の文化財保護協力が求められていること、在外の日本古美術品等に対する保護・保存のための措置が十分でないことが指摘されている。

さらに、今後の文化財保護に関する国際交流・協力事業の具体的な進め方として、

- ①「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の批准
- ②ユネスコ「文化遺産保存日本信託基金」の早期創設
- ③文化財保存修復を目的とした国際的協力センターとしての国立文化財研究所の機能強化、並び

に保存科学・修復技術に関する情報の収集と提供、諸外国からの研修生の受入れ

④文化遺産保護に関する無償資金協力の拡充

⑤文化財保護に関する国際交流・協力予算の拡充

などが提言されている。

この提言を機に、平成元年度には、世界的な文化遺産保存に対して積極的な貢献を行うため、我が国はユネスコに文化遺産保存日本信託基金を設置するとともに、平成2年度以降、新たな技術協力・共同研究事業を立ち上げた。

まず、平成2年度には、文化庁において「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業」、「アジア諸国博物館・美術館研究協力事業」（10年度から二つの事業を併せて「アジア諸国文化財の保存修復等協力事業」として実施）が開始された。

また同年、東京国立文化財研究所内にアジア文化財保存研究室を設置し、アジア地域における文化財の保存修復技術の向上と人材養成に資するため、アジア諸国の研究者等を招へいして文化財保存分野のセミナー（アジア文化財保存セミナー）を開始するなど、文化財保存修復の国際協力センターとしての機能の強化・充実を図った。なお、アジア文化財保存研究室は平成5年4月に国際文化財保存修復協力室へ、7年4月に国際文化財保存修復協力センターへと拡充され、今日に至っている。

平成3年度には、文化庁に「在外日本古美術品保存修復協力委員会」が設けられ、その検討に基づいて協力委員会とスミソニアン研究機構のフリーア美術館との間で同館所蔵の日本絵画の修復協力についての協定が締結され、東京国立文化財研究所において修復が開始された。

また、平成5年度から、奈良国立文化財研究所が中心となり、アンコール文化遺産保護に係るカンボジアの研究者との間で保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を開始した。

（3）文化政策推進会議の発足から文化振興マスタープランの策定まで

昭和61年秋の国連総会において、昭和63年からの10年間を「世界文化発展の10年」とすることが決定され、ユネスコが中心となり様々な活動を推進することとされた。「世界文化発展の10年」は、開発に文化的側面を織り込むこと、文化的独自性を肯定し高揚すること、文化活動に参加する機会を拡大し国際的な文化協力を促進することなどを主要な目的として、各加盟国、国際機関、NGOが諸活動に取り組むこととされており、特に、各加盟国は国内委員会を設けて対応することが求められた。

平成元年5月、先述のとおり国際文化交流に関する懇談会が報告をまとめたところであり、これら国内外の諸状況を踏まえつつ、同年8月、文化庁は、社会における文化の役割が増大する中で文化関係の施策を格段に強化する必要があることから、文化政策の推進に関して幅広い観点から審議し提言を行うため、文化庁長官の私的諮問機関として、文化政策推進会議（国連総会決定における「国内委員会」に当たる）を設置した。会議では文化財の国際交流の在り方についても関連な議論が展開され、各種提言が報告された。

会議の報告を受けて文化庁は、平成10年3月「文化振興マスタープラン」を策定した。このマスタープランでは、国際化と文化について「人類共通の財産としての文化財の保護に対する協力など文化による国際貢献が不可欠」と述べた上で、①伝統文化の国際交流の推進－日本古美術品の海外展などを実施し、我が国の歴史・文化に対する諸外国の理解の増進を図る等により、文化財を通じた双方向の文化交流を行うこと、②博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進－途上国等からの研修生の受入れ等人材養成に協力すること、国立文化財研究所においては、研究水準の向上のためには国際的な研究者交流や共同研究が不可欠であり、その積極的な推進を図ること、③文化財保護に関する国際協力の推進－在外の日本古美術品に対する保存修復協力を推進すること、国内の関係機関や地方公共団体等との連携を図り、専門家の派遣、研修生の受入れ、共同研究、情報提供等による協力をより効果的に行う体制の整備を図ること、さらに、ユネスコ等と連携して、主としてアジア・太平洋地域における世界的な文化遺産の保護協力を推進するための新たな拠点の整備につき検討を進めること、等の施策を実施するものとしている。

（4）世界遺産条約の締結からユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の設置まで

1972（昭和47）年のユネスコ第17回総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（「世界遺産条約」）については、国際文化交流に関する懇談会報告（平成元年5月）においてもその早期締結が提言された。平成元年7月の日本ユネスコ国内委員会から文部大臣並びに外務大臣に対する建議「ユネスコ第3次中期計画に関連し我が国が当面重点的に推進すべきユネスコ活動について」は当報告を踏まえ、世界遺産条約の早期批准を促進すべきであると再度提言している。さらに文化遺産保存に対する協力について、①保存科学、修復技術における外国の専門家の派遣・受入れ等を通じた協力を一層拡充すること、②文化遺産は人類共通の遺産であるとの観点から、マスメディアや（財）ユネスコ・アジア文化センター等との協力による文化遺産保存事業に係る普及・広報活動の強化を図ることが必要であると指摘している。

我が国は平成4年6月に世界遺産条約を批准し、以来ユネスコの世界遺産保護活動に協力するとともに、我が国の世界遺産保護にも努めている。平成7年度からは、世界遺産委員会の事務局であるユネスコ世界遺産センターに、文部省あるいは文化庁の若手職員をユネスコ・アソシエイト・エキスパートとして継続的に派遣し、世界遺産の保護に係る業務に従事させている。

アジア太平洋地域には各種の文化財が所在し、その中には世界的に見ても優れた価値を有するものが少なくない。これらの諸国は、近年、自国の文化財保護に積極的に取り組むようになってきているが、経済発展に伴う急激な都市化や都市への人口集中により、歴史的、伝統的な有形・無形の遺産が急速に失われ、また、人材や技術、資金の不足などの問題に直面している国も多々ある。このため、文化財保護に実績のある我が国に対し、文化財保護分野での積極的な国際貢献を求める声がこれらの諸国や国際機関から寄せられていた。

平成9年1月、橋本総理（当時）はシンガポール訪問時における政策演説で、今後、日本・ASEAN間の国民の相互理解を一層深め文化面での多彩な協力関係を樹立することを提唱し、その一環としてアジア太平洋地域の文化遺産の保存修復に積極的に協力する旨表明した。

また同年6月、文化庁は、今後増大することが見込まれるアジア太平洋地域諸国からの文化財保護に関する協力要請に一層積極的に対応していくための方途について検討することを目的に、長官の私的諮問機関として「アジア太平洋地域の世界文化遺産の保護に関する国際協力の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置した。協力者会議は全7回の審議を経て平成10年7月に報告書「アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の在り方について」をまとめた。報告書では、今後我が国が文化財保護協力を行うに当たっては、自国の文化財の保護はその国の国民が自ら責任を持って行うという「自助努力」の考え方を基本とし、相手国に我が国の知識や技術を一方的に提供するのではなく、我が国の知識や技術を率直に見せ、その上で相手国と共に考え、その国に最適な保護方策を自ら見出し出してもらうといった相手国の自主性を尊重する配慮が外交的観点からも必要であると指摘している。その上で、協力推進のための具体的方策として、①文化庁は、文化財保護協力に関する政策の企画立案機能や調査研究機能、評価機能を充実させること、②関係機関や地方公共団体などの協力を得て、文化財保護協力活動を行う新たな国内拠点の整備を進める必要があること、③ユネスコやイクロム（ICROM：文化財保存修復研究国際センター）等の国際機関との連携・協力を推進すること、特にイクロムについては我が国の文化財専門家を職員として派遣することを検討すること、などを提言した。

これらの提言を踏まえ、平成11年8月、文化財の宝庫でありまた従来からユネスコ事業の支援に積極的な意向を示してきた奈良県及び奈良市の協力を得て、国際協力事業に実績を有する（財）ユネスコ・アジア文化センターに文化遺産保護協力事務所を設置（奈良市）することとした。これにより、アジア太平洋地域の文化財保護に対する我が国の国際的貢献を一層進めるものである。また、平成12年5月からは、イクロムへ文化庁の文化財調査官を派遣することを開始した。

以上、我が国における文化財の国際交流の歴史を概観してきた。

欧化主義・廃仏毀釈の中で、自国の文化財を海外への流出防止も含めた散逸の危機から守ることをねらいとして、明治初頭から始まった我が国の文化財保護行政であるが、戦後の文化財保護法制定から半世紀を経た今、国際的な文化財交流は、経済摩擦の緩和、国際平和の維持に大きく貢献している。特に平成になってからの国際交流・協力事業の興隆は目覚ましく、文化財保護行政の国際的な発展を表している。それを端的に示したのが平成8年の文化財保護法の改正であると言える。文化財保護法では重要文化財の輸出は原則として禁止されているが、文化庁長官が文化の国際交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合には輸出できることとされている。この輸出の許可に当たっては、従来は文化財保護審議会に諮問を行っていたが、近年、海外での我が国の古美術品による展覧会の開催が増大するとともに、諸外国の博物館の情報が蓄積され、また外国への輸送手段の発達により安全性が向上したことを踏まえ、平成8年の改正によって諮問事項としないこ

ととし、許可手続の迅速化が図られたものである。

3 我が国の文化財保護協力の現状

我が国においては、文化庁、文部省、日本ユネスコ国内委員会、外務省、国際交流基金、国際協力事業団、大学、地方公共団体、民間団体（NGO）が文化財の保護に関して各種の国際協力事業を行っている。実施主体別、実施形態別に見ると具体的には以下のようなものがある。

（1）実施主体別

ア 文化庁

文化庁では、文部省をはじめ、外務省等の関係省庁や国際交流基金その他の団体等と連携・協力し、文化財の国際交流・協力として、アジア・太平洋地域を中心とした文化財保護の技術協力、共同研究、技術者等の招へい研修、世界遺産関係の各種事業や海外展などを展開している。

また、文化庁の附属機関である東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所においても、その機能を活用し、種々の国際交流・協力事業等を展開している。

国際文化交流に係る事業の推進に当たっては、今後、外務省との連携を更に緊密化するとともに、文化庁がより重要な役割を果たすために文化庁の国際交流・協力の機能を強化することが求められている。すなわち、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月9日）第26条では、文部科学省の編成方針として「国際文化交流については、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと」と規定され、また、「中央省庁等の改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定）において、「各省等の編成に当たっては」、「国際文化交流に係る外務省及び文部科学省」の連携緊密化に関し、「両省間の政策面での連携・協力の設定、国際文化交流事業に関する関係実施機関等相互の間の実効性のある連携強化策等の具体的方策について、今後、検討を進めるものとする。」とされている。このため、平成13年1月の中央省庁再編を機に、文化庁長官官房に国際課を新設し、文化庁の国際文化交流機能の充実を図ることとなった。

イ 文部省

文部省は、教育、学術、文化、スポーツの振興及び普及のため、各分野において、その専門性を生かした事業の企画立案及び実施を担っている。

また、ユネスコにおける文化財保護に関する事業について連絡調整を行うとともに、（財）ユネスコ・アジア文化センター等の事業に対して助成を行っている。なお、我が国におけるユネスコ活動に対しては、文部省が事務局を務める「日本ユネスコ国内委員会」が助言・企画等を行っている。

ウ 外務省

外務省は、諸外国との相互理解及び友好親善の促進等外交政策上の観点から、在外公館を通じたニーズの把握、外国政府との連絡、国際交流基金を活用した事業を行っている。

(ア) ユネスコへの拠出

① ユネスコ文化遺産保存日本信託基金

平成元年に設立された「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」は、重要な歴史的建造物や考古遺跡など有形文化遺産の保存を目的としている。

世界の文化遺産としてその価値が客観的に認められ、かつ崩壊の危機に瀕しているため緊急に保存・修復が必要とされているアンコールワット、ヌビア、カトマンズパレー、黄河故城、ガンダーラなどの遺跡を対象として文化遺産の保存・修復作業やそのために必要な事前調査や研究などを実施するものである。

② ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金

平成5年に設立された「ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金」は、主にアジア地域を中心に、舞踊や音楽などの伝統芸能、陶芸、漆芸、染織等の伝統工芸など、優れた無形文化財の保存と振興を図ることを目的としている。これまで「無形文化財保存に関する国際会議」(1993(平成5)年、パリ)、「アジア・太平洋無形伝統文化保存国際会議」(1995(平成7)年、東京)等に拠出を行ってきた。

(イ) 文化無償協力

1件5,000万円を限度として、遺跡の保存や活用、無形文化財に係る公演や展示の開催、教育及び研究の振興のために必要とされる資機材を購入するための資金を贈与する。具体的な事例としては、タイへのスコータイ遺跡修復保存機材、インドネシアの国立バリ博物館に対する展示機材、ヴェトナム音楽院に対する伝統音楽・舞踊保存機材の供与などが挙げられる。

エ 国際交流基金

昭和47年、外務省所管の特殊法人として設立された国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を図るため、人物の派遣及び招へい、海外における日本研究に対する援助や日本語の普及、国際文化交流を目的とする催しの実施や援助、日本文化を海外に紹介するための資料の収集や頒布等を行っている。

文化遺産保存分野においては、世界各国の文化遺産及び海外に存在する日本の美術工芸品の保存・修復に協力するために、日本人専門家を現地に派遣し、助言や調査等を行う文化遺産保存専門家派遣事業を行っている。また、文化財の保存や修復に従事する若手専門家を招へいして、日本人専門家と共同研究等の活動を行う機会を提供している。

また、平成7年に、21世紀に向けたアジアの相互理解の促進を目指し、アジア文化センターを設立した。センターの事業として、急激な経済や社会の変化により変容しつつあるアジア地域の多様な伝統文化を保存するとともに、その活性化を図り、現代社会に生かす試みを支援するため、有形・無形の文化遺産の保存、記録、公開に関する取組に対し経費助成等を実施している。

オ 国際協力事業団

国際協力事業団(JICA)は、昭和49年に設立された外務省所管の特殊法人で、開発途上国の

経済開発・社会の発展に寄与し、国際協力の促進を図るため、日本政府が行っている政府開発援助(ODA)のうち技術協力を中心として国際協力事業を実施している。文化財に関しては、アジア太平洋地域からの研修員を受け入れ、文化財修復に関する研修を実施している。

カ 財団法人ユネスコ・アジア文化センター

(財)ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)は、ユネスコの理念に沿ってアジア・太平洋地域の文化振興と相互理解に寄与することを目的として、昭和46年に設立された文部省・外務省所管の財団法人である。創設以来、アジア・太平洋地域のユネスコ加盟国との密接な協力関係の下に、文化、図書開発、識字教育の分野で様々な国際協力活動を行っている。

この中で文化遺産に関連する事業として、文化遺産の広報、文化遺産保存のための人材養成セミナーなどを実施している。また、「ユネスコ青年交流信託基金」(小淵基金)を利用して、海外のユネスコ加盟国から文化遺産保護に携わる者を我が国に招へいし、研修・交流を実施している。

なお、前述2(4)のように、平成11年8月に、アジア・太平洋地域への文化財保護協力活動の拠点として、奈良市に文化遺産保護協力事務所を設置している。

キ 地方の交流事業

地方の国際交流については、教育委員会及び首長部局が主体となり、地域の振興及び活性化の観点から、地域の特色を生かした国際化の推進、国際性豊かな人材の育成、地方の独自性の確立等を目的として、民俗芸能の海外公演や外国の文化財専門家の研修受け入れ等、地域の特色を生かした各種の事業を実施している。

ク 民間団体の活動

以上の他にも、様々な活動を行う民間団体がある。例えば(財)文化財保護振興財団は、文化財の保存及び活用に関する事業の助成、シルクロード周辺地域を中心とする文化財の保護に関する国際的な交流・協力の促進等により、文化財保護の推進を図り、もって我が国の文化の発展に寄与することを目的として、昭和63年に設立された民間の助成団体(外務省、文部省共管の特定公益増進法人)である。これまで敦煌莫高窟の保存・修復事業や、アンコール遺跡の修復事業に対する助成を実施してきたほか、外国人専門家の招へい研修や各種展覧会、講演会等を行っている。

(2) 実施形態別

ア 多国間交流

教育・文化面での国際交流を実施している国際機関は数多く、我が国も各機関との連携協力の下に国際交流を行っている。

(ア) ユネスコ

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関: UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)は、教育・科学・文化及びコミュニケーションの分野における国際協力・交流を推進し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的として1946(昭和21)年に設立された国連の専門機関の一つであり、現在188か国が加盟している(平成12年2月現在)。我が国

は、昭和26年に加盟し、ユネスコ文化遺産保存日本信託基金・ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金の拠出を通じて、これまで積極的にユネスコ事業への参加・協力を行ってきた。

ユネスコは、その活動の一つとして多数の国際条約、加盟国に対する勧告、宣言等の国際文書を採択してきている。そのうち日本が当事国になっている文化財に関する文書に「文化財の保存及び修復の研究のための国際センター規程」(1967(昭和42)年加入)、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1992(平成4)年加入)がある。

(イ) イタロム

イタロム(文化財保存修復研究国際センター: ICCROM: The International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)は、ユネスコ第9回総会の決議に基づき、1959(昭和34)年に政府間機関としてローマに設立された。文化財の保存及び修復に関する研究の促進、技術者の養成等に係る援助面で重要な活動を行っている。現在の加盟国は97か国(我が国は昭和42年に加入)、準構成員は99か国である。

文化庁では、昭和49年度から文化庁の文化財調査官や国立博物館、文化財研究所の研究員をイタロムに派遣し最新の技術の導入を図るとともに、優秀な技術者を養成するためローマ文化財研修に参加している。創設以来、平成12年度まで26名が受講している。

東京国立文化財研究所では、平成4年度からイタロムとの共催により世界各国の文化財関係専門家を対象に、和紙を中心とした文化財の保存修復についての研修を実施している。平成11年度には漆工芸品の研修を実施した。

また、平成12年5月からは、イタロムとの連携協力を推進し文化財保護に関する国際協力を推進するため、文化庁の文化財調査官等を派遣し、アジア地域の専門家養成等の事業に当たっている。

(ウ) イコモス

イコモス(国際記念物遺跡会議: ICOMOS: International Council on Monuments and Sites)は、1965(昭和40)年にユネスコの協力機関として結成された非政府機関(NGO)であり、世界の遺跡や建築遺産等の保存並びに調査の推進等の事業を行っているほか、ユネスコの委託を受けて世界遺産条約に基づく文化遺産の登録に関する専門的な審査を行っている。

ユネスコ加盟国の建造物保存技術専門家の個人参加・団体参加等により構成されており、2000(平成12)年1月現在、107か国から6,600の会員が参加している。各国はそれぞれ国内委員会を組織してその活動を行っている。日本イコモス国内委員会は昭和54年、正式に発足した。

イ 二国間交流

文化庁及び国立文化財研究所による文化財保存修復に関する研究協力、技術者や行政官の招へい研修、在外日本古美術品の修復協力、外務省で実施している無償資金協力、国際交流基金による専門家派遣など、特定の国を対象として行われているものがこれに当たる。

中でも中国及び韓国は、地理的、歴史的、文化的に関係が深く、例えば日中間においては文化担当行政官が相互に相手国を訪れる人物交流を毎年実施しているなど、従来から積極的に交流が行われているところであり、両国との文化交流を今後更に推進していくことは我が国の文化の発展に

とって極めて重要である。

なお、二国間の協力については、総合的な外交政策の観点に留意しつつ、相手国の固有の文化的伝統、文化財保護に対する考え方や価値観等を尊重するとともに、相手方の要請に対しては、専門家の参加を得て相手国の文化財保護機関との十分な協議と現地調査を行い、お互いの合意の下に協力を実施する必要がある。

ウ 文化協定による交流

「文化協定」は当事者間における文化交流の促進、相互理解の増進を目的とする二国間条約であり、人物交流、出版物・資料等の交換、美術展、芸能の公演等文化的行事の交流、相手国の文化の理解促進のための機会の拡充及び著作物の翻訳出版の奨励、スポーツ交流その他について定めている。協定の締結には、国会の承認が必要である。また、国会承認を必要としないものを「文化取極」という。現在我が国が協定若しくは取極を締結している国はフランス、イタリア、英国、米国、ロシア、韓国、中国等、計47か国である。

文化協定等の規定に基づき、当事国は、定期的又は随時に合同会議を開いて過去の交流実績を評価し、将来の交流計画について協議(文化混合委員会、文化協議等の名称で行われる。)しているが、文化庁はそれら各種の事業のうち、特に展覧会、芸能等の文化人招致に関与しており、それらを通じて相手国との相互理解の増進に努めている。

第2節 海外交流展等による国際交流・協力

1 海外交流展

(1) 海外での展覧会の実施状況

文化庁では、日本の優れた文化財を諸外国において紹介し、我が国の歴史と文化に対する理解を深め国際交流の推進に寄与するため、昭和26年秋にサンフランシスコ講和条約を記念して文化財保護委員会が実施した米国サンフランシスコのデ・ヤング記念博物館における「日本古美術展」をはじめとして、平成11年度までに49回の海外展を米国、フランス、マレーシア、タイなど15か国76か所の会場で実施してきた。なお、上記回数、会場数には沖縄返還以前の昭和42年に琉球政府との共催により沖縄にて開催された「沖縄日本古美術展」も含まれる。

なお、文化庁主催の海外展としての継続的な実施は昭和26年以降であるが、それ以前にも、明治時代における万国博覧会への出品や、昭和14年のベルリンのドイツ美術館における「日本古美術展覧会」など、今日の海外展の源流とも言える展覧会が実施されており、日本文化の理解促進に役立ってきた。

出品作品に関しては、国宝・重要文化財等海外への輸出が制限されている優品を数多く含む大規模な展覧会の開催が主なものであるが、平成9年には、フランス・パリのルーブル美術館において国宝1点による「百済観音展」の展示を実施するなど、様々な形態によって多くの外国の観覧者の目を惹き寄せ日本の文化と歴史の理解に役立ってきた。なお、上に述べた「百済観音展」は、平成

11年の東京国立博物館における「ドラクロワ―民衆を導く自由の女神展」との交換展示として行われたものである。通常は、多くの所有者の作品を文化庁が責任を持って借用し、絵画、彫刻、工芸品等の各分野の文化財を主題に応じて組み合わせたり、時には、一分野で展覧するなど工夫を凝らして実施してきているが、平成11年のドイツのケルン東洋美術館で開催した「大仏の光のなかで―奈良・東大寺の宝物」展等のように、日本を代表する一寺院の作品を借用して展覧会を開催する場合もあるなど、多様性を追求してきている。

開催地については、欧米諸国の博物館・美術館を中心に開催してきたが、戦後50年が経過したことを契機として、平成8年度から「アジア友好日本古美術展」をアジア諸地域を対象とした海外展として開催している。平成11年度まで、タイ、マレーシア、トルコ、フィリピンでそれぞれ内容を異にした展覧会を実施し、平成12年度には、中国において日本政府が実施する初めての展覧会「日本文物精華展」を上海博物館で開催することとしている。さらに、平成14年には、ワールドカップサッカーの開催を記念して、韓国においても初めて展覧会を開催する予定である。

また文化庁では、平成5年度から東京国立博物館、京都国立博物館及び奈良国立博物館と諸外国の博物館・美術館のうち日本及び東洋美術品を所蔵する博物館等との間で、日本の古美術品を中心に交互に展示する展覧会「博物館等海外交流古美術展」を開催し、博物館同士の活発な交流に資している。

(2) 展覧会の成功に向けて

海外展を開催する上で最も大事なことは、展覧会場の選定とその企画である。日本の古美術品は、絵画や漆工品・染織品等、温・湿度や光に対して非常に影響を受けやすいものが多い。開催する場所の選定に際しては、その展示施設の環境が大きな要素となっており、会場がおのずと限定されてくる。また、会場の選定とともに、どのようなテーマでどのような文化財を出品して展覧会を構成するかという企画・立案も展覧会の成功を担う重要な要素である。

また、場所と展覧会のテーマ等が決まると、具体的な作品選定及び所有者との出品交渉の作業に移るが、作品選定では外国の博物館等の学芸員とのきめ細かな協議が必要となり、相手館の学芸員の日本の文化財に対する知識と理解度によってかなり困難な協議をする必要がある場合もある。文化財の借用については、海外での展覧会への貸出であることや、文化財を長期間借用することなどの要因で所有者の快諾を得るのに苦労する場合も少なくないが、これは昨今も変わらないことである。

海外の展覧会の実施に当たり、大きく変わったことは、輸送手段や道具類の変化である。文化財を輸送する際の輸送車の性能の向上や、海外輸送が貨物船から航空機に変わり、展覧会の開催準備・展示替え・撤収のために使用する様々な道具が手動から電動になり、展示環境を保つための設備や調湿剤等も科学の進歩とあいまって向上してきた。これらは、文化財の保存や時間の短縮という観点から非常に効果的であり、海外展の円滑・安全な実施に大いに役立っている。

海外展では、所有者から貴重な文化財を借用しているため、文化財の集荷から返却までその保全

に細心の注意を払いながら取り扱う必要がある。航空機の輸送は、2便以上に分けて行うとともに、常に文化庁の職員が随伴し、会期中は、少なくとも1名の者が必ず駐在し、責任を持ってその保全に当たっている。

なお、展示についても、文化庁の職員が責任を持って行い、温度、湿度、照明等の管理を徹底するとともに、原則としてケース内展示を行っている。脆弱な文化財については、期間中に展示替えをすることを相手側博物館等との協定書に明示し、徹底している。

海外展の開催に際しては、事前調査から始まり、企画や出品作品の決定、協定書の締結、カタログ作成、作品運搬、作品展示、撤収に至るそれぞれの過程で注意を要することが多いが、今後とも工夫をこらしながら、海外において日本の文化を紹介する機会として海外展の充実を図り、国際文化交流の一層の推進に努めていくことが重要である。

2 無形の文化財の国際交流・協力と課題

アジア太平洋地域の国々には、それぞれの長い歴史と伝統に基づく個性豊かで多彩な伝統芸能や工芸技術などの無形の文化財が伝承されている。しかし、これらの無形の文化財の中には、近年の経済開発、産業技術の発展、生活様式の変化などを背景とした国民意識や社会構造の急速な変化の中で、変容、衰退、あるいは消滅の危機にさらされているものも少なくない。

(1) 無形文化財の保護に関するユネスコの活動

ア 無形文化財の保護に関する様々な活動

世界遺産条約が採択された1972（昭和47）年以來、世界遺産はその対象が文化遺産と自然遺産に限られ、無形遺産は条約の適用外であることから、幾つかの加盟国は、伝統的文化や民間伝承といった多様な無形遺産に関する国際的な規範をユネスコ内部に確立しようとする動きを見せた。そして、1989（平成元）年11月のユネスコ第25回総会において、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択された。この勧告は、伝統的文化及び民間伝承の保護を目的とし、そのために各国においてとるべき措置等―具体的には伝統文化の認定・記録システムの作成、分類方法の確立、国立資料館・博物館の設立、教育を通じた文化の学習などについて加盟国に取組を促したものである。

1988（昭和63）年、ユネスコによる「世界文化発展10年計画」が発足した（第1節2（3）参照）。この中でユネスコは、遺跡保存事業などに比べそれまで具体的事業活動の少なかった無形文化遺産の分野で、アジア・アフリカ諸国等における辞書の出版に対する援助や、舞踊、音楽、儀式等の記録作成事業など、言語的・非言語的伝承のそれぞれについて試行的な保存活動を開始した。さらに、ユネスコの第3次中期計画（1990～1995年）では、無形文化財の分野で、①文化財保護活動を行っている組織、機関と密接に協力し、消滅の危機にある言語の収集、記録及び保存を促進すること、②消滅の危機にある言語の再生を奨励するため、セミナー及びワークショップを開催し、言語の録音及びこれを普及するための措置をとること、③異なる文化地域において、口承及び伝統

文化の収集・保存及び視聴覚手段によりこれらの普及活動を推進すること、とされた。

イ 「人間国宝」制度

1993（平成5）年10～11月のユネスコ第142回執行委員会において、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」の実施方策として、ユネスコの加盟各国に対し「人間国宝」"Living human treasures" 制度の確立を働き掛ける旨採択された。本制度は、各国が歴史的・文化的に高い価値を有すると認められた技能・技術を保存するため、その保持者の活動や後継者養成に対し奨励措置を講じるものであり、日本や韓国の文化財保護制度が例として挙げられている。

1996（平成8）年10月、韓国ソウルにおいて「無形文化財を保護する方法研究の開発についての政策会合」が開催され、続いて1998（平成10）年9月、人間国宝制度に関する国際ワークショップがソウルで実施された。国際ワークショップは、それ以降、1998（平成10）年10月にもソウルで、1999（平成11）年2月にはイタリアのベニスで、同年10月及び2000（平成12）年11月、再びソウルで開かれている。ワークショップでは無形文化財の保護に関する各国の現状報告や保護施策の在り方、専門家の国際協力の在り方について検討がなされており、我が国からも必要に応じて文化庁の文化財調査官等が出席している。なお、2001（平成13）年2月には、音楽、舞踊といった伝統芸能の伝承に係る問題をテーマとした国際ワークショップが日本において開催される。

ウ 「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」

「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」は、伝統文化や民間伝承等無形の文化遺産の継承を図ることを目的として、1997（平成9）年のユネスコ第29回総会でその創設が決定され、2001（平成13）年からユネスコにより実施されるプロジェクトである。

文化庁では、文化財保護審議会における調査審議の結論を受け、平成12年12月に第1回目の宣言の候補として、ユネスコに「能楽」を推薦するとともに、併せて第2回目以降に推薦を予定するものとして「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」を提出した。

なお、今後はユネスコにおける審査を経て、平成13年5月に第1回目の宣言が行われる予定である。

（2）我が国における取組

ア ユネスコ無形文化財保存振興日本信託基金

平成5年、我が国はユネスコに無形文化財保存振興日本信託基金を設立した。この基金を活用して、日本はユネスコと協議の上アジアを舞台とした数々の伝統文化の保存活動に取り組んでいる。平成11年度までに累計211.8万ドルの拠出を行い、ユネスコ主催の「無形文化財保存に関する国際会議」（平成5年6月、於フランス）、ユネスコ及びベトナム・ユネスコ国内委員会共催の「竹工芸技術復興に関する国際セミナー」（平成9年12月、於ベトナム）などが実施されている。

1995（平成7）年9月には、文化庁はユネスコ・外務省と共催の下、東京でアジア13か国、オセアニア1か国（オーストラリア）の参加を得て「アジア太平洋の無形の伝統文化の保存に関する国際会議」を開催した。アジア太平洋地域各国の無形の伝統文化の保存・振興に関する現状、諸問

題、方策等について意見交換が行われ、各国が協力して無形文化財のリストを整備すること、陶芸、漆芸など工芸分野ごとの情報交換ネットワークを立ち上げていくことなど、広域的な協力体制作りについての積極的な意見が出された。

イ 国際民俗芸能フェスティバル

平成8年度から、国際民俗芸能フェスティバルを文化庁と開催地都道府県教育委員会等との共催及び社団法人全日本郷土芸能協会の協力によって毎年開催している。本大会は、我が国の民俗芸能と関連の深いアジア各国の特色ある民俗芸能を日本の民俗芸能とともに公開して、その価値を広く一般に周知し、また、無形の文化財の保存伝承に関する意見交換及び相互交流を実施して、民俗文化財の保存・振興、文化の国際交流、文化財公開による地域振興等に寄与することを目的としている。

開催地はブロック別民俗芸能大会を開催している5ブロックの中から、開催を希望する2ないし3ブロックを文化庁が選り、当該ブロック別民俗芸能大会を国際民俗芸能フェスティバルとして実施している。国内の民俗芸能の招へい、公開事業については開催地都道府県教育委員会が担当し、ブロック別民俗芸能大会に準じてブロック内各都道府県から出演芸能を選定する。一方、海外の民俗芸能にかかわる招へい・国内移動・舞台構成等は文化庁が担当する。海外招へい芸能に関しては、毎年度テーマを設定し、それに即して招へい芸能団体を決定する。各年度のテーマと招へい国及び招へい芸能は次表のとおりである。

国際民俗芸能フェスティバルの開催状況

開催年度・テーマ	招へい国及び招へい芸能
平成8年度 「仮面の芸能」	韓国：楊州別山台戯 水営野遊 中国：ヤオ族の仮面舞踊 モンゴル：ツァムの仮面舞踊
平成9年度 「農耕儀礼の芸能」	韓国：結城農謡 中国：虎の踊（イ族） フィリピン：収穫儀礼の芸能
平成10年度 「シャーマンの芸能」	ベトナム：CHEO（チェオ） 韓国：済州島神房の十王迎え ロシア：サハ（ヤクート）のシャーマン儀礼
平成11年度 「輪踊（集団舞踊）」	中国：チベット族の輪踊り（グオジョッ） トルコ：トルコの民俗舞踊
平成12年度 「仮面に関わる芸能」	スリランカ：スリランカの伝統舞踊 中国：毛南族の節公舞 ロシア：ハンティ族の熊祭りの芸能

ウ ユネスコ・アジア文化センターの活動

（財）ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）では、アジア・太平洋地域の各国相互の情報交換と、伝統芸能や民俗芸能の保存活動を推進していくために「アジア・太平洋地域伝統芸能・民俗芸能データベース」を構築する計画を進めており、伝統芸能・民俗芸能の便覧や、各国の現状などの取りまとめを行うこととしている。また、平成5年度から、アジア・太平洋地域の無形文化遺産の記録保存に従事する人材の養成のため、各国が開催するワークショップに協力し、専門家を巡回講師団として派遣している。

第3節 技術協力等による国際交流・協力

我が国の文化財保護に関する研究、保存修復技術の水準の高さは国際的に評価されているところであり、アジア太平洋地域諸国をはじめとして、多くの国々から文化財保護分野での我が国の一層の協力が期待されている。

文化庁は文化の振興及び普及の観点から国としての国際交流に関する企画立案機能を担い、国立文化財研究所は試験研究機関として文化財に関する調査研究、資料の作成及び公表といった政策の実施機能を担いつつ、両者は互いに協力連携し、文化財の国際交流に携わっている。

また、東京国立文化財研究所の国際文化財保存修復協力センターでは、文化財の分野における国際貢献に資するため、世界の文化財の保存修復に関する国際協力、資料収集、調査研究及びその結果の公表並びに専門的、技術的な研修を実施している。

文化庁及び東京・奈良の国立文化財研究所において実施している主な事業として以下のものがある。

1 在外日本古美術品保存修復協力事業

(1) 海外における日本古美術品の現状

日本の美術品が欧米に渡り始めたのは近世以降のことであるが、特に、19世紀後期の江戸時代末期から明治時代にかけて、浮世絵版画をはじめ様々な絵画や工芸品等が、収集家などの手により歴大な数が収集され、ヨーロッパやアメリカに渡っていった。この影響によりヨーロッパでは、ジャポニズムと言われる造形活動流行など日本ブームが起こった。

このような状況の中で海を渡った日本の美術品は、長い年月の経過を経て、現存するものは修復の必要性のあるものが多いことが実地調査等で明らかになった。

日本の美術品を所有するヨーロッパやアメリカの大きな美術館・博物館の中には、保存修復を専門とする組織を持ち、自ら修復の研究や所蔵する作品の修復を行っているところもある。しかし、それは例外的であり、日本の古美術品は、欧米の素材とは大きく異なり修復技術が作品によって異なるなど特異な点を持っていることや、修復材料の入手が困難であり、修復の専門家もいないこともあいまって、作品の修復が行われず傷んだままで放置されているところが多い。その中には、日本国内の工房に修復の発注をしたりして、自助努力により保存修復を行っている美術館・博物館もあるが、多量の所蔵品をすべて賄うまでには至っていないのが現状である。このような状態が、そのまま放置されると世界の文化的損失につながるのと懸念が高まり、文化庁では我が国の文化に関する国際貢献の一つとして、「在外日本古美術品保存修復協力事業」を平成3年度から開始した。

(2) 在外日本古美術品の修復

「在外日本古美術品保存修復協力事業」は、外国の博物館・美術館等が所蔵する日本の古美術品

のうち作品として美術的価値の高いもので、傷みが激しくそのまま放置するとその価値が失われてしまう懸念がある緊急修理の必要性の高いものを対象として、日本に里帰りさせ、無償で修理を実施するものである。

文化庁では、平成3年に東京国立文化財研究所とともに米国のスミソニアン研究機構のフリーア美術館所蔵の絵画作品を対象とし、修復協力事業に着手した。

その後、平成5年4月に訪米した際、宮沢総理（当時）がクリントン大統領との会談の席上、日本政府は、米国の美術館等の所蔵する日本古美術品の修復に協力する用意があることを発表した。これに基づき、平成6年度から、文化庁及び外務省の指導の下に、東京国立文化財研究所及び国際交流基金を実施機関として、全米の美術館等の所蔵する絵画を対象として事業を拡充した。平成8年度には対象地域をヨーロッパに広げ、また平成9年度からは漆工品を中心とする工芸品を修復の対象に加えている。

平成11年度までに、米国、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国の25の博物館・美術館等に所蔵する日本古美術品99点（絵画88点、工芸11点）を修復した。

このように、海外所在の多くの日本美術品の修復が進みつつあり、諸外国における日本文化の紹介、ひいては国際文化交流の促進に役立っている。

事業の実施に当たっては、まず、文化庁、東京国立文化財研究所、外務省、国際交流基金の専門家あるいは行政官から成る調査団を美術館・博物館等に派遣し、調査及び協議を行うことに始まる。その後、相手側美術館と何度か協議し、候補予定作品を選定している。その後、修復を国宝・重要文化財の修理の実績のある工房に依頼するが、修理の間中は、東京国立文化財研究所の専門家が修理工房に定期的に赴き、修理の進捗状況を把握するとともに指導・助言を行っている。

日本の古美術品は、一見同じように見えるが、その製作時代や作者により製作技法や素材が異なっている。また、その作品が保存された環境によっても、様々な形質変化が見られ、修復方法について多くの研究者や熟達した修復技術者の的確な判断が必要とされている。

また、本事業による修復過程は、写真、ビデオ、文字による記録を行いデータの蓄積をしているが、今後の修復を行う際の貴重な記録あるいは手引としての教育的な資料としても役立っている。

今後の課題としては、損傷状態が甚だしく進んだものや、諸般の事情により所蔵する美術館等から移動することができない作品を、外国において修復することなどが挙げられる。

2 在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業

平成6年度から在外日本古美術品保存修復協力事業の一環として博物館、美術館研究協力事業を開始している。これは、欧米の日本古美術品を有する博物館・美術館及び文化財に関する研究機関等において日本古美術品の展示取り扱い、修復技術、保存・管理に関する業務等に従事している学芸員、修復技術者、保存管理者及び研究者等を文化庁が招へいし、日本の修理技術者、学芸員等の間で日本古美術品の展示取り扱い、修復技術及び保存・管理に関する共同研究を行うことにより相互の保存・管理技術の向上を図ることを目的としている。

本事業により交流した国は、米国、オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、ポーランド、スイス、英国及びオーストラリアの12か国に及んでいる。

3 アジア諸国博物館・美術館研究協力事業

平成2年度から、アジア諸国の博物館・美術館及び文化財に関する研究機関等の学芸員・修理技術者等を文化庁が招へいし、博物館・美術館等における保存修復技術の向上と、文化財の管理及び展示公開の施策の基礎的研究の進展に資するため、日本の学芸員等との情報交換等の場を提供するとともに、研究交流を行うための事業を実施している。

本事業で交流した国は、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ヨルダン、韓国、ラオス、マレーシア、モルディブ、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、シリア、タイ、トルコ及びベトナムの19か国に及んでいる。

活動の内容は、①博物館・美術館及び文化財に関する施設等の管理運営、活動状況の調査、研究及び意見交換、②文化財保存修復技術の研修、③文化庁及び国立博物館・国立文化財研究所が開催する文化財の保存修復、管理、展示取り扱いに関する研修会等への参加、④文化財の保存修復、管理、展示取り扱いに関する情報交換、⑤その他博物館等との交流に資する活動への参加、などが主なものである。本事業を契機として、交流や研究活動が活発となり、共同研究への橋渡しとなることも少なくなく、国際的な連携が強められるとともに、双方が互恵を得ることにより、文化財の保存修復技術の向上等に役立っている。

なお、同事業は、平成9年度までは、政府開発援助（ODA）対象国を対象にして事業を実施していたが、平成10年度からは、アジア諸国と幅広い交流を行うため、アジア・太平洋地域文化財建造物の保存修復協力事業を併せて、アジア諸国文化財の保存修復等協力事業としてODA以外の国も対象とした。

4 アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業

（1）事業の趣旨

文化庁では、平成2年度から、アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業を継続して実施している。我が国は木造の文化財建造物の保護に関し、1世紀を超える経験の蓄積を有する。この経験をアジア太平洋地域の行政官や技術者等と共有することで、当該国の自律的な文化財保護を担う人材の育成を支援し、主として木造の歴史的建造物の保存に協力することがこの事業の目的である。事業開始当初は政府開発援助（ODA）の一環として、その対象国のみを実施対象としたが、平成10年度からは、アジア諸国文化財の保存修復等協力事業の中に位置付け、アジア太平洋地域のより広い国々との交流が可能となった。

事業は相手国の要請に基づいて行われ、派遣と招へいにより実施される。具体的には、我が国の文化財保存技術の専門家として文化庁の文化財調査官等を派遣し、現地での共同調査や保存修理等を通じた技術協力を行うとともに、相手国の行政官や技術者等を日本に招いて研修を行っている。

これまでにネパールでの技術協力活動が完了したほか、現在はベトナム、ブータン、インドネシアでの取組が継続中である。いずれも調査や修理にかかる経費については相手国が準備し、国際交流基金等がこれに財政的な支援を行っている。また、ネパールやベトナム、ブータンでは、日本の大学を中心に複数の大学が共同研究を行い、学術面からの協力も行っている。

（2）交流の実績

ネパールでは、カトマンズ盆地のパタン市に建つ仏教僧院イ・バハ・パヒ（1427年建築）の保存修理事業に対し、平成2年度から3か年にわたり文化庁の文化財調査官、奈良県教育委員会、（財）文化財建造物保存技術協会の技術者等を派遣した。この保存修理事業の全体計画は、ネパール政府教育文化省考古局と日本工業大学とが共同で企画・実施したものである。東棟及び北棟の解体修理を行う第一期工事（平成2～5年）と、西棟及び南棟の屋根工事及び部分修理を行う第二期工事（平成5～7年）から成り、文化庁は、同国考古局長の要請に基づき、第一期工事に対して協力を行った。

ベトナムでは、同国ホイアン史跡保存国家委員会から要請を受け、平成3年度からホイアンの町並み保存事業に技術協力を行っている。ホイアン市は16～18世紀に国際貿易中継地として栄えた港町であり、市中心部は木造の町家等から成る歴史的景観を良くとどめ、1985（昭和60）年に同国の文化財に指定された。文化庁では、ホイアン市遺跡管理事務所が実施する伝統的民家5件（9棟）の保存修理に我が国の技術者を派遣し、現在までに4件（8棟）が完了した。修理の竣工という物理的成果に伴い、同国内における文化財保護体制も充実しつつある。ベトナム政府は1995（平成7）年4月に、ホイアンの町並み保存に対する諸外国の資金援助を受け入れる「ホイアン・ソサエティ」を設立した。1998（平成10）年にはホイアン市遺跡管理事務所に建築の専門家が初めて採用された。なお、ホイアン旧市街は1999（平成11）年12月に「古都ホイアン」として世界遺産リストに登録された。

ブータンでは、同国内務省の要請を受け、平成4年度から技術協力活動を行っている。ヒマラヤ山中に位置するこの国は、海外に門戸を開いてまだ歴史が浅い。ゾン（城郭）やラカン（寺院）等、国内の各種建造物にチベット仏教建築の影響が強く見られるが、学術的な調査はなされておらず、個々の歴史や文化的価値も十分に認識されていない状況にある。文化庁では、ブータン国内の歴史的建造物の所在調査、台帳作成、実測調査を提案し、文化庁の文化財調査官等を派遣してこれに技術支援を行ってきた。1997（平成9）年からは同国政府文化特別委員会が主体となった歴史的建造物の台帳作成が開始されている。また、これまでに内務省技官2名及び文化特別委員会職員2名を日本に招へいし、研修を行った。

インドネシアでは、同国教育文化省遺跡考古局の要請に基づき、1995（平成7）年から木造建造物の保護体制及び保存修復技術の向上に対する技術協力が行われている。その背景には、国内に多様な木造建築を有しながらも、ポロブトゥール等の石や煉瓦の文化遺産と比べて保護が遅れているインドネシア国内の状況がある。1998（平成10）年4月までに歴史的な木造建造物の保護状況に係

る基礎的な調査がおおむね完了し、その成果を基に、1998年11月及び1999（平成11）年12月に「インドネシアの木造建築遺産保存修復ワークショップ」が中部ジャワで開催された。文化庁では、調査及びワークショップの開催に対し、文化庁の文化財調査官等を派遣するとともに、公的機関に属する専門家2名、技術者1名を日本に招き、研修を行っている。

（3）今後の課題

以上のように、それぞれの国ないし地域の事情により、事業は多様な展開を見せている。各国に対する協力事業を進めるに際しては、技術協力を確実なものとするために、同一国に対して複数年継続して事業を行うこと及び保存修理や調査といった実際の作業を通じて技術協力することに主眼を置いている。こうした継続的な共同作業の中で両国の信頼関係を深め、専門家を擁する文化庁の組織的特徴を生かした国際交流の形が整いつつある。

今後も国内外の関係機関や研究組織との連携を深めることによって、更なる事業の進展を図るとともに、技術協力を通して得られる知見と国際的な視野を、日本の文化財保護行政に取り入れていくことが肝要である。

5 国立文化財研究所を中心とした国際研究協力事業

（1）敦煌文化財保存修復に関する研究協力

敦煌莫高窟は、4世紀から14世紀までの約千年の間、敦煌から約25kmの鳴沙山麓に築かれた仏教石窟群であり、その壁画、塑像、古文書は貴重な文化遺産である。しかし同遺跡は長年にわたる風化、土砂の浸食による埋没、内部壁画の剝落等が進行し、貴重な文化財が危機に瀕している状況であった。

昭和59年の日中外相会談及び文化庁長官・中国文化部長会談、翌60年の第3回日中文化交流政府間協議において、敦煌文化財保存協力の推進が確認された。これを受け、昭和61年度から、東京国立文化財研究所と中国敦煌研究院は、莫高窟壁画及び彩塑像の保存環境について共同研究を開始した。そして平成2年12月に、更に本格的な共同研究を進めるに当たって、研究についての合意書を調印した。

この本格的な共同研究は平成3年度から開始された。敦煌莫高窟壁画の保存・修復技術などを確立し、修復情報管理システムの開発など将来にわたって理想的な保存、修復を行うことができるようにすることを最終目的としている。

日本側研究者は年に2回訪中し、中国側研究者は年に1回来日して共同研究を行っている。また、中国側の人材養成を目的に、敦煌研究院の若手研究者を日本に招へいして研修を行っている。

（2）アンコール文化遺産保護に関する研究協力

アンコール遺跡は、カンボジア北西部のシェムリアップ地域において、9～15世紀にかけて栄えたアンコール王朝により築かれた仏教、ヒンドゥー教の寺院をはじめとする巨大な石造建築遺跡群

であり、その高い文化的価値から世界遺産リストに登録されている。しかし同時に、厳しい熱帯の気候や地盤沈下、内戦による破壊、盗掘などによる荒廃が進んでいるため「危険にさらされている世界遺産」にも宣言されている（世界遺産登録、危険にさらされている世界遺産登録とも1992（平成4）年。）。

奈良国立文化財研究所では、平成5年度から「アンコール文化遺産保護に関する共同研究」としてアンコール文化遺産保護に携わるカンボジアの研究者を日本に招へいし、また、日本人研究者をカンボジアへ派遣して、保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を実施している。我が国での文化財保存修復分野の研究を深めるとともに、世界的な文化遺産の保護に貢献しようとするものである。共同研究の内容は、①遺跡探査、②遺跡・遺構の写真測量、③石造建造物等の劣化対策、④発掘調査、⑤修復技術・保存科学、⑥広域遺跡整備、に関するものである。

なお、アンコール遺跡の保存活動に関しては以下のような経緯がある。

ユネスコは1989（平成元）年のカンボジア和平交渉を機に、現状調査団の派遣によるアンコール遺跡救済活動を開始し、同年10月には遺跡修復のための行動計画を策定した。そして、1991（平成3）年10月の和平合意成立を受け、アンコール遺跡に対する国際的援助が活発化した。

我が国のそれまでの活動としては、上智大学アジア文化研究所を中心とした上智大学遺跡国際調査団の活動（昭和55年～）や、民間レベルの団体としてのアンコール遺跡救済委員会の取組（平成3年4月～）などがあつた。なお、上智大学に対しては、これまで文部省の科学研究費補助金による研究補助を行ってきたほか、「アンコール文化遺産保護に関する共同研究」においても共同で現地調査を行っている。また、アンコール遺跡救済委員会には文化庁次長が顧問として参加し助言を行ったほか、平成3年5月の現地調査団派遣に際しては文化庁からも団員が参加した。

外務省では、平成2年6月、バンコクで開催されたユネスコ主催の「第1回アンコール遺跡国際専門家会議」の開催費用をユネスコ文化遺産保存日本信託基金から拠出したのを皮切りに、3年度からアンコール遺跡の保存事業に対し同信託基金の拠出を行っている。平成4年度には「日本政府アンコール遺跡救済チーム（JSA: Japanese Government Team for Safeguarding Angkor）」を結成し、JSAが実施するバイヨン寺院・北経蔵の保存修復事業などに対して同信託基金を通じた支援を行ってきた。

また、同じく平成4年度には内閣外政審議室が中心となり、アンコール遺跡の保存修復に対し我が国としてより効果的な協力をを行うため、外務省、文部省、文化庁、国際交流基金、国際協力事業団とともに連絡会議を設置した。

平成5年10月にはアンコール遺跡の保存・修復及び関連地域の開発に関心を有する30か国以上の国々や国際機関が一堂に会した「アンコール遺跡救済国際会議」が東京において開催され、アンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した。この会議の成果として、関係諸国や機関が実施する保存協力事業を効果的に調整・実施することを目的とした「国際調整委員会」が設置され、毎年一回カンボジアで本会合が開催されている。なお、同委員会の事務局はユネスコに置かれ、我が国はフランスと共同で、会合の際の議長を務めている。

平成8年12月には、内閣外政審議室が中心となり「アンコール遺跡保存事業連絡協議会」が設立された。アンコール遺跡の保存事業について、関係省庁、民間団体の関係者が幅広く参加し、意見交換、情報の共有及び連絡調整を行い、官民あいまって効果的な協力の推進を図ることを目的とするものである。

(3) 文化財保護に関する日独学術交流

日本とドイツ両国は、古い歴史と多くの文化財を持っているだけでなく、第二次世界大戦の惨禍から急速に復興し高度に産業化された社会を作り上げた反面、古来の文化財が衰亡や破壊の危機に瀕している点も共通している。本研究は相互の文化財保護に関する知識や経験を交換し、それぞれの国の文化財保護に資することを目的としている。

昭和49年10月に日本とドイツの間で、科学技術に関する学術交流を行うための議定書が調印され、以来定期的に日独間で会合が持たれてきた。平成2年に開催された第13回日独科学技術合同交流委員会において、文化財保護に関する交流を行うことがドイツ側から初めて提案され、両国政府間で文化財保存修復についての研究交流を図ることが合意された。

平成4年に「文化財保存に関する日独学術交流のための予備的調査研究」を文部省の科学研究費補助金により実施し、5年度から文化財保護の分野で学術交流が本格的に始まった。

日本側は東京国立文化財研究所が中心になって研究を行っているが、ドイツ政府には日本の文化庁に相当する組織がないために、ドイツで最も有力な文化財研究機関であるミュンヘンのバイエルン州立文化財研究所が共同研究のパートナーとなって研究を進めている。

平成5年度から3年間、「漆・ニスなど伝統的天然樹脂塗膜の劣化と保存に関する研究」を文部省の科学研究費補助金により実施し、江戸時代前後にヨーロッパに渡った日本や中国の漆製品、それをまねてドイツなどで制作されたニスやラッカーを用いた製品の劣化と保存について研究を行った。

平成8年度以降は事業を予算化し、歴史的建造物の文化財材質の劣化機構の解明と適切な保存方法に関する共同研究、科学的な調査研究法に関しての人的交流や研究会の開催を行っている。

(4) 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力

環境汚染物質による文化財への影響は、日本だけにとどまらず国境を越えた深刻な問題である。特に中国や韓国では日本以上に文化財に対する環境汚染の影響が深刻な問題になっており、人類共通の文化財の保存を考える上で互いに手を携えていく必要がある。

このような認識に基づき、平成7年度から、東京国立文化財研究所と韓国国立文化財研究所の間で国際共同研究の合意書に調印し、屋外にある大理石や青銅製文化財への環境汚染の影響について研究を進めている。平成11年度までの第1期研究では、①酸性雨など環境汚染による被害の実態について両国間で共通認識を持つことから始め、②気象観測、環境汚染物質の測定項目及び測定方法の検討、③測定データの取扱いの検討、④酸性雨などの影響を調べるために使用する暴露試験試料

の標準化などの研究が行われた。

平成12年度以降は第2次5か年計画を策定し、大きな保存上の研究課題である石造物の保存修復研究に関して双方でフィールドを設定し、より具体的な保存研究を行っている。

(5) アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力

本事業は、日本古代都城の源流を明らかにするために、中国古代の4都城（漢魏洛陽城、業北城、隋唐長安城、漢長安城）について、日中共同で調査しようとするものである。

平成8年度から、奈良国立文化財研究所と中国社会科学院考古研究所の間で共同研究議定書を取り交わし研究を実施している。分布調査・地下調査・発掘調査等の考古学的な調査法を駆使して遺跡の性格を正しく把握し、保存整備に対する基本構想を作成し、日本の都城研究への活用並びにアジア各国の都城遺跡の研究と保存に資するものである。また、調査内容を充実するために中国社会科学院から担当研究者を招へいし、日本の古代都城遺跡研究の現状を認識してもらうとともに、発掘調査技術などの交流を図っている。

(6) 東アジアにおける生産遺跡の調査研究協力

奈良国立文化財研究所では、平成10年度から飛鳥池遺跡の調査研究を行っており、同遺跡が金・銀・銅・鉄・漆・瓦・ガラス製品や玉類を総合的に生産した工房のある7～8世紀初めの生産遺跡であることが明らかになった。また、この調査により、飛鳥池遺跡出土のガラス製品と7世紀に隋唐の都として栄えた中国河南省洛陽市の遺跡及び韓国の扶余周辺の遺跡から出土した唐三彩の釉薬の原料として使用されるガラスの成分が類似していること、韓国の百済地域で発見されたガラス埴塼つぼや小玉鋳型と全く同じものが飛鳥池遺跡から出土したことが明らかとなっている。

このため、同研究所では、平成12年度から中国河南省文物考古研究所との合同調査研究及び韓国国立文化財研究所との共同研究を行うこととした。

具体的には、中国河南省文物考古研究所と河南省鞏義市白冶河流域の唐三彩窯の生産遺跡及び洛陽市周辺の遺跡について考古学的手法を用いた分布調査・地下調査・発掘調査を行い共同研究を行うとともに、韓国国立文化財研究所と韓国扶余周辺の遺跡の出土品について共同研究を行うものである。

東アジアで近年新しく発見されつつある文化遺産の調査研究を共同で行うことを通じて、各種文化遺産の保存技術等の開発について現地研究者との研究交流を深めることは、文化遺産の保存と活用に貢献し、文化財保護の国際協力に大きく寄与するものと考えられる。

第10章 世界遺産の保護

第1節 世界遺産条約

1 世界遺産条約の成立の経緯

ユネスコ（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：国際連合教育科学文化機関）は、世界の遺産の保存及び保護の確保をその憲章上の任務の一つとしており、国際連盟の時代に設置されていた国際知的協力機関における国際協力による文化財保護の考え方を引き継いで、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」（ハーグ条約、1954（昭和29）年採択）や「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」（ユネスコ条約、1970（昭和45）年採択）など、文化財の保護に係る事業を行ってきた。また、ユネスコは、エジプトのアスワン・ハイ・ダム建設で水没の危機に瀕していたヌビア遺跡群を保存するため、エジプト政府の要請に応じて加盟国に対し国際援助を呼び掛け、遺跡保存の大キャンペーンを展開した。多くの国からの技術的、財政的な支援によってヌビア遺跡群は移築されて水没の危機を免れ、遺跡の保存に成功を取めたが、ユネスコはこれを機に、世界各地の遺跡の保存のための総合的な制度の必要性を感じて、その検討を始めることとなった。1966（昭和41）年のユネスコ第14回総会は、文化財、記念物、遺跡等の保存及び修復のため、国際的な原則及び基準を採択するために適切な措置を執ることを決議し、国際的な保護のための協力の体制の確立を目的とする条約の草案作りの検討が始まった。

時を同じくして、自然遺産の保護に関して、イェローストーン国立公園設立100周年（1972（昭和47）年）を迎える米国の提唱により、国際自然保護連合（IUCN）が、同年6月に行われる国連人間環境会議に提出することを目標として、主に自然遺産の保存を目的とする条約案の作成を進めていた。ところが、1971（昭和46）年9月に行われた国連人間環境会議の準備会議において、二つの条約草案の間の重複の問題が指摘され、両条約案を統合することが望ましいとの意見が強まり、調整の結果、ユネスコが作成する条約に保護の対象として自然遺産も含めることとなった。1972（昭和47）年4月に開催された政府専門家会合においてこの条約の最終草案がまとめられ、同年11月16日に、パリで開催されたユネスコ第17回総会において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（いわゆる世界遺産条約）が賛成75（我が国も含む）、反対1、棄権17で採択された。この条約は、締約国が20か国に達した1975（昭和50）年12月17日に効力を生じ、2000（平成12）年5月現在締約国数は160か国となっている。

こうして誕生した世界遺産条約は、文化と自然という言葉が両極に位置する分野の一つの条約で保護していこうという点に特徴を有しており、その結果、文化と自然の中間領域に位置するような遺産（例えばコルディレラの棚田（フィリピン）やサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路

（スペイン）などまでも対象とするものとなっている。また、世界遺産条約は、平成12年現在、ユネスコを脱退している米国も締結している。締約国数の多さからも分かるように、今日、ユネスコの事業の中で最も世界的な関心を集めている事業と言えよう。

2 世界遺産条約の概要

（1）世界遺産委員会と世界遺産基金

世界遺産条約は、前文、本文38か条及び末文から成る。その基本的な考え方は同条約の前文から読み取ることができる。すなわち、「文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要」があり、また「このような文化遺産及び自然遺産を脅かす新たな危険の大きさ及び重大さにかんがみ、当該国が採る措置の代わりにはならないまでも有効な補足的手段となる集団的な援助を供与することによって、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務である」と記載されている。遺産を保護し将来の世代に伝えることは、第一義的には締約国の義務である（条約第4条、第5条）と同時に、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする（第6条、第7条）。このため条約は、政府間委員会として「世界遺産委員会」の設置（第8条）と、締約国の分担金等から成る「世界遺産基金」の設立（第15条、第16条）を定めている。

ア 世界遺産委員会

世界遺産委員会は、締約国の中から選出される21か国で構成され（任期は6年、隔年で開催される締約国総会でその3分の1を改選）（第8条1、第9条1）、毎年1回12月ごろに開催される。我が国は、1992（平成4）年に世界遺産条約を締結後、1993（平成5）年の第11回締約国会議で世界遺産委員国に選出され、1999（平成11）年までの6年間委員国を務めた。この間、我が国は世界遺産委員会の日本での開催を招致し、1998（平成10）年11月30日から12月5日に、第22回世界遺産委員会が京都市で開催された（第3節2参照）。また、我が国は6年間の任期中の1995（平成7）年から1998（平成10）年の間、ビューロー国（委員国21か国の中の議長国、副議長国、書記の計7か国で構成される）を務めた。委員会の事務局はユネスコの事務局が当たることとされ（第14条1）、1992（平成4）年に専属の組織としてパリに世界遺産センターが設置されている。

委員会の会議には遺産の保護を目的とする国際専門団体であるイコモス（ICOMOS：国際記念物遺跡会議）、イクロム（ICCROM：文化財保存修復研究国際センター）、IUCN（国際自然保護連合）が顧問の資格で出席することができ（第8条3）、委員会に助言・協力する（第13条7、第14条2）。

世界遺産委員会は、①締約国の推薦に基づいて、条約によって保護されるべき特に顕著な普遍的価値を有する文化遺産・自然遺産を認定し、「世界遺産一覧表」に記載（以下、一覧表への記載を「登録」という。）すること、②世界遺産に登録されている遺産の保全状態をモニターすること、③

世界遺産に登録されている遺産のうち、特に保存に緊急を要するものを決定し、「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載すること、④世界遺産の保護に関し、締約国を援助するために世界遺産基金が最大限効果的に用いられるような方法と条件を決定すること、の四つの基本的機能を持っている。②の役割は世界遺産委員会が特に重視しているものであり、締約国は自国の世界遺産の保全状態の報告書を定期的に世界遺産委員会に提出し審査を受けることとなっている。条約にかかわるすべての事項はこの世界遺産委員会で決定され、2年ごとに開催される締約国会議に報告されることになっている。

イ 世界遺産基金

世界遺産基金は、締約国の分担金（締約国に拠出が義務付けられているユネスコ分担金の1%相当額）や任意拠出金、締約国以外の国、機関、個人等からの贈与、募金、その他の資金から成る（第15条、第16条）。我が国は、2000（平成12）年には約7,100万円を拠出しており、米国（ユネスコに加盟していないが、分担金相当の任意拠出金を支出）に次ぐ。基金は世界遺産の保存、整備、調査・研究、専門家の養成、教育普及など、委員会の活動や国際的援助に使われ（第22条、第23条）、世界遺産委員会がこれを決定する。

（2）世界遺産一覧表の作成

世界遺産委員会は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を自己の定めた基準に基づき認定し、世界遺産一覧表に記載し公表する（第11条2）。この「自己の定める基準」は、委員会が「世界遺産条約履行のための作業指針（Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention）」として定めている。文化遺産の場合は、（a）下記の6項目の登録基準のいずれかに該当するとともに、（b）（i）真正さの基準（test of authenticity）を満たし、（ii）適切な保護措置と管理体制が講じられていることが求められる。

（参考）文化遺産の六つの登録基準

- （i）人類の創造的天才の傑作を表現するもの
- （ii）ある期間を通じて、又はある文化圏において、建築、技術、記念碑的芸術、町並み計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの
- （iii）現存する、又は消滅した文化的伝統又は文明の、唯一の又は少なくとも稀な証拠となるもの
- （iv）人類の歴史上重要な時代を例証する、ある形式の建造物、建築物群、技術の集積又は景観の顕著な例
- （v）特に、回復困難な変化の影響下で損傷されやすい状態にある場合における、ある文化（又は複数の文化）を代表する伝統的集落又は土地利用の顕著な例
- （vi）顕著な普遍的意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰又は芸術的、文学的作品と、直接に又は明白に関連するもの（委員会は、この基準により一覧表への記載が認められるのは、極めて例外的な場合であり、かつ、他の文化遺産又は自然遺産の基準と関連している場合に限られるべきであるとしている。）

基準の（b）（i）の真正さ（authenticity）とは、意匠、材料、工法、環境がオリジナルな状態

を保っているかどうかをいう。この解釈に関し、1994（平成6）年11月に文化庁が奈良県及び（財）なら・シルクロード博記念国際交流財団と共催で開催した「世界文化遺産奈良コンファレンス」において、真正さは文化の多様性に応じて判断されるべきことが国際的に合意された（第3節1参照）。

保護措置と管理体制については、推薦国が持ち得る限りの手段で全力を注いでいることを証明しなければならず、これには適切な立法措置、人員確保、資金準備及び管理計画などが含まれる。なお、登録された遺産の普遍的価値を保護するために、遺産の周辺に遺産本体と一体的な価値や環境を構成する適切な広さの緩衝地帯を確保することが求められている。

締約国政府から推薦された候補物件は、文化遺産に関してはイコモス、自然遺産についてはIUCNが実地調査を含む評価を行い、その評価を基に、世界遺産委員会が登録の可否を決定する。

なお、締約国は5～10年の間に推薦しようとする物件の目録（暫定リスト：tentative list）をあらかじめ世界遺産委員会に提出しなければならず、文化遺産の場合はこの暫定リストに記載されていないと世界遺産の審査が行われないこととなっている。

3 我が国の世界遺産条約の締結

我が国は、世界遺産条約の趣旨を望ましいものと考え、ユネスコ第17回総会においてその採択を支持したが、他方、条約の国内上の実施につき各締約国の裁量にゆだねられている部分が大いこともあり、条約採択後しばらくの間は、各国による締結及び運用の状況を見守っていた。しかし、昭和57年から、米国や英国の脱退に象徴されるユネスコ危機の時代となり、世界遺産委員会の事務局として本条約の実施に深く関与しているユネスコの管理・運営に大きな疑問が呈されたことが、我が国の締結準備作業が遅れる一因となった。

その後、我が国が国際社会の中で果たすべき役割が年々高まり、昭和63年に竹下総理（当時）は「国際協力構想」を提唱した中で、その3本柱の一つとして国際文化交流の強化を掲げ、平成元年に世界の貴重な文化遺産の保存・修復のため、ユネスコに文化遺産保存日本信託基金が設置された。文化庁でも、我が国の文化財保護に関する高度な技術力や豊富な知識・経験を生かし、諸外国からの協力要請に基づき、中国の敦煌莫高窟やカンボジアのアンコールワットなど海外の文化財の保存修復協力を積極的に取り組んだ。一方、地球規模の環境問題に対しても、内外の関心の高まりに対して、我が国は、1992（平成4）年6月の国連環境開発会議において、気候変動の調整や生物多様性の保全及び森林の保護に関する国際的枠組み作りの作業に参加するなど積極的な役割を果たした。

このような状況の中で、我が国としても、世界遺産条約における文化遺産及び自然遺産の保護のための国際協力の体制に参加し、もってこれらの分野における我が国の積極的な姿勢を示すことが重要であるとの考えが強まり、外務省や関係省庁で条約の運用に関する各国の対応についての調査や、国内法制との整合性、実施体制の整備の問題や財政負担の問題等につき鋭意検討が進められた。その結果、この条約が定める内容については、我が国においては文化財保護法、自然環境保全

法、自然公園法及び森林法などにより確保されているので、条約締結に当たって新たな国内立法措置は必要としないと判断された。このような準備を経て、第123回国会で批准案が審議され、平成4年6月19日に承認された。その後6月26日の閣議決定、6月30日の受諾書寄託を経て、同年9月30日に我が国について条約が発効した。

4 我が国の文化財保護と世界遺産条約締結の意義

我が国が世界遺産条約を締結することは、国際社会の一員として世界の文化遺産及び自然遺産の保護の分野における国際協力に寄与し、世界文化の発展向上の点から大きな意義を有するものと考えられる。また、我が国の文化財が世界遺産に登録されることは、我が国の歴史・文化や、文化財保護の手法に対する諸外国の理解の増進に寄与し、また、国内的にも文化財の保護に関する普及啓発において大きな役割を果たしている。さらに、世界遺産委員会での議論からは、「文化的景観」という文化遺産の新たな概念や、「緩衝地帯」という文化財と一体の価値を有する周辺地域の保全の在り方について学ぶところも多く、このような国際的な文化財保護の考え方を通じて、例えば、文化的景観としてとらえられる農村景観を名勝として指定し保護するなど、我が国の文化財保護の充実を図っている。

第2節 我が国の世界遺産の登録

1 推薦に向けた検討

(1) 条約締結時の検討

文化庁は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の批准に伴い行政機関として講ずべき施策の在り方について調査研究を行うため、平成4年3月に文化庁長官裁定による「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の批准に伴い講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し検討を始めた。協力者は世界文化遺産の対象である建造物や史跡名勝天然記念物の専門家をはじめとする学識経験者などで構成された。主な調査研究事項は、世界遺産に登録されることが適当と思われる候補物件の選定であり、条約及び条約履行のための作業指針に基づき、顕著な普遍的価値を有し人類全体の遺産としてふさわしい国内の物件の検討が進められた。

審議の結果、同会議は文化財保護法により国宝や特別史跡、特別名勝、特別天然記念物などに指定され、国内法上の万全な保護措置が講じられており、かつ、学術的・芸術的にも広く価値が認められている我が国を代表する文化財の中から世界遺産に登録を推薦する遺産の候補を選考し、これを文化庁長官に報告した。

文化庁はこの報告に基づき、文化財保護審議会の了承を経て、世界遺産条約関係省庁連絡会議で関係省庁と調整を図り、10件の文化遺産を暫定リストとして世界遺産委員会に提出した。暫定リストに記載した10件は、「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の寺院・神社ほか」「古都京都の寺院・城ほか」「古都鎌倉の寺院・神社ほか」「厳島神社」「琉球王国の城・遺産群」「姫路城」「彦根

城」「日光の社寺」「白川郷の集落」である。

また、暫定リストの提出と同時に文化庁は暫定リストの中から「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」の2件の文化遺産を、また、環境庁・文化庁・林野庁は共同で「屋久島」と「白神山地」の2件の自然遺産を世界遺産に推薦した。その後も、暫定リストの中から、順次、条件が整ったものを推薦しており、平成12年6月現在、10件の遺産（文化遺産8件、自然遺産2件）が世界遺産に登録され、1件が推薦中である。

(2) 原爆ドームの推薦

広島原爆ドームに関しては、平成6年1月に参議院で、また同年6月に衆議院で「原爆ドームの世界遺産化を求める請願」が採択された。世界遺産の推薦には文化財保護法による保護措置が講じられていることが要件となるが、原爆ドームのような新しい遺跡は史跡として文化財に指定することが当時の指定基準では困難であった。文化庁では、平成4年4月から文化財保護企画特別委員会を設置し、時代の変化に対応した文化財保護施策の改善について検討を進めていたところであったが、「今後、調査・研究を更に進め、近代の文化遺産の指定の促進を図る必要がある」という提言を盛り込んだ報告書が平成6年7月15日に提出された。この提言を受けて、更に議論を深めるため同年9月1日に「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」が設置された。

同調査研究協力者会議は、史跡指定の対象を第二次世界大戦終結ごろまでとすることが適当であることを提言した報告書を平成7年1月20日に提出し、これを受けて文化庁は同年3月6日に「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」の改正を行った。この新しい指定基準に基づき、所要の手続きを経て、同年6月27日に原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）が史跡に指定された。

その後、原爆ドームの世界遺産推薦について検討を行うため、同年8月4日に平成4年とはほぼ同様の構成で「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に関し講ずべき施策の在り方に関する調査研究協力者会議」が設置された。同会議は8月8日及び9月7日に審議を行い、原爆ドームを世界遺産の候補とすることを決定した。これを受けて、文化庁は文化財保護審議会及び世界遺産条約関係省庁連絡会議の手続きを経て、同年9月に世界遺産委員会に対し原爆ドームを暫定リストに追加提出するとともに、同時にこれを世界遺産に推薦した。そして、1996（平成8）年の世界遺産委員会において世界遺産に登録された。

2 世界遺産の推薦と登録

(1) 推薦のための条件整備と登録

暫定リストに登録した推薦候補物件のうち、登録の諸条件が整えられたものは世界遺産登録推薦書を作成し、事務局であるユネスコ世界遺産センターに提出することになる。各締約国から推薦された物件は、イコモスやIUCNの現地調査などの審査手続きを経て、世界遺産委員会で世界遺産への登録の可否が決定される。

推薦の条件を整備するのは、都道府県や市町村などの地方公共団体の重要な役割である。推薦の条件とは、具体的には当該資産が世界遺産として登録される顕著な普遍的価値を有していることや真正さ（authenticity）が保たれていることなどの学術的根拠に基づく証明であり、また、当該資産が万全の保護措置が講じられ、将来にわたって確実に守られるための管理体制が整えられていることなどである。例えば資産となる建造物が国宝等に指定されていても、より十全な保護を図るため、その敷地についても新たな指定作業が必要になる。そのような意味から法起寺境内、本願寺境内、加茂別雷神社境内、薬師寺境内、日光山内など世界遺産の推薦に向けて史跡に指定されたものも少なくない。

また、世界遺産条約の作業指針では、遺産本体を保護するため、その周囲に利用を制限した緩衝地帯を設定することが求められており、その範囲と規制の内容を定めなければならない。緩衝地帯は「自然公園法」や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」という。）などの法律や景観の保全等に関する条例など法令による利用規制が必要であり、地方公共団体が新たな条例を制定しなければならない場合もある。

特に、近年の世界遺産委員会の審査では、緩衝地帯の地域設定や開発に対する抑止手段が不十分であることを理由に推薦書を当事国に差し戻したり、審議を延期したりするケースが増えている。その背景には、多くの世界遺産が周辺地域での開発事業により景観等の阻害や遺産本体の破壊や損傷などの被害を受けている事実が挙げられる。我が国の世界遺産でも、近隣の高層建築物により景観に影響を受けてしまっている例もあり、今後、緩衝地帯の範囲や建築の外観及び高さなどの規制について、十分なものとすることが求められる。なお、暫定リストに登録されているもののような条件が整わないものや、また、同種の物件が既に世界遺産に登録されているものなどは、推薦が困難となる場合もある。

（2）我が国の世界遺産

平成12年6月現在、我が国では10件の世界遺産が登録されている。その内訳は下表のとおり文化遺産が8件、自然遺産が2件である。

我が国の世界遺産（文化遺産）は主として木造の建造物から成り、「法隆寺地域の仏教建造物」「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」「厳島神社」「古都奈良の文化財」「日光の社寺」といった神社、仏閣に関係するものが多数を占めている。いずれも遺産を構成する個々の建造物の水準の高さだけでなく、庭園や周囲の自然と織り成して作り出される独特の景観、信仰という精神文化との強い結びつき、建造物と共に継承されてきた伝統技術等が複合的に価値を作り出している。「法隆寺地域の仏教建造物」や「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」等においては、それらを構成する資産の集合が仏教寺院の歴史や一つの文化史を表現するよう配慮されている。

また、「姫路城」や「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、日本の木造建造物において見るべきものが古社寺だけではないことを示している。姫路城は、木造の城郭建築群と石造の城壁・白色の

日本の世界遺産

物件名	所在地	推薦年	登録年月	区分
1 法隆寺地域の仏教建造物	奈良県生駒郡斑鳩町	平成4年	平成5年12月	文化
2 姫路城	姫路市	〃	〃	〃
3 屋久島	鹿児島県熊毛郡屋久町、上屋久町	〃	〃	自然
4 白神山地	青森県西津軽郡、中津軽郡、秋田県山本郡	〃	〃	〃
5 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都市、宇治市、大津市	5年	6年12月	文化
6 白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県大野郡白川村、富山県東礪波郡平村、上平村	6年	7年12月	〃
7 原爆ドーム	広島市	7年	8年12月	〃
8 厳島神社	広島県佐伯郡宮島町	〃	〃	〃
9 古都奈良の文化財	奈良市	9年	10年12月	〃
10 日光の社寺	日光市	10年	11年12月	〃

平成11年6月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群（仮称）」を推薦

土塀から構成される日本の独特の城郭の様式を代表するものである。また、合掌造り集落は、強い地方性を有する民家とこれらの群によって形成される農村景観である。これが世界遺産として登録されたことは、我が国の木の文化に対する国際社会の理解を一層深めたばかりではなく、生活に根ざした優れた伝統文化を有しながらも、世界遺産への推薦をためらってきた発展途上国を大きく鼓舞したものと考えられる。

我が国の世界遺産の中でも異彩を放つ「原爆ドーム」は、人類史上初めて使用された核兵器の惨禍を伝える記念的な遺構であり、戦後50周年を一つの契機として登録が実現したものである。原爆ドームが「顕著で普遍的価値を持つ出来事」等との関連を問う登録基準(vi)だけで評価されたことは、世界の恒久平和を訴える「原爆ドーム」の記念碑的価値をより強く示していると言える。

ア 法隆寺地域の仏教建造物, Buddhist Monuments in the Horyu-ji Area

「法隆寺地域の仏教建造物」は、48棟の国宝・重要文化財建造物により構成され、うち11棟は8世紀以前の建立になる。遺産が所在する地域15haは国の史跡に指定されている。緩衝地帯571haは、古都保存法に基づいて歴史的風土保存区域として指定され、また、奈良県風致地区条例に基づき斑鳩風致地区として指定されており、全域の歴史的風土と自然環境の保全が図られている。

法隆寺は7世紀から18世紀にかけての主要な時代の建造物が残り、日本の仏教寺院の全歴史を物語る文化遺産がここに統合されている。法起寺も、初期の仏教木造建築の様式を持つ建造物としてこれらと一体の価値を持つ。

「法隆寺地域の仏教建造物」は、法隆寺金堂・五重塔など現存する世界最古の木造建築物があり、国内の宗教建築の発展に大きな影響を与えるとともに、中国の仏教建築及び伽藍配置を日本文化に適応させ、日本独自のスタイルへと発展させていったことを示す重要な遺産である。全体の様式のみならず細部装飾にも優れ、木造建築の傑作である。また、日本への仏教の伝来及び普及は仏教文化における重要な出来事の一つであり、宗教史上においても貴重な資料と言える。

イ 姫路城, Himeji-jo

「姫路城」は、82棟の国宝・重要文化財建造物により構成され、遺産が所在する地域107haは国の特別史跡に指定されている。また、緩衝地帯143haは、姫路市の都市景観条例や都市計画法による用途地域の指定によって景観の保全等が図られている。

姫路城は日本の城郭を代表するもので、安土桃山時代から江戸時代にかけて、日本独自の城郭建築の技術が最高潮に達した時期の遺産である。大天守と三つの小天守が渡橋で結ばれる天守閣をはじめとする木造の城郭建築群や高い石垣、白色の土塀で構成される城の構造が最も良く残る。

「姫路城」は、日本の木造城郭建築の最高峰を示すもので、城の機能とデザインが結び付いて表される高い美的完成度は、木造建築の傑作であり、かつ、その重要な特徴が良好に保存されている。

ウ 屋久島, Yakushima

「屋久島」は、温暖な気候と、ところによっては1万mmにも達するほどの年間降雨量があいまって、巨樹であるヤクスギに代表される特異な森林植生を有し、海岸付近に生育する亜熱帯植物から中腹の温帯性の針葉樹林を経て、亜高山帯の低木の群落に及ぶ明瞭な垂直分布が見られる。また自生する植物には多くの固有種や南限又は北限として分布するものがあり、特異な生態系を形成している。特に樹齢数千年に達するヤクスギを筆頭とするその巨樹林は世界的に傑出した存在である。

九州本島から隔離されて1万5千年を経る屋久島では、この間に動物の種に分化現象が生じ（亜種分化）、ヤクシマザルやヤクシカなどこの島固有の動物（固有亜種）が知られているほか、鳥類ではアカヒゲ、カラスバトなど4種の天然記念物も生息している。また、昆虫では約1,900種が確認されている。

当該地域に保存されているこのような生態学的特徴を有する森林は、世界に類例を見ない貴重なものである。

遺産地域はヤクスギの巨樹林を含み明瞭な垂直分布が連続的に見られるように設定された約1万700haの地域で、屋久島の面積の21%に当たる。その大半は林野庁所管の国有林である。緩衝地帯は設定されていないが、遺産地域は特別天然記念物指定（昭和29年）や、国立公園の指定（昭和39年）等が行われ、これらを所管する文化庁、環境庁、林野庁及び鹿児島県が連携して一体的な管理を図るため、当該遺産地域の管理計画を策定し、「屋久島世界遺産地域連絡会議」を設置して適正かつ円滑な管理を行っている。

エ 白神山地, Shirakami-sanchi

「白神山地」は、青森県南西部と秋田県北西部にまたがる標高100mから1,200m余に及ぶ山岳地帯の源流域に位置し、当該地域には我が国の冷温帯における気候の極相であるブナ林が原生的な状態で広範囲に保存されている。遺産地域として保護されている面積は1万6,971haであり、全域が林野庁所管の国有林である。

遺産地域を中心とする当該山地からは500種以上の植物の分布が知られているが、この多様な植生に依存して、特別天然記念物カモシカや天然記念物イヌワシ、同クマゲラ、同ヤマメなど多くの

動物種が生息しており、昆虫類は約2,000種にも及ぶ。特に、我が国の固有種であるブナの純林は、水河期以降に成立した東アジアの代表的なもので、多種多様な動植物が分布し、様々な植物群落とその更新の段階が見られるなど生態学的に進行中のプロセスの顕著な見本である。環境庁、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県などの関係省庁等による「白神山地世界遺産地域連絡会議」が設けられ、世界遺産にふさわしい管理計画を策定している。

オ 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）、Historic Monuments of Ancient Kyoto (Kyoto, Uji and Otsu Cities)

「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」は、賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、教王護国寺、清水寺、延暦寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、高山寺、西芳寺、天龍寺、鹿苑寺、慈照寺、龍安寺、本願寺、二条城の17か所の文化資産から成り、198棟の国宝及び重要文化財建造物、12か所の特別名勝及び名勝を含む。遺産が所在する地域約1,056haは国の特別史跡、特別名勝、史跡、名勝又は、国宝・重要文化財である建造物と一体を成す土地として指定されている。

緩衝地帯合計約3,579haが古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区の指定や京都市の市街地景観条例により保全されているが、京都には文化資産が点在し、これらが一体となって「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」を形成していることから、緩衝地帯を含めて構成資産を更に広く包括する区域として、都市環境・自然環境と歴史的資産の調和を維持するための「歴史的環境調整区域」（約2万3,200ha（遺産地域及び緩衝地帯を含む））を設定している。

「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」は、794年の平安京遷都から1000年以上にわたり日本の文化の中心地として各時代ごとに新しい文化をはぐくみ蓄積してきたことを示す遺構であり、登録資産を構成する個々の建造物及び庭園は、日本の文化史を彩る各時代の建築様式（特に神社、寺院、貴族住宅）や庭園様式の代表的な形式を示し、歴史的発展を説明するものとなっている。さらに、それぞれの資産に見られる建築や庭園等の複合的な芸術性の高さは、19世紀以降、世界の他の地域に対しても大きな影響を与えてきたものである。

カ 白川郷・五箇山の合掌造り集落, Historic Villages of Shirakawa-go and Gokayama

白川郷と五箇山地区は、岐阜県と富山県にまたがり、日本の代表的な高山の一つである白山（標高2,702m）を中心とした中部山岳地帯に含まれ、合掌造り家屋によって特色付けられる独特の文化が形成・継承されてきた。

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、この山岳地帯の険しい山間に分散して所在する「荻町」「相倉」「菅沼」の3か所の集落から構成され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている（遺産が所在する地域の面積約68ha）。3集落はそれぞれの周囲に設定された緩衝地帯Ⅰ種（良好な自然環境又は歴史的環境を維持するために現状の変更が厳しく制限されている地域、総面積約4,335ha）で保護されており、さらにその外側には3地区を包含する広域の緩衝地帯Ⅱ種（自然環境及び文化的景観の保全のために一定規模の開発行為が規制される地域、総面積約5万4,538ha）で囲まれている。緩衝地帯Ⅰ種については、国の史跡、県立自然公園あるいは自然環境や文化的景観の保全に関する村条例による保護地区に指定され、保護の措置がとられており、緩衝地帯Ⅱ種は村の景

観条例によって保護の措置がとられている。

豪雪に対処するため、また、養蚕などの用に供するために内部の空間を広く大きくとる必要から造られた「合掌造り」と呼ばれる独特の形式を持つこの地域の伝統的民家とその集落は、戦後日本の高度経済成長による社会情勢の変化によって急激に減少し、壊滅的な状況となった。こうした状況にあって、荻町、相倉、菅沼の3地区の集落は、いずれも集落の歴史的景観とその周囲の自然環境が良好に保存されており、そびえ立つような大きな三角形の妻面を見せる家屋が群となって並び建つ集落景観は他に類例がない。「白川郷・五箇山の合掌造り集落」は、三集落が一連のものとして残ることにより、ある地域的な広がりを持った文化圏が形成されていたことを示すものである。

キ 原爆ドーム、Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)

「原爆ドーム」は、人類史上初めて使用された核兵器の惨禍を如実に伝え、時代を超えて核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の大切さを訴え続ける人類共通の平和記念碑と評価され、文化遺産の種別のうち記念工物として世界遺産に登録された。

「原爆ドーム」の遺産地域は史跡指定地(約1万1,308㎡)のうちの4,000㎡で、その西南に広がる平和記念公園のみならず、元安川の水面や河岸緑地から50m以内の地域を緩衝地帯(約43ha)に含めている。これらの緩衝地帯に含まれる周辺市街地においては、広島市が「原爆ドーム及び平和公園周辺建築物等美観形成要項」を定め、建物の配置や壁面の材料・色彩、屋外広告物等について指導し、景観の保全に努めている。

「原爆ドーム」が世界遺産に登録された際には、中国が委員会の合意形成に対して留保の姿勢を示したほか、米国は委員会に登録を決した後に合意形成に参加しなかったことを発表した。

世界遺産委員会では、原爆ドームの世界遺産登録に伴って、文化遺産の登録基準に関して議論を呼び、登録基準(vi)は、「例外的な環境下にある場合」と「他の文化遺産・自然遺産の登録基準と併用する場合」の二つの条件を同時に満たす場合にのみ適用可能とすることに改められた。

ク 厳島神社、Itsukushima Shinto Shrine

厳島神社の社殿群は、神の山である瀨山の深々とした緑に覆われた山容を背景として、海上に鮮やかな朱塗りの宗教建築群を展開するという他に類例を見ない大きな構想の下に独特の景観を作り出している。

「厳島神社」は、本社、摂社客神社のそれぞれ本殿・幣殿・拝殿、祓殿や東西廻廊、能舞台など17棟3基の国宝及び重要文化財に指定されている建造物群と、神社の背後に展開し、建造物群と一体となって遺産の価値を形成している瀨山の北斜面の森林区域から成り、遺産が所在する地域の面積は約431haである。また、これらを取り巻く厳島神社前面の海面の一部及び厳島全島が、緩衝地帯(約2,634ha)を構成する。これらはすべて特別史跡及び特別名勝厳島の指定地域に含まれるとともに、瀬戸内海国立公園にも含まれている。

厳島神社は、日本独特の神道に基づく建築の規範であるとともに、山と海との接点に位置するというユニークな形式をも併せ持つものであること、平安時代から鎌倉時代にかけての様式を現在まで継承する古い形態の社殿群を知る上で重要であること、そして神道に関連する日本の宗教的空間

の特質を理解する上で重要な根拠となることなどが高く評価された。

ケ 古都奈良の文化財、Historic Monuments of Ancient Nara

古都奈良の文化財は、奈良時代の都城跡である平城京に造営された東大寺、興福寺、元興寺、薬師寺、唐招提寺の寺院と、藤原氏の氏神として造営された春日大社及びその背後の社叢である春日山原始林、そして宮殿と官衙の遺跡である平城宮跡の計8資産から成る。東大寺の中には、宮内庁が所有し、世界遺産推薦に先がけて国宝に指定され、史跡東大寺旧境内に追加指定された正倉院正倉も含まれる。遺産が所在する地域の面積は616.9haで、そのうち計78からなる各寺院や神社などの建造物等は国宝又は重要文化財に指定され、春日大社と背後の社叢及び平城宮跡は史跡、特別史跡、特別天然記念物にそれぞれ指定されている。

緩衝地帯には、古都保存法による歴史的風土特別保存地区を中心として、都市計画法に基づく風致地区や奈良市が定める都市景観保全条例など主として許可制に基づく規制内容を持つ面積1,962.5haの地域が充てられ、周辺環境の保全に厳正な措置がとられている。また、緩衝地帯を含めて構成資産を広く包括する区域として、風致景観の保全及び市街地環境の維持を目的とした各種の規制を行うために、面積539haの歴史的環境調整区域が定められた。遺産が所在する地域、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域を含めた総面積は、計3,118.4haである。

「古都奈良の文化財」は、中国や朝鮮半島との文化的交流を通じて開花した建築や芸術に関する資産であり、奈良時代における日本文化の開花が建築遺産によって証明されるものである。また、平城宮跡の平面構成や奈良に遺存する建造物群の意匠は、古代アジアの都城における建築や都市計画の顕著な事例である。

古都奈良の文化財の登録には、それ以前の登録資産と比較して、(a)東アジアの仏教センターとしての性格が高く評価され、原爆ドームの登録以来、適用に厳しい条件を付されていた登録基準(vi)の下に登録されたこと、(b)東大寺の大仏が事実上移動が不可能であることから、建造物である金堂(大仏殿)と一体のものとして世界遺産に登録されたこと、(c)春日大社境内とその背後の社叢である春日山原始林が、日本古来の自然崇拜を母胎とする信仰に関連する文化的景観として、最初の登録事例となったこと、(d)考古学的遺跡としては初めて平城宮跡が登録されたこと、などの特徴がある。特に、平城宮跡は、東アジアを代表する日本の古代都城遺跡であるとともに、長い歴史の中で地下遺構にしか痕跡を残さない日本の木造建築の特徴をも示す考古学的遺跡の代表例でもあり、平城宮跡が世界遺産に登録されたことの意義は大きい。同時に、地下遺構の確実な保存を前提として建設された朱雀門などの復元建造物を含めて遺跡の環境の真实性について高い評価を得たことについても大きな意義がある。

コ 日光の社寺、Shrines and Temples of Nikko

「日光の社寺」は、二荒山神社、東照宮、輪王寺の建造物群と山岳信仰の聖域とされてきた山内の建造物群周辺の山林地域(文化的景観)の資産から成り、103棟の国宝及び重要文化財建造物により構成され、遺産が所在する地域約51haは国の史跡になっている。また、周辺部約373haは緩衝地帯として、自然公園法に基づく日光国立公園、都市計画法に基づく風致地区、森林法に基づく保

安林及び日光街並景観条例による街並景観形成地域によって歴史的町並み景観等の歴史的環境と自然環境が保護されている。

登録資産のうち東照宮本殿・石の間・拝殿は、日本の近世初期宗教建築である権現造りの形式の代表例であるとともにその後の霊廟建築や神社建築に大きな影響力を持ち続けた重要な事例であり、また全体としての建造物群は、江戸時代における廟を中心とする神社と寺院の威容を伝えるものである。

平成10年5月に二荒山神社、東照宮、輪王寺を一体とした「日光山内」の史跡指定が完了し、推薦の条件が整った。

なお、審査の過程で遺産の南西部分の緩衝地帯における開発要因について脅威とならないよう継続的なモニタリングが必要だと指摘があり、地元では連絡協議会を新たに設置し町並み景観等の改善に取り組んでいる。

サ 琉球王国のグスク及び関連遺産群, Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu

この文化遺産群は、平成11年6月に日本政府から世界遺産委員会に推薦され、同12年11月にオーストラリアのケアンズで開催の第24回世界遺産委員会で登録が決定される。

推薦資産の内容は、沖縄県の沖縄島に所在する今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、園比屋武御嶽石門、玉陵、識名園、斎場御嶽の9資産であり、琉球が琉球王国への統一に動き始める14世紀後半から、王権が確立した後の18世紀末にかけて生み出された文化遺産である。琉球地方でグスクと呼ばれる城塞とそれに関連して残されている記念工作物、遺跡及び文化的景観などのこれら推薦資産は、日本列島最南端の島嶼という琉球の立地的特性のゆえに、日本、中国及び東南アジア諸国との政治的・経済的・文化的交流の過程で成立した独立王国の所産であり、独自の発展を遂げた琉球地方の特異性を示す文化遺産である。

第3節 世界遺産の保護の取組み

1 「木の文化」の国際的評価の構築

—世界文化遺産奈良コンファレンスの開催—

(1) 背景

1992年(平成4)に我が国が世界遺産条約を締結し、国内の文化財を世界遺産に推薦するための準備が開始されたが、これに並行して、我が国を代表する伝統的な木造建造物の価値及びその保存修理方法の適正さについて、自ら立証し、国際社会の理解を得るための積極的な努力が求められることとなった。

文化遺産の登録に当たっては、六つの登録基準の一つ以上に該当し、意匠、材料、工法、環境の四つの側面からオーセンティシティの審査を満足することが求められている。文化遺産の価値に関するオーセンティシティとは、遺産がオリジナルな状態を保っていることに疑いが無い状態を指

し、「真正さ」、「真実性」などと訳される。この理念は、石や煉瓦を建造物の主材料とするヨーロッパで形成・発展し、1964(昭和39)年のヴェニス憲章の中で、国際的合意に基づく修復の基本原則として明確に示された。

木の文化を有する日本では木造建築の健全さを保持するため、屋根葺材などの傷みやすい部材は周期的に取り替え、木部は解体して部材の補修・取替えを行った後に組み直す方法を採用。また、大規模な修理の中では建造物を学術的、芸術的に最も価値が高かったと判断される時期の姿に復原する努力がなされている。しかし、このような場合における古材や後世の付加箇所の取扱い等に関しては、ヴェニス憲章が提示する修理原則を厳密に適用できない部分があり、海外には日本の文化財建造物のオーセンティシティに疑問を抱く研究者や専門家もいた。また伊勢神宮の式年造替(式年遷宮)が世界的に有名であるため、これと混同して、日本では修理の中で古材を容赦なく捨てているという誤解が一部で流布していた。

(2) 会議の開催準備

こうした状況を改善し、日本の保存修理に対する国際社会の正しい理解を得るために、文化庁は奈良県及び(財)なら・シルクロード博記念国際交流財団とともに、ユネスコ世界遺産センター、イクロム、イコモス並びにノルウェー及びカナダ両政府の協力を得て、平成6年11月1～6日、「世界文化遺産奈良コンファレンス(Nara Conference on Authenticity - in relation to the World Heritage Convention)」(以下、「奈良会議」という。)を開催した。世界各地域を網羅する28か国から文化財保護にかかわる第一線の45名の専門家が招かれ、奈良県新公会堂においてオーセンティシティの概念と定義を討議した。

奈良会議の開催経緯については、平成5年5月、当時のイコモス事務総長が法隆寺や姫路城等の日本の文化財建造物を視察するために来日し、その際に文化庁を訪れてオーセンティシティに関する専門家会議の招致を要請したことが発端となっている。条約が規定する世界遺産本来の概念を反映する基準の作成に向けて議論が繰り返される中で、1992(平成4)年12月の第16回世界遺産委員会において、世界遺産センター及びイコモスは、専門家会議を開催してオーセンティシティの基準の見直し・改善を深く検討するよう求められていたのである。奈良会議は、世界遺産に絡んで文化遺産の概念が大きく広がる流れの中で、世界遺産委員会が模索していた世界の文化の多様性への対応と、我が国が国際社会に対して求めていた「木の文化」に対する適切な評価の確立というねらいとが合致して具体化されたものであり、木の文化を有する日本のケースを代表的な事例に、文化と遺産の多様性を考慮した新しいオーセンティシティの審査の在り方を検討する場となった。

(3) 「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」の採択

奈良会議の会期中には、日本の伝統的建築とその保護に関する説明及び保存修理現場等の見学が行われ、「変遷するオーセンティシティの概念」、「オーセンティシティと文化的多様性」、「オーセンティシティと遺産の多様性」の各テーマで講演と討論がなされた後、総括討議で会議の成果とし

て「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」(以下「奈良ドキュメント」という。)が参加者全員の賛成により採択された。

奈良ドキュメントの中では、オーセンティシティが文化遺産の定義、評価、モニタリングに不可欠な要素であることを確認するとともに、「文化遺産とその管理に対する責任は、まず最初に、その文化を作り上げた文化圏に、次いでその文化を保管している文化圏に帰属する」と謳い、オーセンティシティの審査は固定された評価基準の枠内で成し得るものではなく、その遺産に固有な文化に根ざして考慮されるべきであるという見解が示されている。このドキュメントは、現代社会における文化と遺産の多様性を尊重するニーズにこたえる国際宣言として受け止められ、世界遺産委員会の議論の中で文化の多様性に関する基本的コンセンサスとして引用されることも多い。奈良会議の開催は、木の文化を有する日本ならではの国際貢献として高く評価されている。

2 第22回世界遺産委員会の開催

第22回世界遺産委員会は日本が招致し、1998(平成10)年11月30日から12月5日まで6日間の日程で国立京都国際会館(京都市)において開催された。アジアではタイに続いて2回目の委員会の開催であった。京都会議には21の委員国と三つの助言機関(イクロム、イコモス、IUCN)のほか、オブザーバーとしての37の条約締約国と国内外の16の団体を含め、約240人が参加した。委員会の議長は招致国が担当することとなり、松浦晃一郎特命全権大使(当時、松浦晃一郎特命全権大使フランス国駐劄(当時、平成11年11月からユネスコ事務局長)が務めた。

京都会議では、我が国が推薦していた「古都奈良の文化財」をはじめとする計27件の文化遺産と3件の自然遺産、計30件の遺産を新たに世界遺産に登録することが決定されたほか、世界遺産の保全状態や国際支援などについて審議が行われた。特にここ数年の世界遺産委員会で継続審議となっていたモニタリングシステム(世界遺産の保全状況の定期報告)の導入と世界遺産エンブレムの使用ガイドラインが決定されるなど大きな成果があった。

3 世界遺産委員会等の議論への参画

文化庁では、1992(平成4)年9月の世界遺産条約締結後は、毎年7月ごろに開催される世界遺産委員会ビューロー会合と12月ごろに開催される世界遺産委員会に、外務省や環境庁等の関係省庁とともに職員を派遣している。特に、平成5～11年までの6年間は世界遺産委員会の構成国を務め、世界遺産条約の運営や世界遺産の保護に係る重要な議論に参画してきた。また、このほか、国際的議論から学び、同時に我が国の経験を国際的に役立てるため、世界遺産条約の運営に関して開催される各種の国際専門家会議にもその内容に応じて文化財調査官を出席させている。

特に1994(平成6)年に開催された第18回世界遺産委員会において、世界の多様な文化を反映し均衡のとれた世界遺産一覧表の構築を目指した「世界遺産のグローバル・ストラテジー」と呼ばれる戦略的指針が採択され、以後の委員会では、このテーマに関する行動計画や作業指針などの重要な議題が審議されており、我が国からも文化財保護の知識や経験を通じて、これらの重要な協議に

参画している。

4 財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の開設

平成11年8月、アジア太平洋地域の文化財保護に対する我が国の国際貢献を一層進めるための国内拠点として、奈良市内に財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所が開設された(第9章第1節2(4)参照)。

本事務所においては、主としてアジア・太平洋地域における世界遺産をはじめとする遺跡等の保護のための国際協力を目的とし、ユネスコやその機関である世界遺産センター、イクロムなどの国際機関と連携協力して、データベースの構築等の海外への情報発信、アジア太平洋地域の文化財保護担当者の研修、国際会議の開催等の事業を行っている。

初年度の平成11年度には、文化遺産の保護の重要性をテーマとした一般向けのセミナー、アジア太平洋地域諸国の文化遺産の保存と活用の現状と課題や同地域の文化遺産保護のための研修事業の在り方をテーマとした文化財保護関連専門家による国際会議、世界遺産保護の重要性について考える一般公開シンポジウムを開催したほか、アジア太平洋地域の文化財保護の現状、文化財保護関連法制度、文化財保護関連の人材情報等の資料収集及びデータベースの構築に着手した。

5 地方公共団体の世界遺産保護の取組

人類全体の遺産として認められた世界遺産を将来に継承していく責務は非常に重いものであり、世界遺産の登録は地域おこしや観光振興のためだけではなく十分に認識されなければならない。世界遺産の所在する関係地方公共団体においては、世界遺産に登録されている遺産の保護とその遺産の価値と一体となった周辺地域の保全について、関係法律や条例を駆使して取り組むとともに、世界遺産として認められた価値が損なわれないよう常にその保全状態について監視を怠らないようにしなければならない。

また、世界遺産の保護には、地域住民の理解と協力が頼らなければならない問題も多く、地方公共団体と住民が一体となった保護活動が望まれる。

このような背景から、国内の世界遺産所在市町村の首長たちが一堂に会し、世界遺産の保護とまちづくりに関する諸問題について意見交換を行う「全国世界遺産都市会議」が京都市の呼び掛けにより、平成8年度から毎年開催されている。

このほか、世界遺産所在地方公共団体が、ユネスコ世界遺産センターと連携して世界遺産の保護に係る国際会議等を開催する例もあり、これまで、奈良県の「世界文化遺産奈良コンファレンス」(平成6年11月)、奈良市の「世界遺産都市の保存と開発を考える奈良セミナー」(平成11年3月)、鹿児島県の「世界自然遺産会議」(平成12年5月)などがある。

文化庁はこのような地方公共団体が行う世界遺産保護に対する取組に対して、専門的な立場から協力をを行っている。